

KIER DISCUSSION PAPER SERIES

KYOTO INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH

Discussion Paper No.1309

“家計の税・保険料負担：
『全国消費実態調査』『家計調査』『国民生活基礎調査』の比較”

大野 太郎・中澤 正彦・三好 向洋・松尾 浩平・松田 和也
片岡 拓也・高見澤 有一・蜂須賀 圭史・増田 知子

2013年7月



KYOTO UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

家計の税・保険料負担： 『全国消費実態調査』『家計調査』『国民生活基礎調査』の比較*

大野 太郎*1・中澤 正彦*2・三好 向洋*3・松尾 浩平*4・松田 和也*5
片岡 拓也*6・高見澤 有一*7・蜂須賀 圭史*8・増田 知子*9

概要

本稿では総務省『全国消費実態調査』『家計調査』、厚生労働省『国民生活基礎調査』の家計マイクロデータを用い、家計の税・保険料負担について考察する。先行研究の分析や指摘を踏まえ、(1) 所得階層別と消費階層別、(2) 年齢階層別を含むクロス集計、(3) 1時点ベースと生涯ベース、といった観点から多面的に捉えていく。

考察の結果、(1) 3統計はいずれも、消費階層別の下で所得税・住民税・消費税は累進的、年金・医療保険料は低階層において累進的、介護保険料は概ね比例的、税・保険料全体では累進的である。(2) こうした結果は各税・保険料について1時点ベースも生涯ベースもほぼ同様である。(3) 高齢世帯の貯蓄行動を踏まえるとき、(所得階層別の下で) 生涯ベースの消費税負担が比例的であるとする理論的示唆を実証することは難しい、などの点が確認された。

JEL 区分：H24, H55

キーワード：家計、マイクロデータ、税負担、社会保険料負担

* 本稿の作成にあたっては財務省財務総合政策研究所における研究会にてフロアの方々から多くの貴重なコメントを賜った。記して謝意を表す。なお、本稿の内容は著者らの個人的見解であり、著者らが所属する機関の公式見解を示すものではない。

*1 尾道市立大学経済情報学部 講師/財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員

*2 京都大学経済研究所先端政策分析センター 准教授

*3 愛知学院大学経済学部 講師/財務省財務総合政策研究所 上席客員研究員

*4 株式会社 NTT データ 公共システム事業本部 主任/前・財務省財務総合政策研究所 研究員

*5 前・財務省財務総合政策研究所 研究員

*6 西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部/前・財務省財務総合政策研究所 研究員

*7 日本たばこ産業株式会社 社会環境推進部/前・財務省財務総合政策研究所 研究員

*8 財務省財務総合政策研究所 研究員

*9 財務省財務総合政策研究所 研究員

1. はじめに

今日、日本財政は非常に厳しい状況にある。その一つの背景には少子高齢化の進展に伴う社会保障費の高まりが大きく影響しており、そのため社会保障財源をどのように賄うかが重要な課題となっている。こうした中、家計に更なる税・保険料負担を求めざるを得ないとする意見は少なくないが、今後の具体的な方向性を検討するにあたってはまず家計の税・保険料負担の実態を把握することは重要であろう。これまでも家計の税・保険料負担を計測する研究は少なくなく、さまざまな考察が進められている。その中で近年、家計のマイクロデータ（個票データ）を用いた研究が増えてきているのも特徴の一つである。

ところで、この分野において当初は利用統計の制約から、負担の時間単位として（年間や月間といった特定の期間内だけの）「1 時点ベース」に基づく負担の計測を行うことが多かった。このうち、税・保険料の負担構造に注目すれば、先行研究からは主に以下のような結果が示されている（図表 1 を参照）。

- ・直接税負担（所得税・住民税）は累進的である。【田中 2010】
- ・消費税負担は逆進的である。【田中 2010, 高山・白石 2010, 白石 2011】
- ・社会保険料負担は逆進的である。【阿部 2000, 田中 2010】
- ・税・保険料の合計負担は累進的だが、比例的に近い。【田中 2010】

< 図表 1 挿入 >

これに対して、近年はライフサイクルの視点を考慮して、利用統計の制約を前提としても特別集計を行って生涯の所得水準や税・保険料負担額を求め、「生涯ベース」に基づく負担の計測を行う動きも出てきた。このうち、消費税の負担構造に関する議論に注目すれば、消費税負担は生涯ベースで見てもやはり逆進的であるとする成果もあれば（橋本 2010, 白石 2011）、むしろ逆進的ではないとする成果もある（大竹・小原 2005）。但し、こうした違いが生じる背景には、先行研究がそれぞれ使用している評価軸の違いにも依存している。具体的には、経済的な豊かさの水準で家計を分類する場合、その階層区分として「所得階層別（所得 10 分位）」を用いるか、あるいは「消費階層別（消費 10 分位）」を用いるかという点である。このように、家計の税・保険料負担についてはこれまでに多くの先行研究があるものの、それぞれの結果を捉えるにあたっては負担の時間単位（1 時点ベースか、生涯ベースか）や階層別の種類（所得階層別か、消費階層別か）など分析上の評価軸にも留意する必要がある（図表 2 を参照）。

< 図表 2 挿入 >

以上の議論は本分野において現在進められている研究の方向性を示しているとも言える。

具体的には以下の点が挙げられる。

- (1) ミクロデータ（個票データ）を使用して計測すること。
- (2) 時間単位として1時点ベースだけでなく、生涯ベースからも負担構造を捉えること。
- (3) 家計の経済力な豊かさに基づく階層区分として所得階層別だけでなく、消費階層別からも負担構造を捉えること。

上記(3)の背景として、これまでは各種階層別のうち、家計の区分をその経済力に基づいて行う場合には主に所得階層別を用いることが多かった。しかし近年、この所得階層別という区分そのものに対して留意すべき点が指摘されている。すなわち、特定の1時点における所得水準は当該家計の真の経済力を反映していないかもしれない。例えば、八塩・長谷川(2009)は「所得は勤労の引退や転職といったライフサイクルの影響で大きく変動する一方、個人は恒常所得の大きさがある程度見通しつつ所得変動を貯蓄で調整し、消費をより安定的に行う」(八塩・長谷川 2009, p.27)とし、家計の恒常所得は消費に反映されるとしている¹。ここから、宇南山(2011)が指摘するように「消費のライフサイクル仮説に基づけば、消費は家計の期待生涯所得を反映しており、1時点の所得や資産よりも正確な経済厚生 の尺度となると考えられる。その意味で経済的な豊かさの水準で家計を分類するのにより適した分類は『消費水準別』の集計」(宇南山 2011, p.14)であり、すなわち家計の恒常所得(期待生涯所得)に対する代理変数として消費水準を使用し、消費階層別の下でも考察することが求められている。さらには、ライフサイクルの視点を重視して、「年齢別・所得水準別のクロス集計や年齢別・消費水準別のクロス集計を整備することへの潜在的な需要は大きく、集計の方法も再検討する必要がある」(宇南山 2011, p.14)との指摘もある。

上述のとおり、先行研究では様々な取り組みが進められつつあるものの、それらの要素を包括的に取り組むものはなく、また近年の指摘からはライフサイクルの視点を考慮して年齢階層別を含むクロス集計を利用した考察が求められている。これらの点を踏まえ、本稿では総務省『全国消費実態調査』『家計調査』、厚生労働省『国民生活基礎調査』の家計ミクロデータを用いて、家計の税・保険料負担について考察する。特に(1)所得階層別と消費階層別、(2)年齢階層別を含むクロス集計(年齢階層別×所得階層別、年齢階層別×消費階層別)、(3)1時点ベースと生涯ベース、といった点を活用しながら多面的に捉えるとともに、それらを統計間で比較しながら各統計の特性も見ていきたい。

以下、本稿の構成を述べる。2節ではまず本稿で使用するデータ、計測方法、対象となる

¹ こうした指摘の前提として、家計消費について恒常所得仮説・ライフサイクル仮説が成り立つかどうかは重要な点である。これについて、阿部(2011)はアメリカの研究成果を紹介し、「消費は長期的な所得変動に反応し... (中略) ...この結果は Friedman(1957)が提示した恒常所得仮説、すなわち、消費は恒常的な所得変化に対して反応するという仮説に沿うものになっている」(阿部 2011, p.72)と述べると共に、日本においても家計の消費は長期的な所得変化に対してより反応することを示しながら同様の旨を指摘している(阿部 2011, p.70)。

税・保険料、使用する階層別について説明する。それを踏まえて、3節では負担の時間単位として1時点ベースに基づく計測結果を各種階層別（年齢階層別、所得階層別、消費階層別、主要所得源泉別、世帯形態別）に考察する。これを通して、所得階層別と消費階層別の比較について注目したい。4節では家計のライフサイクルの時期と関連づけたクロス集計（年齢階層別×所得階層別、年齢階層別×消費階層別）を利用した考察を行う。5節では負担の時間単位として生涯ベースに基づく計測結果を考察する。これを通して、1時点ベースと生涯ベースの比較について注目したい。6節では1時点ベースに基づく消費税の負担構造に焦点をあて、所得階層別と消費階層別で計測結果が異なった背景について考察する。7節では生涯ベースに基づく消費税の負担構造に焦点をあて、理論的示唆と計測結果が異なる背景について考察する。最後に、8節で結論と課題を述べる。

2. 計測方法

本稿では、『全国消費実態調査』（平成21年調査）、『家計調査』（平成21年調査）、『国民生活基礎調査』（平成22年調査）の調査票データを使用する²。まず分析対象世帯（使用サンプル）の選定については、以下で説明する所得や消費、税・保険料など各調査項目において空欄や不詳コード付き、（超高所得を示す）トップコード付きの世帯を削除する。また、『全国消費実態調査』『家計調査』では自営業者世帯を削除し³、さらに『家計調査』では調査対象の期間において世帯構成等が変更された世帯を削除した。この結果、本研究では『全国消費実態調査』44,423世帯、『家計調査』22,050世帯、『国民生活基礎調査』18,505世帯を分析対象としている。

所得については、第1に各統計の年間収入を用いる。すなわち、『全国消費実態調査』の「年収・貯蓄等調査票」、『家計調査』の「年間収入調査票」、『国民生活基礎調査』の「所得票」における年間収入を用い、以下ではこれを「総所得」と呼ぶ⁴。また第2に「総所得」

² 『全国消費実態調査』『家計調査』『国民生活基礎調査』それぞれにおける調査方法については大野・中澤・三好・松尾・松田・片岡・高見澤・蜂須賀・増田(近刊)を参照されたい。

³ 『全国消費実態調査』『家計調査』では家計簿（調査票）において税・保険料負担額が記載されている。ところで、両調査において家計簿の調査時期は特定の数ヶ月分に過ぎないため、各種の消費支出の内容は年間ベースで得られず、季節性の問題を内包している可能性がある。これは税・保険料負担額も同様であり、特に業態として自営業者世帯の場合には税・保険料負担が実態とかけ離れたものになる可能性がある。すなわち自営業者世帯の場合、その納税方法は給与世帯等とは異なり、毎月の源泉徴収によるものではない。そうした背景もあり、実際、調査票における自営業者世帯の税・保険料負担はかなり少ないものとなっている。こうした点を踏まえ、本研究では『全国消費実態調査』『家計調査』において自営業者世帯を削除している。

⁴ なお、各統計における年間収入の内容については多少異なる点に留意すべきである。例えば、『全国消費実態調査』の収入内訳としては(1)勤め先からの年間収入、(2)農林漁業収入、(3)農林漁業以外の事業収入、(4)内職などの年間収入、(5)家賃・地代の年間収入、(6)公的年金・恩給、(7)企業年金・個人年金受取金、(8)利子・配当金、(9)親族などからの仕送り金、(10)その他の年間収入が含まれる。『家

から各種の税・保険料（勤労所得税、個人住民税、消費税、公的年金保険料、健康保険料、介護保険料、その他の社会保険料）を差し引いた水準を用い、以下ではこれを「可処分所得」と呼ぶ。

消費については、『全国消費実態調査』『家計調査』では「家計簿」に記載された10大費目の合計を使用する。また、『国民生活基礎調査』では「世帯票」の「5月中家計支出総額」を使用する。以下ではこれを「消費支出合計」と呼ぶ。

貯蓄（フロー値）については、理論上の純貯蓄を計測し、第1に「総所得消費差額」（＝総所得－消費支出合計）を用いる。また第2に「可処分所得消費差額」（＝可処分所得－消費支出合計）を用いる。

税・保険料については、以下を対象とする⁵。

勤労所得税
個人住民税
消費税
公的年金保険
健康保険料
介護保険料
その他の社会保険料（雇用保険料など）

なお、消費税については消費10大費目のうち、非課税品目（住居、保健医療、教育）を除く消費額に対して0.05/1.05を乗じた額として計算している⁶。

これらの項目についてそれぞれ月額換算し、さらに（1）式に基づいた等価世帯ベースに換算する。

計調査』の場合は（1）勤め先年間収入（定期収入、賞与・その他の臨時収入）、（2）営業年間利益、（3）内職年間収入、（4）公的年金・恩給、（5）農林漁業収入、（6）その他の年間収入が含まれる。『国民生活基礎調査』の場合は（1）雇用者所得、（2）事業所得、（3）農耕・畜産所得、（4）家内労働所得、（5）財産所得、（6）公的年金・恩給、（7）雇用保険、（8）その他の社会保障給付金、（9）仕送り、（10）企業年金・個人年金等、（11）その他の所得が含まれる。

⁵ なお、『国民生活基礎調査』の場合においては消費税を計測しない。このため、『国民生活基礎調査』の場合には、「可処分所得」や「可処分所得消費差額」において（税・保険料のうち）消費税を差し引いておらず、この点で計測過程について他統計の場合と差異が生じていることについて留意されたい。

⁶ 現行の消費税制度において、家賃は非課税品目の対象である一方、住宅の購入等は課税対象となる。ところで、『全国消費実態調査』や『家計調査』の調査票情報（家計簿）では、「住宅又は土地の購入、新築、増改築、住宅ローンなどの費用」は住居費に含まれていない。そのため、こうした住宅購入等に伴う消費税負担の大きさは実際小さくないものの、本研究の消費税負担には反映されていない点に留意されたい。すなわち、本稿3節以降の考察において、住宅購入等が相対的に多く行われる階層で消費税負担が相対的に過小評価されている可能性がある。

$$\text{等価世帯所得(消費、税・保険料等)} = \frac{\text{世帯所得(消費、税・保険料等)}}{\sqrt{\text{世帯人員数}}} \quad (1)$$

そして、税・保険料の負担率として対所得割合（各税・保険料負担額が総所得に占める割合）を計測する。

最後に家計の税・保険料負担を捉えるにあたり、ここでは以下のような階層別を用いる。

(1) 世帯主の年齢階層別：

25歳未満と25歳以上を10歳刻みで分類した7階層。

(2) 世帯の所得階層別：

世帯の総所得を10階層（所得10分位）に分類した10階層。（第1階層が低所得層、第10階層が高所得層を表す。）

(3) 世帯の消費階層別：

世帯の消費支出合計を10階層（消費10分位）に分類した10階層。（第1階層が低消費層、第10階層が高消費層を表す。）

(4) 世帯の主要所得源泉別：

給与所得、事業所得、年金所得が総所得の50%以上の世帯をそれぞれ「給与世帯」「事業世帯」「年金世帯」とし、それ以外を「その他」とした4区分。（但し、『全国消費実態調査』の場合は「給与世帯」「年金世帯」「その他」の3区分。また、『家計調査』の場合は所得の内訳が得られないため、主要所得源泉別を割愛する。）

(5) 世帯形態別：

世帯形態に応じて「男単独」「女単独」「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子のみ」「ひとり親と未婚の子のみ」「三世代」「その他」に分類した7区分。

3. 1時点ベースに基づく各種階層別の計測

本節では負担の時間単位として1時点ベースに基づき、税・保険料の負担構造を各種階層別に考察する。

なお、以下の考察に先駆けて、まず本研究の全体を通じて指摘できる点を述べたい。それは、『全国消費実態調査』『家計調査』において各税・保険料負担の大きさが『国民生活基礎調査』のそれよりも概ね一律に低く、特に「所得税」が低くなっている。もちろん分析対象世帯（使用サンプル）の選定により、単純な水準比較には留意が必要である。しかしその点を考慮してもなお、『全国消費実態調査』『家計調査』において税・保険料負担の水準が過小評価されている可能性は否定できない。この背景には、両調査における家計簿

(調査票)の調査時期が影響しているように思われる。すなわち、『全国消費実態調査』(家計簿)では特定の2~3ヶ月分(二人以上世帯では9~11月、単身世帯では10~11月)のみ、また『家計調査』(家計簿)も世帯単位では3~6ヶ月分のみとなっている。これに対して『国民生活基礎調査』では、税・保険料の金額を年間ベースで調査している。一方、実際の納税方法としては、例えば給与所得世帯などの場合、税・保険料は給与及び賞与から源泉徴収を通じて支払う。したがって、『全国消費実態調査』においては全ての調査世帯について調査時期が賞与支給の時期を外しており、『家計調査』においても調査時期が賞与支給の時期から外れた世帯が存在しているため、税・保険料負担の水準を過小評価している可能性がある。また特に所得税の場合、(基本的には源泉徴収税額表の特性から)給与に対しては比較的小さな負担となり、ボーナスなどの賞与に対しては比較的大きな負担率となる傾向が見られる。こうした給与と賞与における負担率の違いから、所得税負担の水準を一層過小評価している可能性がある。以下ではこの点を前提としつつ、統計間の共通点・相違点も捉えていきたい。

3.1 年齢階層別

各税・保険料項目について3統計で共通していることは、まず「所得税」「住民税」「年金保険料」が「65歳未満」の若年・中年世帯(現役世代)で相対的に高く、「65歳以上」の高齢世帯(引退世代)では相対的に低いことである⁷。特に現役世代において「年金保険料」の負担率が最も高くなっている。また「所得税」「住民税」の場合、現役世代の中でも年齢階層が高いほど負担率も高くなり、概ね「45歳以上65歳未満」といった時期に負担率がピークに達する。これに対して、「消費税」「介護保険料」は「65歳未満」の若年・中年世帯(現役世代)で相対的に低く、「65歳以上」の高齢世帯(引退世代)で相対的に高い。また、引退世代については「消費税」「医療保険料」の負担率が最も高くなっている(図表3を参照)。また、「税・保険料全体」の負担率は「25歳未満」を除くと、概ね「45歳以上55歳未満」といった時期に負担率がピークに達する(図表4を参照)⁸。

一方、3統計における相違点としては、まず「年金保険料」について「25歳未満」の負担率が挙げられる。「25歳未満」の負担を他の現役世代と比較するとき、『全国消費実態調査』『家計調査』では同程度かそれよりも高く、『国民生活基礎調査』ではかなり低い。この点から、『国民生活基礎調査』では「25歳未満」の「年金保険料」が過小評価されている可能性がある。また、「健康保険料」の負担構造が(特に「65歳未満」の現役世代の中で)統計間で異なっている。『全国消費実態調査』では緩やかなU字型、『家計調査』では緩や

⁷ 本稿では便宜上、「45歳未満」の世帯を若年世帯、「45歳以上65歳未満」を中年世帯、「65歳以上」を高齢世帯と表現する。また、「65歳未満」の若年・中年世帯を合わせて現役世代、これに対して「65歳以上」を引退世代と表現する。

⁸ 本研究では『国民生活基礎調査』については消費税負担を計測していない。それゆえ、これとの比較において整合性を保つため、『全国消費実態調査』と『家計調査』における税・保険料全体の負担率については「消費税を含む場合」と「消費税を含まない場合」の双方を掲載する。特段の断りが無い限り、本稿ではこうした「消費税を含む場合」と「消費税を含まない場合」の双方で共通した点について言及する。

かな右下がり、『国民生活基礎調査』では逆 U 字型となり、負担構造が統計間で異なっている（図表 3 を参照）。また、「税・保険料全体」について「25 歳未満」の負担率も統計間で異なっている。「25 歳未満」の負担を他の現役世代と比較するとき、『全国消費実態調査』『家計調査』では同程度かそれよりも高く、『国民生活基礎調査』ではかなり低くなっている（図表 4 を参照）。

< 図表 3・4 挿入 >

3.2 所得階層別

3 統計で共通していることは、まず「所得税」「住民税」「年金保険料」は概ね累進的である。但し、「年金保険料」において「第 10 階層」の負担率が「第 9 階層」よりも低下する。これに対して、「消費税」「介護保険料」は逆進的である。また、「健康保険料」は「第 6～7 階層」よりも上の高階層において逆進的である（図表 5 を参照）。「税・保険料全体」は消費税を含まない場合においては累進的であり、また消費税を含む場合においても「第 4 階層」よりも上の高階層において概ね累進的である（図表 6 を参照）。

一方、3 統計における相違点としては、「健康保険料」について「第 5 階層」までの負担構造が統計間の相違点となっている。『全国消費実態調査』では「第 5 階層」までにおいて逆進的であるため、全階層を通じても逆進的な負担構造となっている。一方、『家計調査』『国民生活基礎調査』では「第 5 階層」までにおいて累進的であり、結果として全階層を通じては逆 U 字型となっている（図表 5 を参照）。また、「税・保険料全体」も消費税を含む場合において、「第 1-2 階層」の負担構造が統計間で異なっている。『全国消費実態調査』では「第 1 階層」の負担率が「第 2 階層」よりも高く、この部分で逆進的な負担構造となっている。一方、『家計調査』では「第 1 階層」の負担率が「第 2 階層」とほぼ同程度である（図表 6 を参照）。

< 図表 5・6 挿入 >

3.3 消費階層別

3 統計で共通していることは、まず「所得税」「住民税」は概ね累進的である。「消費税」も累進的であり、この点は所得階層別と比較するときに変化である。「年金保険料」と「健康保険料」は「第 5 階層」までは累進的である。また、「介護保険料」は概ね比例的である。（図表 7 を参照）。「税・保険料全体」は概ね累進的である（図表 8 を参照）。

一方、統計間における相違点としては、まず「年金保険料」について「第 6 階層」からの負担構造が挙げられる。『全国消費実態調査』『国民生活基礎調査』では「第 6 階層」以降において概ね比例的である。一方、『家計調査』では「第 6 階層」以降において累進的であり、全階層を通じても累進的な負担構造となっている。また、「健康保険料」についても

「第6階層」からの負担構造が統計間で若干異なっている。『全国消費実態調査』では「第6階層」以降においてやや逆進的である。一方、『家計調査』『国民生活基礎調査』では「第6階層」以降において概ね比例的である。但し、これら双方の相違はそれほど大きいものではない（図表7を参照）。

< 図表7・8 挿入 >

3.4 主要所得源泉別

統計間（『全国消費実態調査』『国民生活基礎調査』）で共通していることは、まず「所得税」「住民税」「年金保険料」は「給与所得」世帯で相対的に高く、「年金所得」世帯では相対的に低い。特に「給与所得」世帯では「年金保険料」が最も大きな負担となっている。これは年齢階層別でみたように、現役世代において「年金保険料」の負担率が最も高いことを反映している。これに対して、「消費税」「介護保険料」は「給与所得」世帯で相対的に低く、「年金所得」世帯で相対的に高い。そして、「年金所得」世帯では「消費税」「医療保険料」が最も大きな負担となっている。これは年齢階層別でみたように、引退世代において「消費税」「医療保険料」の負担率が最も高くなっていることを反映している（図表9を参照）⁹。「税・保険料全体」は「給与所得」世帯が相対的に高くなっている（図表10を参照）。

一方、統計間における相違点としては、「健康保険料」の負担率が挙げられる。『全国消費実態調査』では「給与所得」世帯よりも「年金所得」世帯の方が高い。この背景には、年齢階層別でみたように、「65歳未満」の現役世代の負担率が相対的に低く、「65歳以上」の引退世代の負担率が相対的に高いことを反映している。一方、『国民生活基礎調査』では「給与所得」世帯と「年金所得」世帯はほぼ同水準である。このことは、年齢階層別でみたように、「65歳未満」の現役世代と、「65歳以上」の引退世代との間で負担率にそれほど違いがなかったことを反映している。（図表9を参照）。

< 図表9・10 挿入 >

3.5 世帯形態別

3統計で共通していることは、まず「所得税」「住民税」「年金保険料」は「男単独」「夫婦と未婚の子のみ」世帯で相対的に高い。特に、「夫婦と未婚の子のみ」世帯では「年金保険料」が最も大きな負担となっている。この点は年齢階層別の結果を踏まえると、現役世代の傾向がこの世帯形態において表れていると言える。また、「消費税」は「女単独」世帯で、「医療保険料」は「男単独」「夫婦のみ」世帯で、「介護保険料」は「女単独」「夫婦のみ」世帯で相対的に高い。この点は年齢階層別の結果を踏まえると、引退世代の傾向がこ

⁹ ここでは、「消費税」について『全国消費実態調査』の計測結果のみを扱っている。

これらの世帯形態において表れていると言える（図表 11 を参照）。「税・保険料全体」は「男単独」「夫婦と未婚の子のみ」世帯で相対的に高くなっている（図表 12 を参照）。

一方、統計間における相違点としては、「健康保険料」について「三世代」世帯の負担率が挙げられる。上述の通り、「健康保険料」の負担率は「男・単独」「夫婦のみ」世帯で相対的に高い。これらとの比較として、『全国消費実態調査』『家計調査』では「三世代」世帯の負担率が低く、『国民生活基礎調査』では「三世代」世帯の負担率は高くなっている（図表 11 を参照）。

< 図表 11・12 挿入 >

4. クロス集計を用いた計測

本節では家計のライフサイクルの時期と関連づけたクロス集計（年齢階層別×所得階層別、年齢階層別×消費階層別）を利用した考察を行う。

4.1 年齢階層別×所得階層別のクロス集計

統計間で共通していることは、まず「所得税」「住民税」は世代内格差として各年齢層で（25 歳未満を除き）概ね累進的となっており、また世代間格差として現役世代は相対的に高く、引退世代は相対的に低い（図表 13・14 を参照）。「消費税」は世代内格差として各年齢層で逆進的となっており、また世代間格差として現役世代は相対的に低く、引退世代は相対的に高い（図表 15 を参照）。「年金保険料」は世代間格差に特徴があり、現役世代（「55 歳未満」）は相対的に高く、被保険者対象期間の終了期を迎える「55 歳以上 65 歳未満」はやや低く、引退世代はさらに低い（図表 16 を参照）。「健康保険料」は世代内格差に特徴があり、特に「第 6～7 階層」よりも上の高階層において逆進的である（図表 17 を参照）。「介護保険料」は世代間格差に特徴があり、現役世代は相対的に低く、引退世代は相対的に高い（図表 18 を参照）。

一方、統計間における相違点としては、まず「年金保険料」について特に「25 歳以上 55 歳未満」といった現役世代の世代内格差が挙げられる。『全国消費実態調査』ではやや逆進的、『家計調査』では概ね比例的であるが、『国民生活基礎調査』では累進的となっている（図表 16 を参照）。また「健康保険料」についても特に「25 歳以上 55 歳未満」といった現役世代の世代内格差が統計間で異なっている。『全国消費実態調査』では逆進的、『家計調査』ではやや逆進的であるが、『国民生活基礎調査』では累進的となっている（図表 16 を参照）。

< 図表 13～19 挿入 >

4.2 年齢階層別×消費階層別のクロス集計

統計間で共通していることは、まず「所得税」「住民税」は世代内格差として各年齢層で（25歳未満を除き）概ね累進的となっており、また世代間格差として現役世代は相対的に高く、引退世代は相対的に低い。こうした特徴は年齢階層別×所得階層別のクロス集計と同様である（図表20・21を参照）。「消費税」は世代内格差として各年齢層で累進的となっており、また世代間格差として現役世代は相対的に低く、高齢世代は相対的に高い（図表22を参照）。「年金保険料」は世代内格差として特に現役世代の「第5階層」までにおいて累進的であり、また世代間格差として現役世代（「55歳未満」）は相対的に高く、被保険者対象期間の終了期を迎える「55歳以上65歳未満」はやや低く、高齢世代はさらに低い（図表23を参照）。「健康保険料」は世代内格差として特に引退世代の「第5階層」までにおいて累進的である（図表24を参照）。「介護保険料」は世代間格差に特徴があり、現役世代は相対的に低く、高齢世代は相対的に高い（図表25を参照）。

一方、統計間における相違点としては、まず「年金保険料」の世代内格差について特に現役世代の「第6階層」以降の負担構造が挙げられる。『全国消費実態調査』『国民生活基礎調査』と比較すると、『家計調査』では「第6階層」以降において概ね累進的であり、全階層を通じても累進的な負担構造となっている（図表23を参照）。また、「健康保険料」の世代内格差について特に引退世代（「65歳以上75歳未満」）の「第6階層」以降の負担構造が挙げられる。『全国消費実態調査』では「第6階層」以降において概ね比例的であり、『家計調査』『国民生活基礎調査』では「第6階層」以降において概ね逆進的な負担構造となっている（図表24を参照）

< 図表20～26 挿入 >

5. 生涯ベースに基づく各種階層別の計測

本節では負担の時間単位として生涯ベースに基づく計測を行い、所得階層別及び消費階層別における税・保険料負担を見ていく。

所得階層別から見た生涯ベースの税・保険料負担率（階層間移動がない場合）を計測するにあたっては、まず年齢階層ごとに各世帯を所得階層別に分類する¹⁰。その上で、年齢階層別×所得階層別のクロス表における各区分で所得額（総所得）や負担額（税）・保険料を計算する。次に、所得階層ごとに各年齢階層の負担額を積算して生涯負担額を計算する。同様に、所得階層ごとに各年齢階層の所得額を積算して生涯所得額を計算する。最後に、生涯負担額が生涯所得額に占める割合として、生涯負担率を求める¹¹。

¹⁰ これに対して、前節のクロス集計（年齢階層別×所得階層別、年齢階層別×消費階層別）においては分析対象世帯（使用サンプル）全体を用いて所得階層別や消費階層別を行っている。

¹¹ 各年齢階層の積算に際しては、将来の水準を割り引いて計測する必要がある。本研究では割引率に0%、2%、4%の3種類を使用して計測を行ったが、それぞれの計測結果はほぼ同様の内容であった。この背景

ところで上述の計測方法では、各世帯が直面する所得階層が生涯にわたって変更しないことを仮定している。この仮定はやや強いものであるが、生涯ベースの計測にあたってはこれを緩和する目的で階層間移動を考慮した計測も行われることが多く、本研究においても階層間移動の有無を考慮した計測を行う。はじめに階層間移動の固定性を示すパラメーターを α ($0 \leq \alpha \leq 1$) とする。そして、各世帯は年齢階層が上がる際に、同一階層に残留する確率を $(1 + 2\alpha)/3 \times 100\%$ とする。また、隣接する上下の階層に移動する確率をそれぞれ $(1 - \alpha)/3 \times 100\%$ とする。(なお、最低階層の場合は隣接する上位階層のみに移動し、最高階層の場合は隣接する下位階層のみに移動する。これらの場合における移動確率はいずれも $(1 - \alpha)/3 \times 100\%$ とする。) ここでは簡略化のため、各世帯はそれ以外の階層には移動しないものと想定する。そして、本研究では固定性パラメーターについて (1) $\alpha=1.0$ のケース (階層間移動なし)、(2) $\alpha=0.5$ のケースを扱う。階層間移動がない場合は上述のとおり、各世帯は同じ階層に属したまま生涯を終える。一方、階層間移動がある場合、年齢階層が上がる際に 3 パターン (同一階層に残留、上位階層に移動、下位階層に移動) の選択肢がある。生涯負担率を計測するにあたってはこの移動パターンを踏まえつつ、はじめに全てのパターンごとに生涯所得額と生涯負担額を求める。次に、各生涯所得額と各生涯負担額に該当する確率をかけて、生涯所得 (期待値) と生涯負担 (期待値) を求める。最後に、生涯負担 (期待値) を生涯所得 (期待値) で割って、生涯負担率を求める。

また、消費階層別から見た生涯ベースを計測する場合も同様の計測方法に取り組む。なお、所得階層別と消費階層別どちらの場合においてもこうした計測を行うにあたっては、調査時点における所得や消費、税・保険料負担の動向が生涯にわたって続くことを仮定している¹²。

5.1 所得階層別

3 統計で共通していることは、まず「所得税」「住民税」概ね累進的である。これに対して、「消費税」は逆進的である。「年金保険料」は概ね累進的であるが、少なくとも 1 時点ベースの場合よりも階層間の負担格差は縮小している。また、「第 10 階層」の負担率は「第 9 階層」よりも低下する。「健康保険料」も「第 7 階層」よりも上の高階層において逆進的である。「介護保険料」は比例的か、やや逆進的であり、少なくとも 1 時点ベースの場合よ

には、所得額と負担額それぞれを同様に割り引くことから、負担率については割引率の違いがそれほど影響されないことがある。そのため、ここでは割引率 0% のケースのみを掲載する。なお、このことは階層間移動がない場合、階層間移動がある場合の双方において同様である。

¹² こうした生涯ベースの計測を行った先行研究としては大竹・小原(2005)、小塩(2009)、白石(2011)が挙げられる。また、小塩(2009)や白石(2011)では階層間移動のある場合についても取り組んでいる。ところで、(本稿を含めて) こうした計測方法は現実のデータ制約として生涯所得を追えるようなパネルデータが存在しないことに対する対応策であるが、一方で北村・宮崎(2013)が指摘するように「先行研究ではクロスセクション・データをあたかもライフサイクル・データであるかのように拡張して議論しているだけで、本来、ライフサイクルを通した所得経路や消費経路はクロスセクションで見られるものとは別物である。さらに、先行研究で用いられているように平均的なパターンがどの程度社会の代表性を持つものであるかの検討も全くされていない」(北村・宮崎 2013, p.231, 脚注 7) 点については留意が必要となる。本稿ではこうした課題があることを認識の上、一つの試算結果として計測を試みる。

りも階層間の負担格差は縮小している（図表 27 を参照）。「税・保険料全体」は消費税を含まない場合においては概ねゆるやかに累進的であり、1 時点ベースの場合よりも階層間の負担格差は縮小している（図表 28・29 を参照）。

一方、3 統計における相違点としては、まず「健康保険料」について「第 5 階層」までの負担構造が統計間の相違点となっている。『全国消費実態調査』は「第 5 階層」までにおいて逆進的であるため、全階層を通じても逆進的な負担構造となっている。一方、『家計調査』は「第 5 階層」までにおいて比例的である。また、『国民生活基礎調査』は「第 5 階層」までにおいて累進的であり、結果として全階層を通じては逆 U 字型となっている（図表 27 を参照）。また、「税・保険料全体」は消費税を含む場合において統計間で異なり、またそれは階層間移動の有無によっても異なっている。それは特に低階層の負担構造について現れるが、『全国消費実態調査』では階層間移動がない場合において「第 1 階層」の負担率が「第 2 階層」よりも高く、この部分で逆進的な負担構造となっている。しかし、階層間移動がある場合においてはこうした逆進性はなく、全階層を通じてほぼ比例的である。一方、『家計調査』では階層間移動がない場合に全階層を通じて累進的であるが、階層間移動がある場合においては「第 1-2 階層」の負担率が「第 3 階層」よりも高く、この部分で逆進的な負担構造となっている。それゆえ、「税・保険料全体」の負担構造は特に消費税を含む場合について、統計間（及び想定するケース間）で共通した特徴を捉えることが難しい（図表 28・29 を参照）。

< 図表 27~29 挿入 >

5.2 消費階層別

3 統計で共通していることは、まず「所得税」「住民税」は概ね累進的である。また、「消費税」も累進的である。「年金保険料」は「第 5~6 階層」までは概ね累進的であり、「健康保険料」も「第 4~5 階層」までは概ね累進的である。また、「介護保険料」は概ね比例的である（図表 30 を参照）。「税・保険料全体」は概ね累進的であり、この点は階層間移動がない場合も、ある場合も同様である（図表 31・32 を参照）。こうした結果は 1 時点ベースの場合とほぼ同様であるとともに、所得階層別（5.1 節）と比較すると階層間における負担格差の縮小はそれほど見られない。

ところで、大竹・小原(2005)では生涯ベース・消費階層別の下で消費税の負担構造を計測し、それが累進的であることを示している。このことについて本稿の考察を踏まえるとき、1 時点ベースと生涯ベースといった双方の比較から「消費税の負担構造が累進的である」とする結果は基本的には生涯ベースというよりも、消費階層別の計測を行うことから得られる特徴と言える。

一方、統計間における相違点としては、まず「年金保険料」について「第 6 階層」からの負担構造が挙げられる。『全国消費実態調査』『国民生活基礎調査』では「第 6 階層」以

降において概ね比例的である。一方、『家計調査』では「第6階層」以降において累進的であり、全階層を通じても累進的な負担構造となっている。また、「健康保険料」についても「第6階層」からの負担構造が統計間で若干異なっている。『全国消費実態調査』では「第6階層」以降においてやや逆進的である。一方、『家計調査』『国民生活基礎調査』では「第6階層」以降において概ね比例的である。そして、これらの特徴は1時点ベースの場合とほぼ同様と言える（図表29を参照）。

< 図表30～32 挿入 >

6. 1時点ベースに基づく消費税負担構造の再考：所得階層別と消費階層別の相違について

3節で確認されたように、1時点ベースの下、所得階層別と消費階層別では特に消費税の負担構造を中心に結果が異なっていた。本節では1時点ベースに基づく消費税の負担構造に焦点を当て、所得階層別と消費階層別で結果が異なる背景について考察する。

所得階層別や消費階層別で捉えるとき、税・保険料の負担構造は基本的に以下の2つの要素に影響される。

- (1) 所得階層内（消費階層内）における世代構成
- (2) 年齢階層内における負担率の違い

例えば所得階層別の下において、各所得階層にはあらゆる世代の世帯が含まれるが、その世代構成は必ずしも所得階層間で等しいとは限らない。そして所得階層ごとに世代構成が大きく異なる場合には、税・保険料負担の世代間格差が所得階層別の負担構造として強く表れることになる¹³。したがって、全体的な負担構造に対して「所得階層内における世代構成」が影響を与えることになる。一方、各年齢階層にはあらゆる経済力の世帯が含まれ、その税・保険料負担率は必ずしも所得階層間で等しいとは限らない。そして所得階層ごとに世代構成が同一である場合には、税・保険料負担の世代内格差が所得階層別の負担構造として強く表れる。したがって、全体的な負担構造に対して「年齢階層内における負担率の違い」も影響を与えることになる。もちろん、これらのことは消費階層別の下でも同様に当てはまる。

このように所得階層別と消費階層別で消費税の負担構造が異なる背景を捉えるには、世

¹³ 例えば、ここでは議論を単純化して、所得階層が2つのみ（低所得階層と高所得階層）であるとする。また、（消費税などのように）税負担率には世代間格差があり、現役世帯は相対的に低く、高齢世帯は相対的に高いとする。このとき、もし低所得階層に引退世帯が集中し、高所得階層に現役世帯が集中する場合、所得階層別で捉えたこの税の負担構造は逆進的となるであろう。これは負担率の世代間格差が全体的な負担構造に表れた結果となる。

帯分布と負担率について考察する必要がある。また特に消費税の負担率を捉える場合、その背景には貯蓄の存在が大きく、それゆえ貯蓄の違いを見ていく必要がある。したがって、以下では第1に世帯分布の特徴を、第2に貯蓄の特徴に焦点をあてて考察する。

6.1 所得階層別と消費階層別の相違（1）：世帯分布

理論上、各世帯の該当する所得階層と消費階層が一致するならば（例えば、「所得階層別では第1階層に該当し、同様に消費階層別でも第1階層に該当する」というように、各世帯で双方の階層位が一致するならば）、税・保険料の負担構造は所得階層別で見るときも、消費階層別で見るときもそれほど異ならないはずである。したがって、双方の結果が異なるのは、各世帯で該当する所得階層と消費階層が必ずしも一致していないことを示唆する¹⁴。

その上で、所得階層別と消費階層別で計測結果の特徴が異なるのは、分析対象世帯（使用サンプル）のグループ分けが異なるからである。すなわち、世帯のグループ分けをその経済力に基づいて行う場合に、所得水準を利用して所得階層別を作成するか、あるいは恒常所得（期待生涯所得）の代理変数である消費水準を利用して消費階層別を作成するという違いである。そのため、世帯数に関する「年齢階層別×所得階層別」のクロス集計、及び「年齢階層別×消費階層別」のクロス集計を用いて、双方がどのように異なるかを比較してみる。この点について（各統計の共通点として）、所得階層別の下においては若年層で高所得世帯、高齢層で低所得世帯が多い。一方、消費階層別の下においては若年層で低消費世帯、高齢層で高消費世帯が多い。したがって、所得階層別を利用する場合には、低階層において高齢層の特徴が、また高階層において若年層の特徴が相対的に強く反映される。反対に消費階層別を利用する場合には、低階層において若年層の特徴が、また高階層において高齢層の特徴が相対的に強く反映されることが分かる（図表 33・34 を参照）。

< 図表 33～34 挿入 >

6.2 所得階層別と消費階層別の相違（2）：貯蓄（所得消費差額割合）

消費税の負担構造について、所得階層別から捉えるときは逆進的であり、さらに各年齢階層においても逆進的である（3.2 節、4.1 節）。一方、消費階層別から捉えるときは累進的であり、さらに各年齢階層においても累進的であることが確認された（3.3 節、4.2 節）。ところで、消費税負担率は貯蓄性向に依存する。それゆえ、所得・消費と貯蓄性向の関係性を見ていきたい。ここでは貯蓄性向として所得消費差額割合を用いて捉えていく。具体的には所得から「消費支出合計」を減じ、これを「総所得」で除したものを「所得消費差額割合」として求める。なお、この所得消費差額割合については（1）所得として総所得を用いた場合の「総所得消費差額割合」、（2）所得として可処分所得を用いた場合の「可処

¹⁴ 各世帯で該当する所得階層と消費階層が必ずしも一致していない状況については世帯シェアに関する「所得階層別×消費階層別」のクロス集計を用いて確認することができる。詳細は大野・中澤・三好・松尾・松田・片岡・高見澤・蜂須賀・増田(近刊)を参照されたい。

分所得消費差額割合」を利用し、計測結果の頑健性のため双方を確認しながら考察する。

まず、所得消費差額割合に関する「年齢階層別×所得階層別」のクロス集計を用いて、年齢層ごとの所得階層と貯蓄性向の関係性を見てみる。この点については（各統計の共通点として）、各年齢階層において所得階層が上がるほど、貯蓄性向が上昇することが確認される。特に引退世代においても高所得階層では貯蓄性向が高く、貯蓄行動をとっている点は注目すべき事実と言える。こうした事実が、「各年齢階層において消費税負担が逆進的であること」につながっている（図表 35・36 を参照）。一方、所得消費差額割合に関する「年齢階層別×消費階層別」のクロス集計を用いて、年齢層ごとの消費階層と貯蓄性向の関係性を見てみる。この点については（各統計の共通点として）、各年齢階層において消費階層が上がるほど、貯蓄性向が低下することが確認される。こうした事実が、「各年齢階層において消費税負担が累進的であること」につながっている（図表 37・38 を参照）。そして、以上のことについては「総所得消費差額割合」、「可処分所得消費差額割合」のどちらを用いた場合でも確認することができる。

< 図表 35～38 挿入 >

7. 生涯ベースに基づく消費税負担構造の再考：理論的示唆と計測結果の相違について

ここでは、生涯ベースに基づく消費税の負担構造について理論上の示唆と実際の計測結果を比較しながら再考したい。

まず、家計消費について2期間モデルを用いて考える。第1期（現役期）は所得 Y_1 、消費 C_1 、貯蓄 S として、所得 Y_1 を消費 C_1 と貯蓄 S に振り分ける。第2期（引退期）は所得 Y_2 、消費 C_2 とし、所得 Y_2 と貯蓄 S を消費 C_2 に回す。なお、貯蓄動機にはライフサイクル動機や予備的動機があるが、ここではライフサイクル動機を前提に議論する。また、遺産の存在は捨象する。このとき、第1期と第2期の予算制約、及びこれらを統合した生涯予算制約はそれぞれ以下のようなになる。（第1期の平均貯蓄性向 s ($\equiv S/Y_1$)、利子率 r とする。）

$$\text{第1期予算制約：} \quad Y_1 = C_1 + S = (1-s) \cdot Y_1 + s \cdot Y_1 \quad (2)$$

$$\text{第2期予算制約：} \quad C_2 = (1+r) \cdot S + Y_2 = (1+r) \cdot s \cdot Y_1 + Y_2 \quad (3)$$

$$\text{生涯予算制約：} \quad Y_1 + \frac{Y_2}{(1+r)} = C_1 + \frac{C_2}{(1+r)} \quad (4)$$

ここで第1期、第2期、生涯ベースの消費税負担率（実効税率）をそれぞれ T_1 、 T_2 、 T と、(2)(3)(4)式の予算制約を用いてこれらを求める。なお、非課税品目の存在は捨象し、純粋な一般消費税としての形式で表現する。（消費税率（表面税率） t とする。）

$$\text{第1期負担率： } T_1 = \frac{t \cdot C_1}{Y_1} = \frac{t \cdot (1-s) \cdot Y_1}{Y_1} = t \cdot (1-s) \quad (5)$$

$$\text{第2期負担率： } T_2 = \frac{t \cdot C_2}{Y_2} = \frac{t \cdot \{(1+r) \cdot s \cdot Y_1 + Y_2\}}{Y_2} = t \cdot (1+r) \cdot s \cdot \frac{Y_1}{Y_2} + t \quad (6)$$

$$\text{生涯負担率： } T = \frac{t \cdot \left\{ C_1 + \frac{C_2}{(1+r)} \right\}}{\left\{ Y_1 + \frac{Y_2}{(1+r)} \right\}} = t \quad (7)$$

ここから、消費税負担率には世代間格差と世代内格差があることが分かる。世代間格差については(5)(6)式の比較から確認できる。(5)式から、第1期負担率 T_1 は t よりも小さい。現役期は貯蓄の存在から当期の収入ほどには支出を行わない。そのため、消費税負担率を対所得割合で捉えるとき、消費税負担率は相対的に低い。また(6)式から、第2期負担率 T_2 は t よりも大きい。引退期は貯金の取り崩しから当期の収入以上の支出を行っている。そのため、消費税負担率を対所得割合で捉えるとき、消費税負担率は相対的に高い。すなわち、世代間格差については現役世代の負担率は相対的に低く、引退世代の負担率は相対的に高い。

また世代内格差については、第1期（現役期）内と第2期（引退期）内のそれぞれについて考える必要がある。第1期の世代内については(5)式から、貯蓄性向 s が上昇するとき、負担率 T_1 は低下する。通常、基礎消費の存在から、所得水準が高いほど、貯蓄性向は高い。（逆に所得水準が低いほど、消費性向は高く、また貯蓄性向は低い。）したがって、所得水準が高いほど消費税負担率は低く、すなわち逆進的な負担構造となる。これに対して第2期の世代内については(6)式から、貯蓄性向 s が上昇するとき、負担率 T_2 は上昇する。先と同様、所得水準が高いほど、貯蓄性向は高い。高所得の家計は現役期に多くの貯蓄を行う分、引退期には多くの貯蓄を取り崩し、当期の収入に対してより多くの支出を行う。そのため、消費税負担率を対所得割合で捉えるとき、消費税負担率は高くなる。したがって、所得水準が高いほど消費税負担率は高く、すなわち累進的な負担構造となる。

生涯ベースについては(7)式から、消費税負担率 T （対生涯所得の割合）は t と一致し、

これは貯蓄性向 s に依存しない。すなわち、(遺産の存在を捨象し、生涯所得と生涯消費が一致する限り) どのような所得水準でも消費税負担率は一定となる。理論上、生涯ベースで見ると、消費税は比例的な負担構造となる。

さて、こうした理論的示唆を本研究の計測結果と比較していきたい。まず、消費税負担の世代間格差については、消費税負担率に関する「年齢階層別×所得階層別」のクロス集計から概ね「高齢世代ほど負担率が高い」(4.1 節) ことが確認され、理論的示唆と整合的である。

次に、消費税負担の世代内格差を考える。消費税負担率に関する「年齢階層別×所得階層別」のクロス集計からは「各年齢階層において逆進的である」(4.1 節) ことが確認された(図表 15 を参照)。理論上の指摘と比較するとき、この点は現役世代については整合的であるが、引退世代について整合的ではない。この背景には、引退世代における所得水準と貯蓄性向の関係性が影響している。ここで理論モデルに戻ると、第 2 期(引退期)における所得消費差額割合 NS_2 は以下のように表現される。

$$NS_2 = \frac{Y_2 - C_2}{Y_2} = \frac{Y_2 - \{(1+r) \cdot s \cdot Y_1 + Y_2\}}{Y_2} = -\frac{(1+r) \cdot s \cdot Y_1}{Y_2} \quad (8)$$

(8)式から、引退世代は貯蓄の取り崩しがあるため、所得消費差額割合はマイナスとなる。さらに、所得水準が高いほど貯蓄性向は高いため、所得消費差額割合は低い。すなわち、所得水準と所得消費差額割合には負の関係性がある。これに対して計測結果は理論上の指摘とは異なり、所得消費差額割合に関する「年齢階層別×所得階層別」のクロス集計からは「引退世代においても所得階層が高いほど所得消費差額割合が高い」(6.2 節) ことが確認される(図表 35・36 を参照)。

こうした相違は、「生涯ベースにおいて消費税の負担構造は比例的である」とする理論的示唆にも影響を与える。すなわち、生涯ベースで消費税負担が比例的であるためには、現役世代内では消費税負担が逆進的であっても、引退世代内では累進的となる必要がある。しかし、もし「引退世代においても所得階層が高いほど所得消費差額割合が高い」場合、生涯ベースの消費税負担は逆進的なものとして表れることになる。

こうした理論的示唆と計測結果の間で相違が生じた背景には、理論モデルにおいて貯蓄動機をライフサイクル動機のみとして議論していることがある。しかし、計測結果から得られた「引退世代において所得階層が高いほど多くの貯蓄を行っている」という点を踏まえるとき、その貯蓄行動をライフサイクル動機の観点のみで説明しきれない。したがって、貯蓄のライフサイクル動機のみに基づいて、「(所得階層別の下で) 生涯ベースの消費税負

担が比例的である」とする理論的示唆を実証することは難しいであろう^{15 16}。

8. 結論

以上のように、本稿では総務省『全国消費実態調査』『家計調査』、厚生労働省『国民生活基礎調査』の家計マイクロデータを用いて、家計の税・保険料負担について考察した。先行研究の分析や指摘を踏まえ、特に（１）所得階層別と消費階層別、（２）年齢階層別を含むクロス集計、（３）１時点ベースと生涯ベース、といった点について多面的に捉えるとともに、それらを統計間で比較しながら各統計の特性も見てきた。主な結果としては以下のような点が示された。

考察の結果、（１）３統計はいずれも、消費階層別の下で所得税・住民税・消費税は累進的、年金・医療保険料は低階層において累進的、介護保険料は概ね比例的、税・保険料全体では累進的である。（２）こうした結果は各税・保険料について１時点ベースも生涯ベースもほぼ同様である。（３）高齢世帯の貯蓄行動を踏まえるとき、（所得階層別の下で）生涯ベースの消費税負担が比例的であるとする理論的示唆を実証することは難しい、などの点が確認された。

家計の税・保険料負担を計測するにあたっては従来、所得階層別の下で行われることが多いが、近年は家計の恒常所得（期待生涯所得）に対する代理変数として消費水準を使用し、消費階層別の下でも考察すべき点が指摘されている。本稿の考察を踏まえるとき、家計の属する所得階層は当該家計がライフサイクルのどの時期にいるのかにも依存しており、特定の１時点における所得水準は必ずしも当該家計の真の経済力を反映していないことが確認できる。こうした背景から、家計の税・保険料負担についても所得階層別と消費階層別では特に消費税を中心に評価が異なった。それゆえ、消費階層別から捉えることの意義は高い一方、消費階層別の使用には留意すべき点もあり、少なくとも２つの前提が必要となる。第１は「家計の消費行動について恒常所得仮説がどの程度成り立つか」であり、第２は「統計調査自体が家計の消費水準をどれだけ正確に捕捉できているか」である¹⁷。前者

¹⁵ 醍醐(2012)も『国民生活基礎調査』のデータを用いて世帯主年齢階級別の貯蓄高に着目しながら、ライフサイクル動機に基づく消費税負担の理論的示唆について議論している。なお、本稿では年齢階層別×所得階層別のクロス集計に基づき世帯の純貯蓄に着目している。

¹⁶ 但し、このことは実際に生涯ベースにおける消費税の負担構造がどのようなものであるかを結論づけるものではない。北村・宮崎(2013)が指摘するように「生涯所得を追えるようなパネルデータの蓄積はできていないので、生涯所得と生涯消費の関係も実証データで明らかになっているわけではない」（北村・宮崎 2013, p.231, 脚注 7）点は現時点の大きな課題と言える。これと関連して、家計の貯蓄行動と同様、家計の多様な資力源泉（所得以外の要素）もより詳細に考察していく必要がある。（特に低所得階層や高消費階層に分類される世帯の資力源泉については丁寧に見ていく必要がある。）また、家計における生涯消費活動の中で住宅購入は大きなイベントであるが、『全国消費実態調査』や『家計調査』の調査票情報（家計簿）ではこうした消費支出は含まれていない。こうした課題を認識し、また更なる発展の議論を進めていくべきである。

¹⁷ 当然のことながら、家計の税・保険料負担の計測を正しく行うにあたっては、税・保険料水準についても正確に捕捉できているかどうかは重要である。但し、ここでは「家計の経済力を捉える上で、所得水準と消費水準のどちらを利用することが望ましいのか」という議論の中で、消費水準の正確な捕捉について問題提起したい。

については、そもそも家計の消費行動に関する分析自体が大きな広がりを持っており、一概に捉えきれるものではない。しかし、「消費は恒常的な所得変化に対して反応するという仮説に沿うものとなっている」（阿部 2011, p.72）といった指摘など、基本的には恒常所得仮説が支持されていると言えよう。一方、後者については、下記で述べるように調査自体の特性等から消費水準の正確な捕捉について課題がないわけではない。

本稿の課題でもあるが、家計の経済力をどのように測るかについてはさらに検討していく必要がある。ここで、「家計の経済力を測る上で、所得水準が良いのか、消費水準が良いのか」を考えてみたい。生涯ベースを利用する場合、仮に正確に計測できるなら、生涯所得と生涯消費はどちらを用いても良い。遺産がないと仮定すれば、双方は一致するはずだからである。しかし、現実面では多くの場合において年間ベースのデータしか利用できないという制約がある。そこで年間ベースを利用する場合であるが、仮に正確に計測できるなら、年間所得よりも年間消費の方が望ましい。「消費のライフサイクル仮説に基づけば、消費は家計の期待生涯所得を反映し、1 時点の所得や資産よりも正確な経済厚生 の尺度になると考えられる」（宇南山 2011, p.14）からである。しかし、現実面では消費水準の正確な計測にも課題が残る。例えば『全国消費実態調査』や『家計調査』における家計簿の場合などにおいては、家計が直接記入する形式であるため、記入漏れや記入ミスの問題が生じている可能性は排除できない。また、調査時期が年間における数ヶ月間であるため、季節性の問題などが調査結果に反映されてしまうといった問題がある。したがって、家計の消費水準を正確に計測するためには、これらの問題に対処していく取り組みが必要となる。もちろん、家計の所得水準についても正確な計測に課題がある。例えば、家計の所得のみに限定せず、多様な資力源泉（所得、貯蓄、借入れなど）を正確に計測する取り組みが必要となろう。このように、家計の経済力を正確に把握する上では、調査統計自体において年間所得や年間消費の正確な計測が望まれる。それと同時に、調査統計自体の特性・課題を認識した上で、それを補うための対処法も重要な議論となる。

参考文献

- 阿部彩(2000)「社会保険料の逆進性が世代内所得不平等度にもたらす影響」『季刊社会保障研究』36(1), pp.67-80
- 阿部修人(2011)『家計消費の経済分析』岩波書店
- 上村敏之(2006)「家計の間接税負担と消費税の今後：物品税時代から消費税時代の実効税率の推移」『会計検査研究』第33号, pp.11-29
- 宇南山卓(2011)「家計調査の課題と改善に向けて」『統計と日本経済』1(1), pp.3-28
- 大石亜希子(2006)「所得格差の動向とその問題点」, 貝塚啓明・財務総合政策研究所(編著)『経済格差の研究：日本の分配構造を読み解く』中央経済社
- 大竹文雄・小原美紀(2005)「消費税は本当に逆進的か—負担の「公平性」を考える」『論座』

第127号, pp.44-51

- 大野太郎・中澤正彦・三好向洋・松尾浩平・松田和也・片岡拓也・高見澤有一・蜂須賀圭史・増田知子(近刊)「家計の世帯分布：『全国消費実態調査』『家計調査』『国民生活基礎調査』の比較」PRI Discussion Paper Series
- 小塩隆士(2009)「社会保障と税制による再分配効果」, 国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会
- 小塩隆士・浦川邦夫(2008)「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』44(3), pp.278-289
- 北村行伸・宮崎毅(2013)『税制改革のミクロ実証分析：家計経済からみた所得税・消費税』岩波書店
- 齊藤由里恵・上村敏之(2011)「間接税の所得階級別負担」『会計検査研究』第44号, pp.27-40
- 白石浩介(2011)「消費税の負担水準と逆進性」日本財政学会第68回大会報告論文
- 醍醐聰(2012)『消費増税の大罪：会計学者が明かす財源の代案』柏書房
- 高山憲之・白石浩介(2010)「わが国世帯における消費税の負担水準」, 一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッション・ペーパー, CIS-PIE DP No.491
- 田中秀明(2010)「税・社会保険料の負担と社会保障給付の構造：税制と社会保障制度の一体改革に向けて」, 一橋大学経済研究所世代間問題研究機構ディスカッション・ペーパー, CIS-PIE DP No.481
- 橋本恭之(2010)「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第41号, pp.35-53
- 府川哲夫(2006)「世帯の変化と所得分配」, 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫(編著)『日本の所得分配：格差拡大と政策の役割』, 東京大学出版会
- 八塩裕之・長谷川裕一(2009)「わが国家計の消費税負担の実態について」『経済分析』182号, pp.25-47

< 図表 1 >

税・保険料負担に関する先行研究

＜税・保険料負担の実態に関する個票データ分析＞				
論文	利用している統計調査	統計調査年	主な考察対象	税・保険料負担に関する分析結果
阿部(2000)	所得再分配調査	1990, 1993, 1996年	社会保険料(年金・医療)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険料負担は逆進的。 ・ 医療保険料の逆進性は年金保険料よりも大きい。
大竹・小原(2005)	全国消費実態調査	1999年	消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯所得ベースの下、消費税負担は累進的。
府川(2006)	所得再分配調査	1987, 1990, 1993, 1996, 1999, 2002年	直接税(所得税・住民税等) 社会保険料(年金・医療・介護・雇用等) 社会保障給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接税負担は累進的。 ・ 社会保険料負担は逆進的。
小塩(2009)	国民生活基礎調査	1998, 2001, 2004, 2007年	直接税(所得税・住民税等) 社会保険料(年金・医療・介護・雇用等) 社会保障給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯所得ベースの下、直接税負担は累進的。 ・ 生涯所得ベースの下、社会保険料負担は逆進的。
田中(2010)	国民生活基礎調査	2001, 2004, 2007年	直接税(所得税・住民税) 消費税 社会保険料(年金・医療・介護・雇用等) 社会保障給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接税負担は累進的。 ・ 消費税負担は逆進的。 ・ 社会保険料負担は逆進的。 ・ 税・保険料の合計負担は累進的だが、比例的に近い。
	所得再分配調査	1993, 1996, 1999, 2002, 2005年		
高山・白石(2010)	全国消費実態調査	2004年	消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税負担は逆進的。
白石(2011)	全国消費実態調査	2004年	消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯所得ベースの下、消費税負担は逆進的。
＜間接税負担の実態に関する集計データ分析＞				
論文	利用している統計調査	推計対象年	主な考察対象	税・保険料負担に関する分析結果
上村(2006)	家計調査ほか	1950-2003年度	間接税(消費税・個別間接税)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間接税負担は逆進的。
橋本(2010)	全国消費実態調査ほか	2004年	消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯所得ベースの下、消費税負担は逆進的。
斉藤・上村(2011)	家計調査ほか	2001-2007年度	間接税(消費税・個別間接税)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税負担は逆進的。 ・ 個別間接税を含めた間接税負担は逆進的。

(注1) 大竹・小原(2005)では個票データを用いた分析であるかについて明示的な記述はないものの、文脈からそのように想起される。

(注2) 府川(2006)や小塩(2009)では、「直接税」の中に所得税や住民税のほか、固定資産税、自動車税、軽自動車税が含まれる。

< 図表 2 >

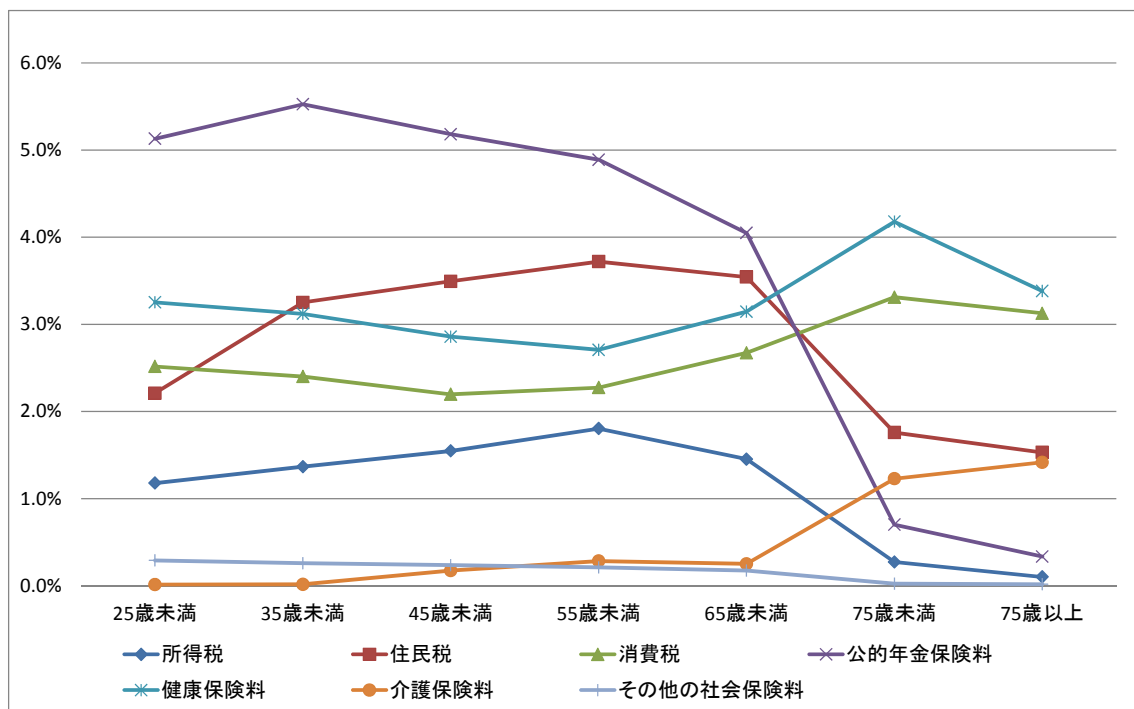
消費税の負担構造に関する先行研究

		負担の時間単位	
		1時点ベース(年間ベース)	生涯ベース
階級指標	所得階層別 (所得10分位)	<先行研究> ・ 田中(2010) ・ 高山・白石(2010) ・ 白石(2011) ・ 斉藤・上村(2011) <分析結果> ・ 消費税負担は逆進的。	<先行研究> ・ 橋本(2010) ・ 白石(2011) <分析結果> ・ 消費税負担は逆進的。
	消費階層別 (消費10分位)		<先行研究> ・ 大竹・小原(2005) <分析結果> ・ 消費税負担は累進的。

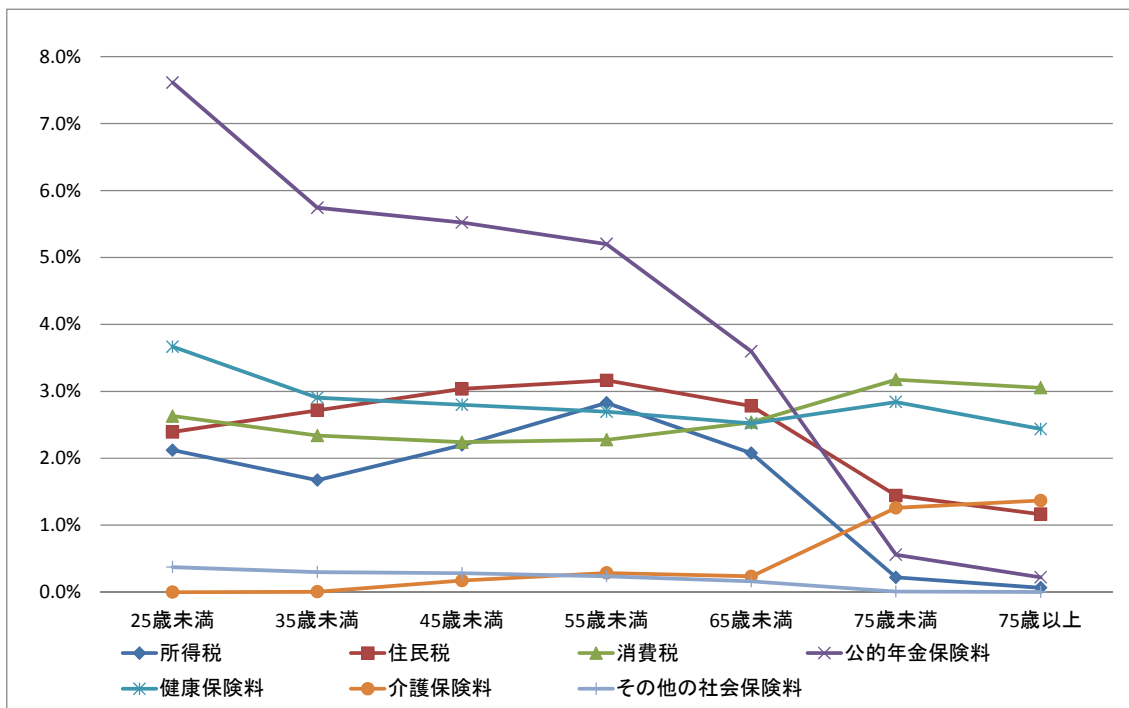
< 図表 3 >

1 時点ベース・年齢階層別から見た税・保険料負担 (折れ線グラフ)

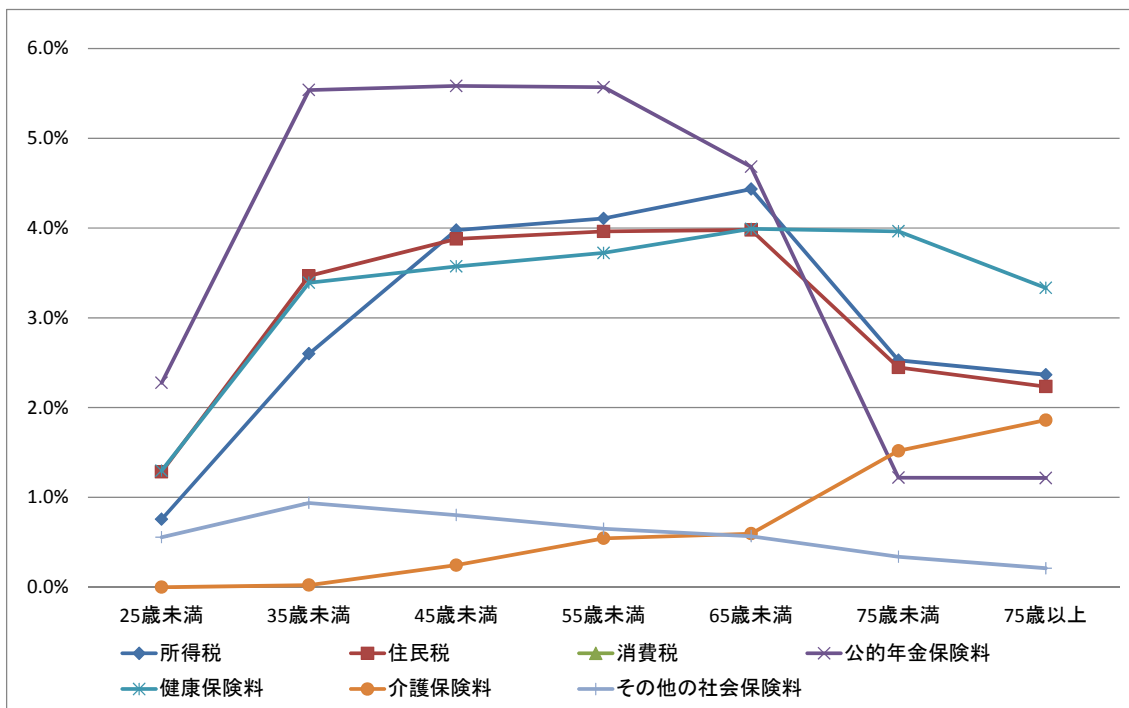
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



(3) 『国民生活基礎調査』

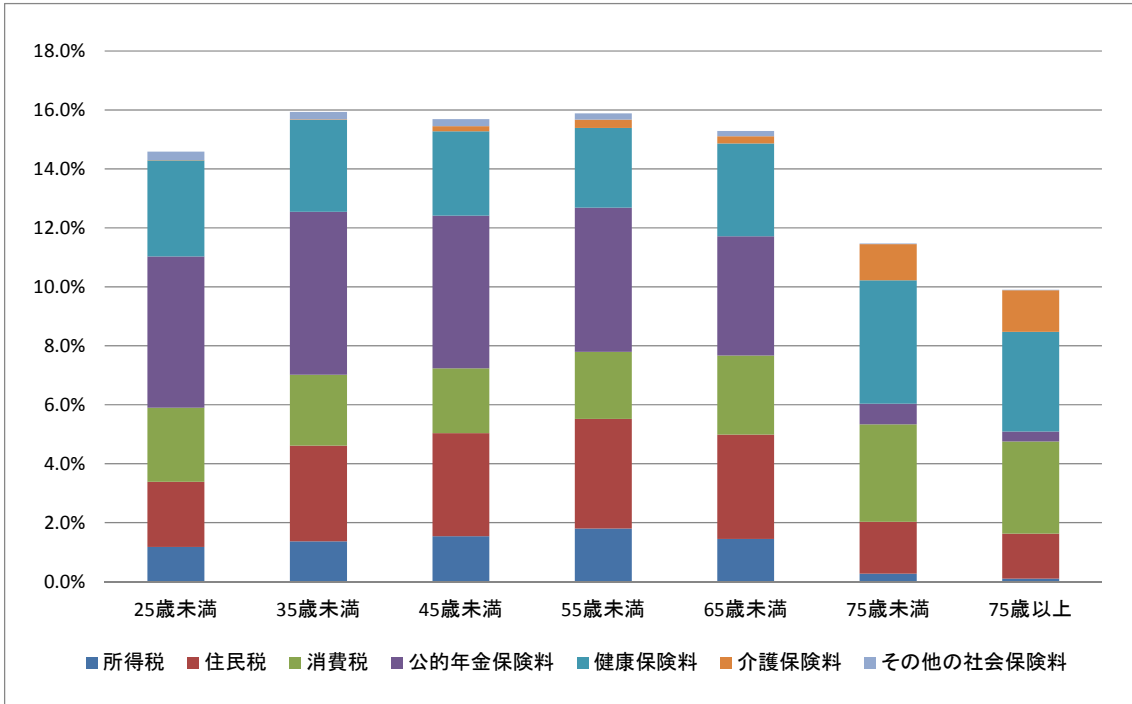


< 図表 4 >

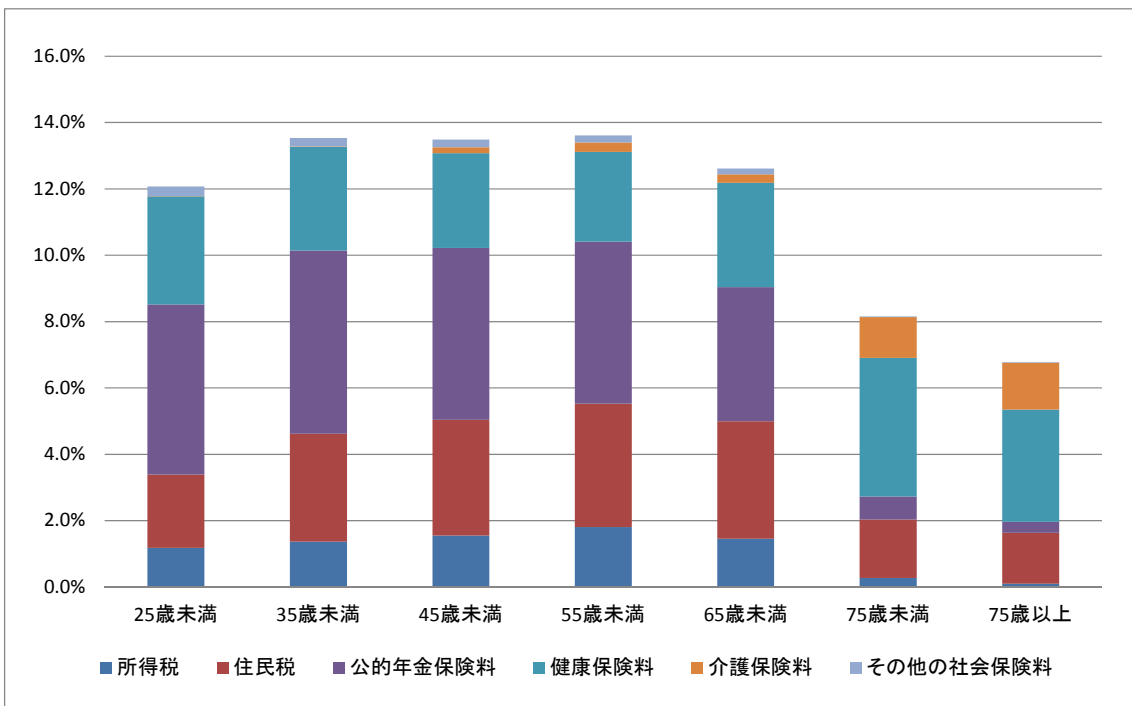
1 時点ベース・年齢階層別から見た税・保険料負担（積み上げ棒グラフ）

(1) 『全国消費実態調査』

(その1) 消費税含む場合

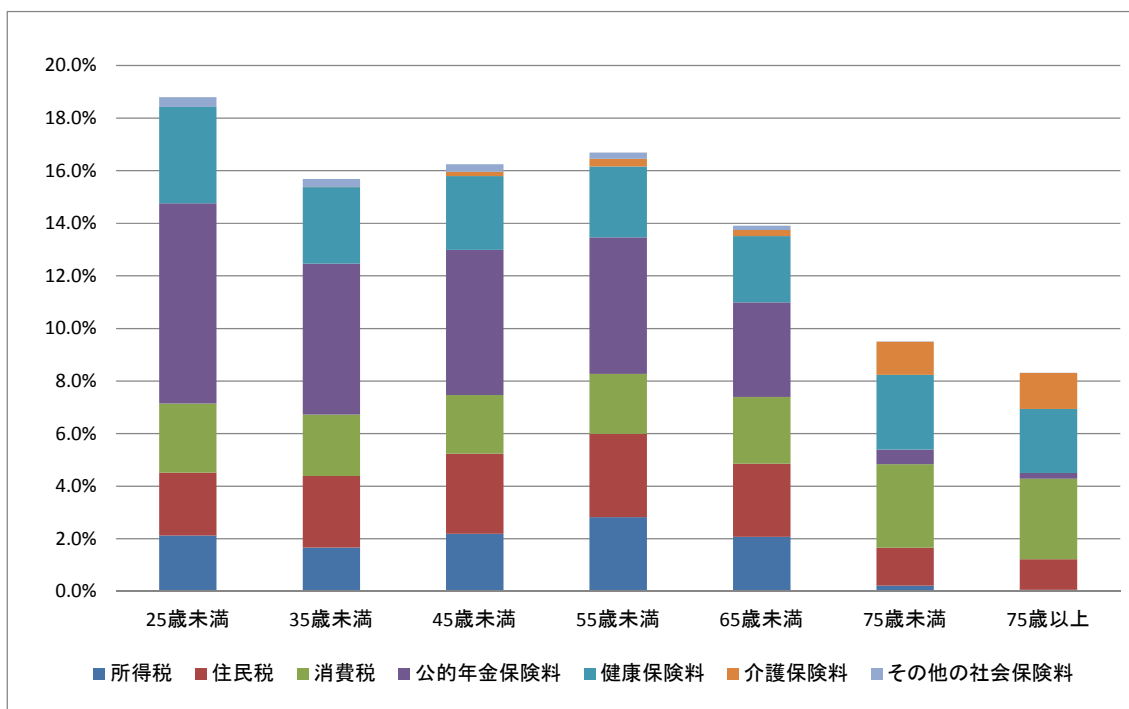


(その2) 消費税含まない場合

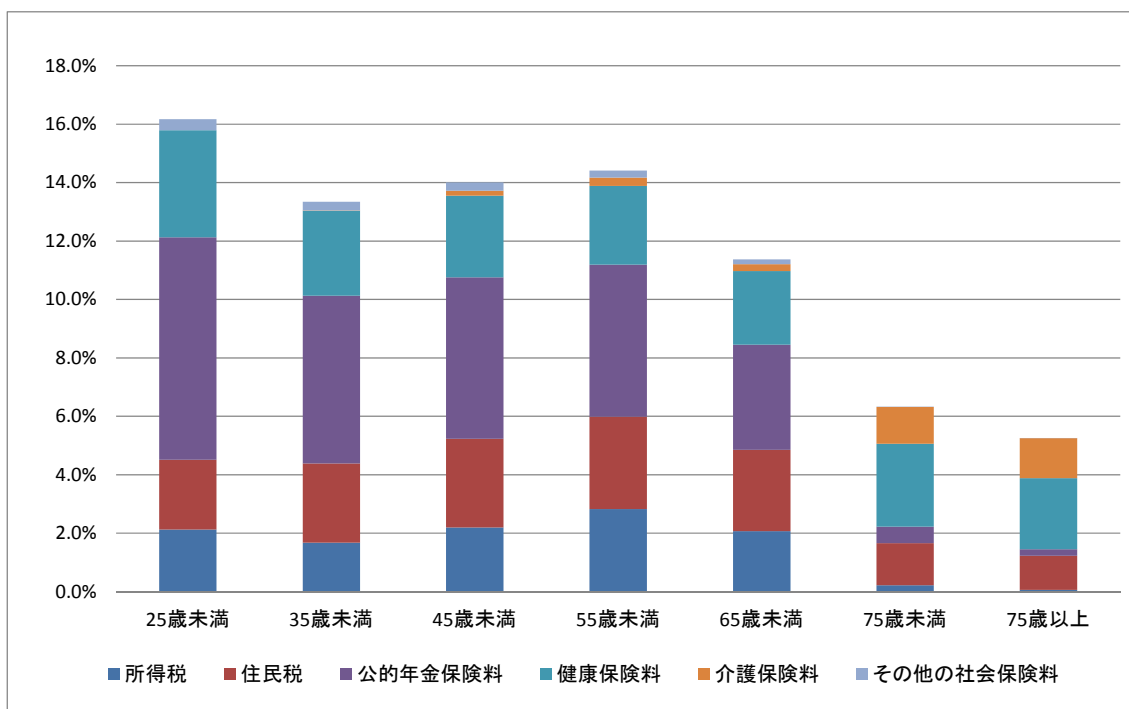


(2) 『家計調査』

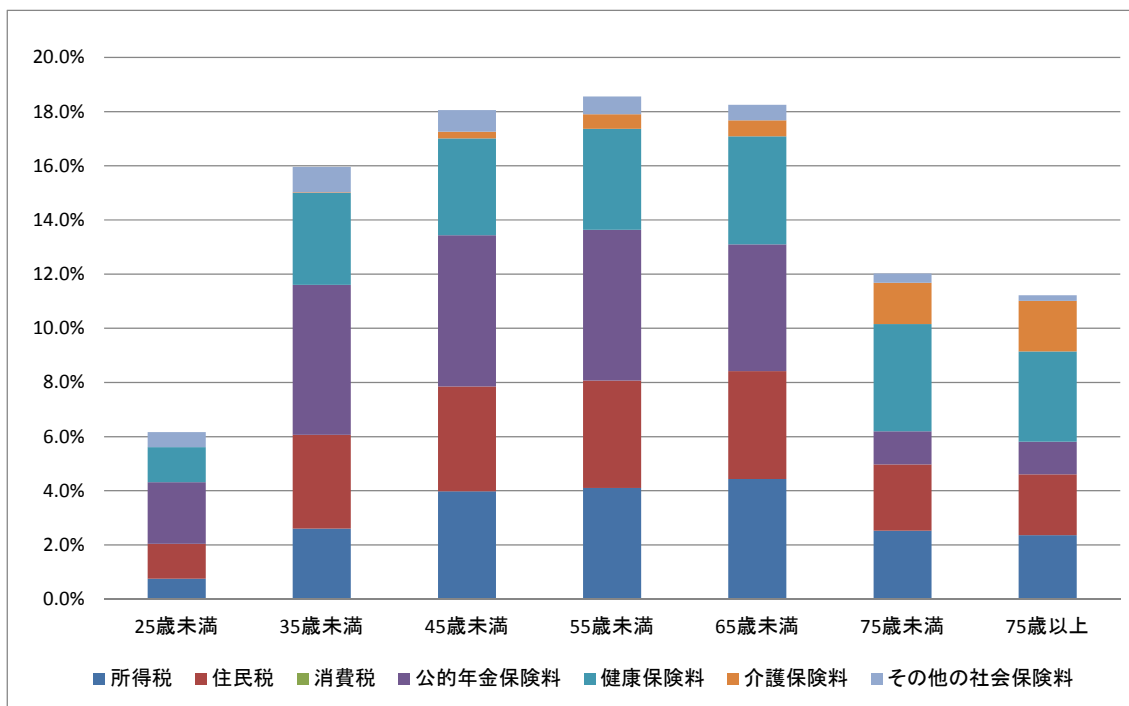
(その1) 消費税含む場合



(その2) 消費税含まない場合



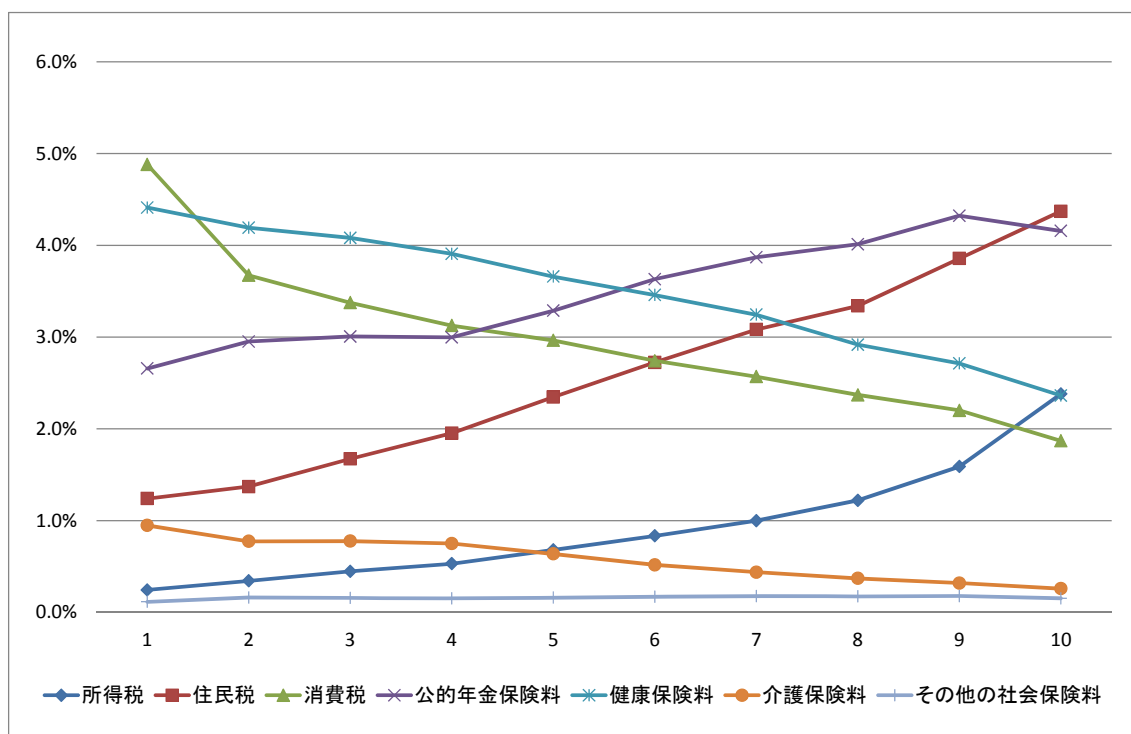
(3) 『国民生活基礎調査』



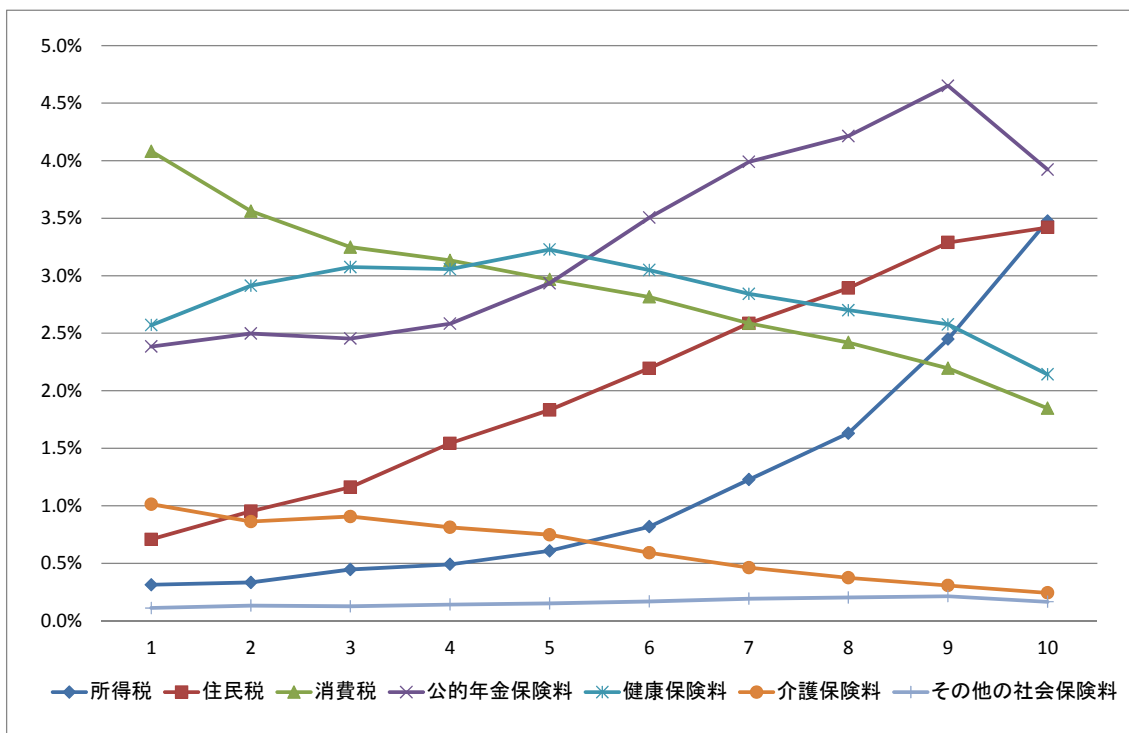
< 図表 5 >

1 時点ベース・所得階層別から見た税・保険料負担 (折れ線グラフ)

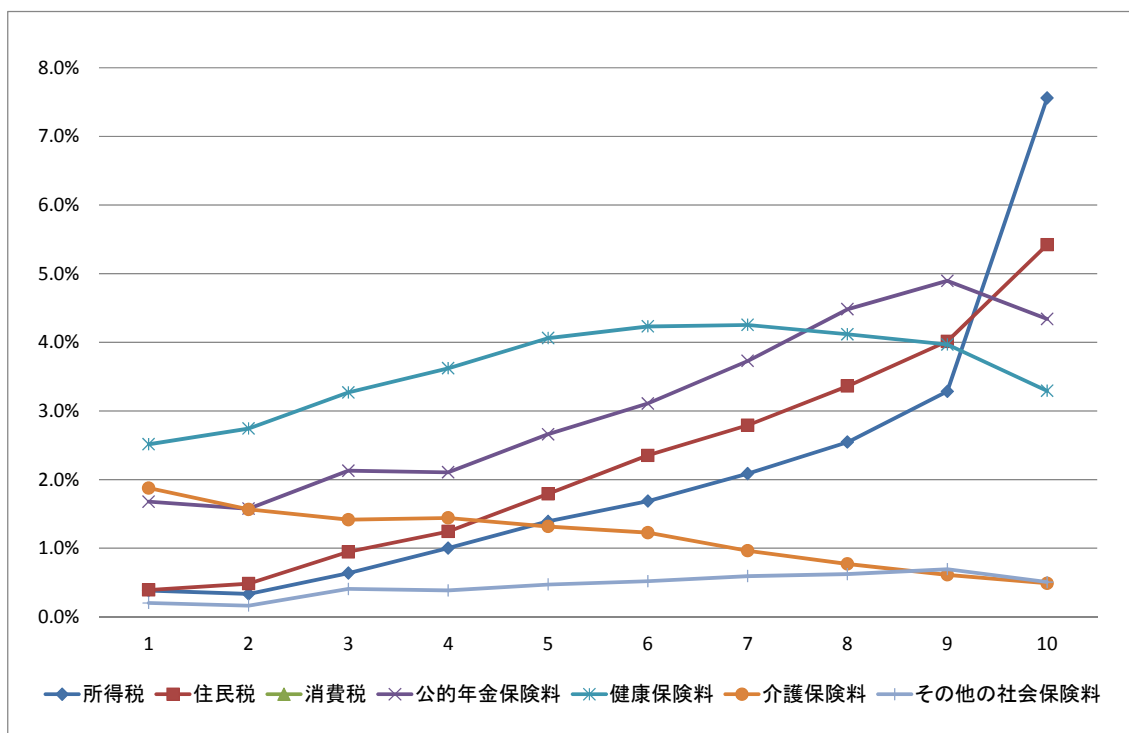
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



(3) 『国民生活基礎調査』

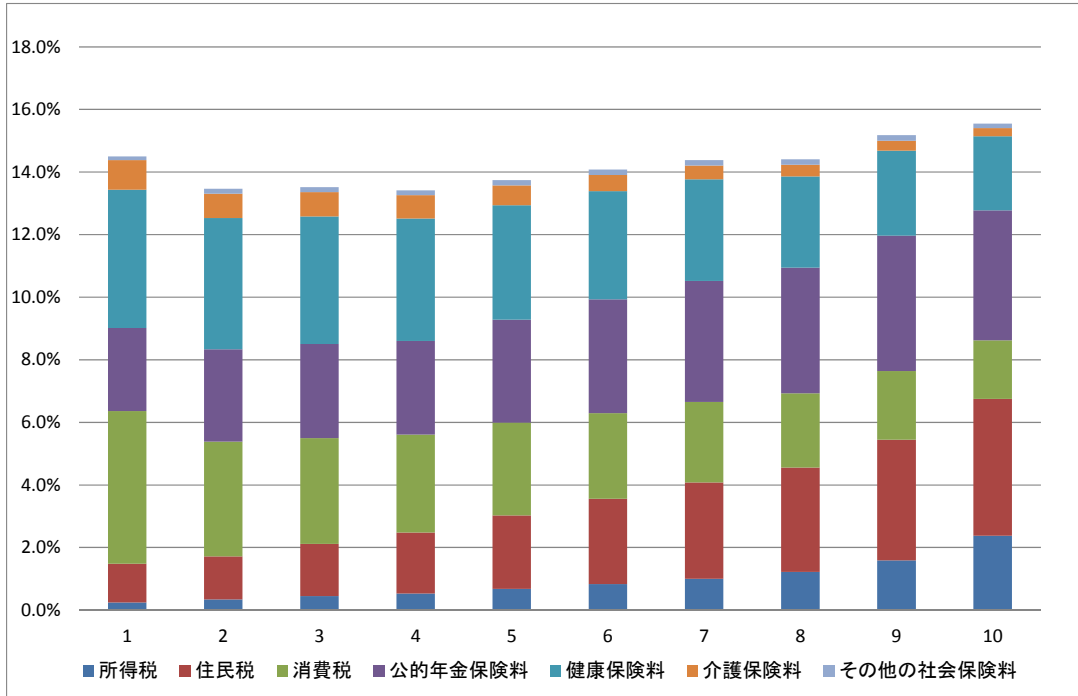


< 図表 6 >

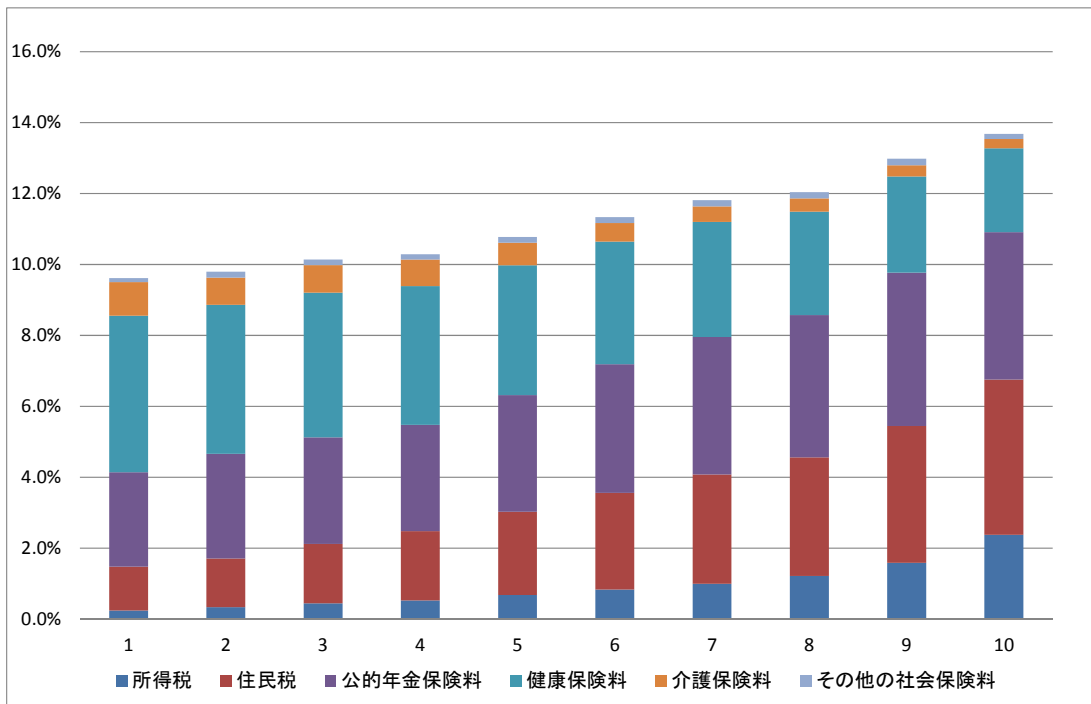
1 時点ベース・所得階層別から見た税・保険料負担（積み上げ棒グラフ）

(1) 『全国消費実態調査』

(その1) 消費税含む場合

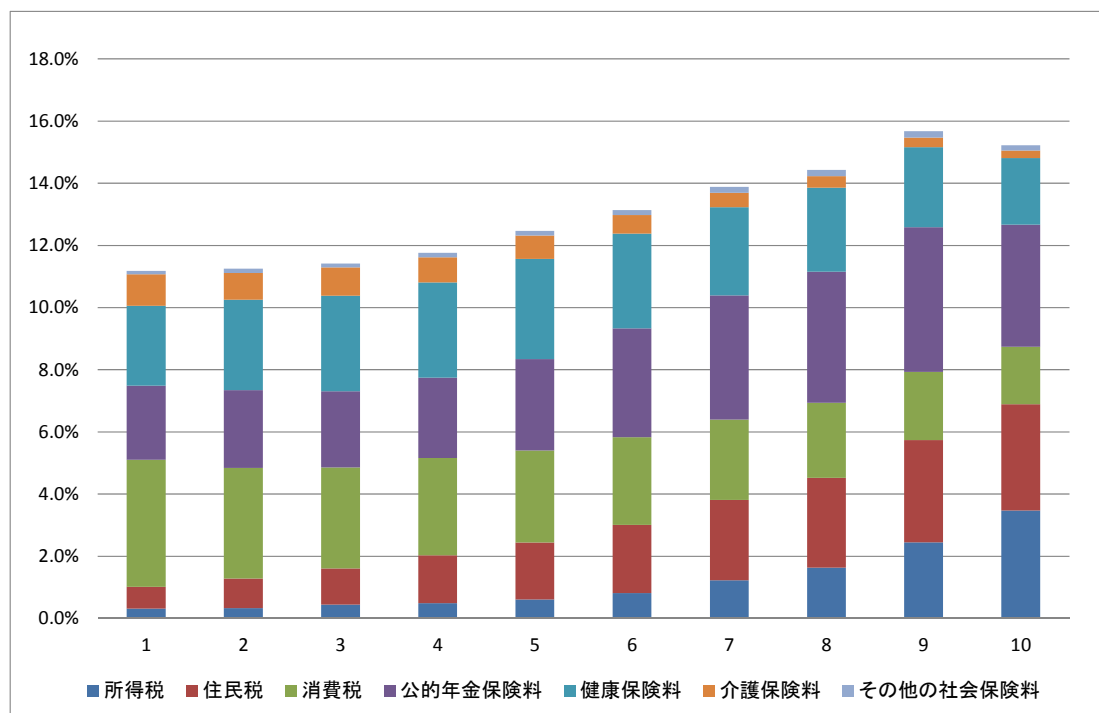


(その2) 消費税含まない場合

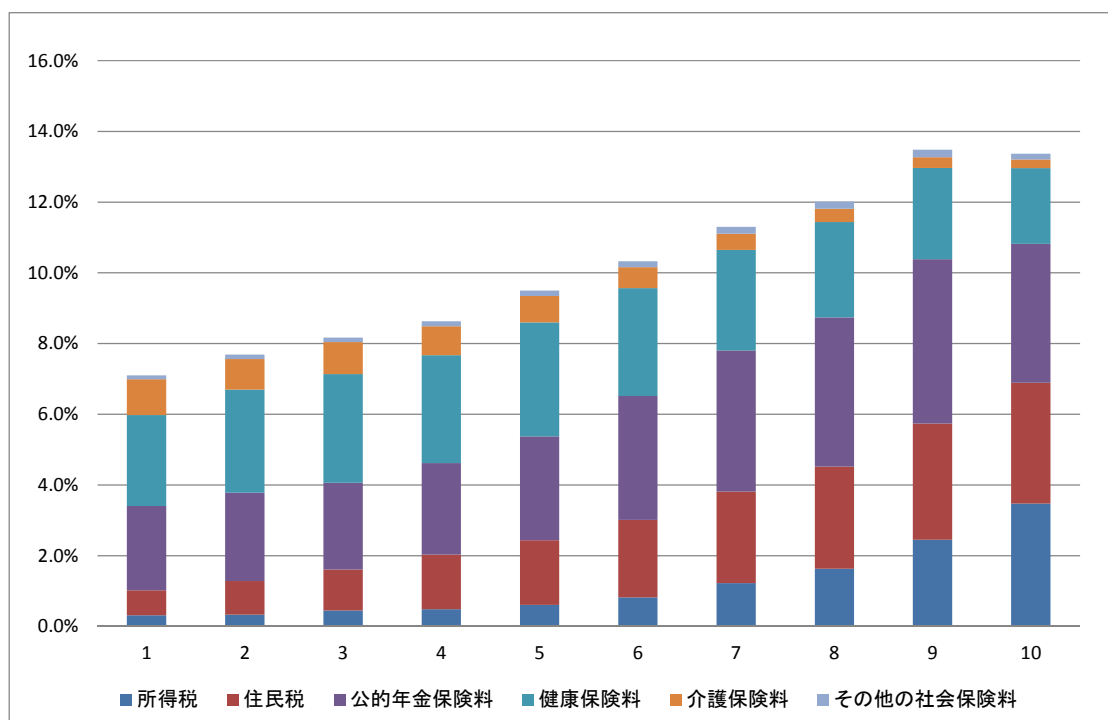


(2) 『家計調査』

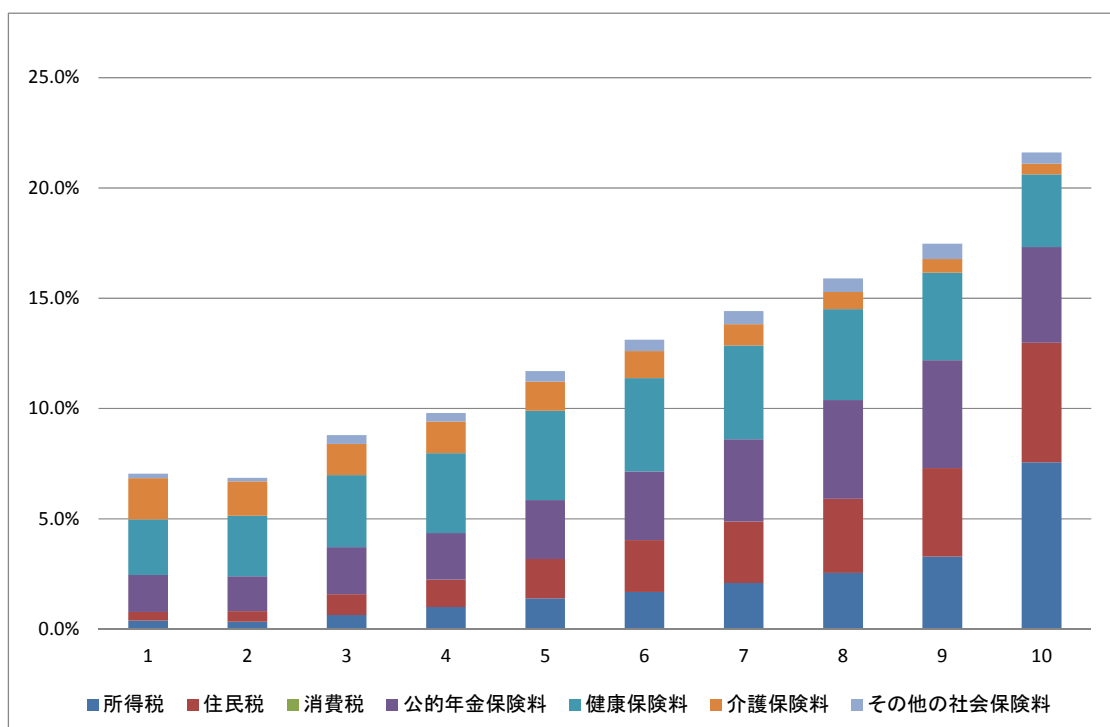
(その1) 消費税含む場合



(その2) 消費税含まない場合



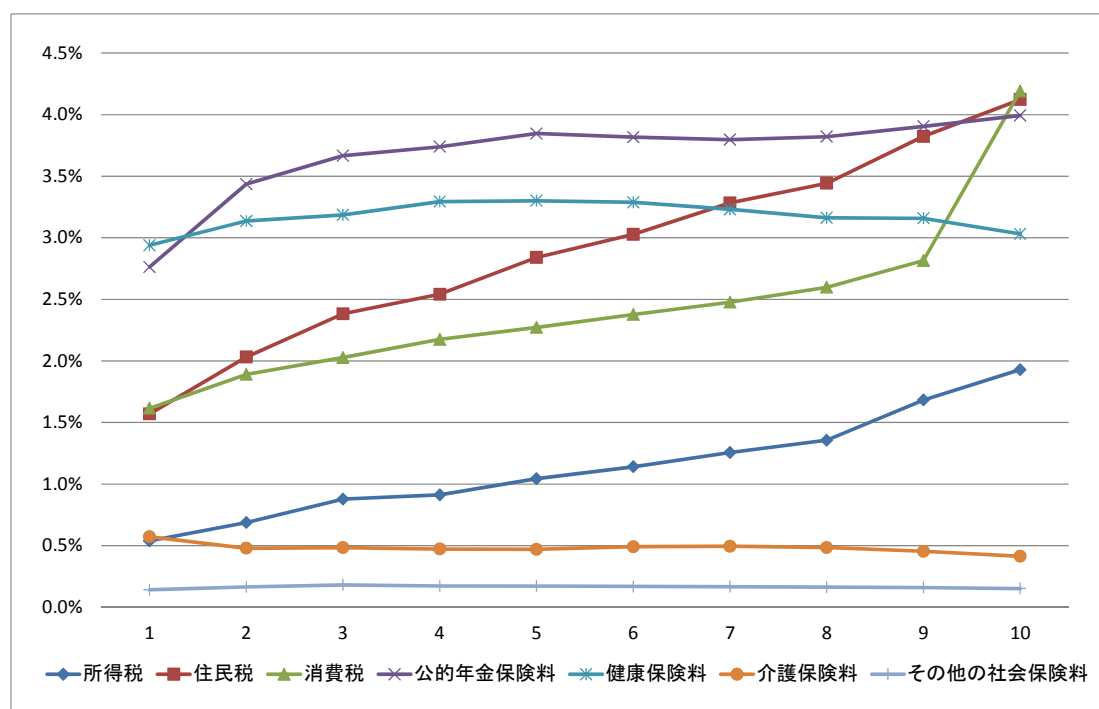
(3) 『国民生活基礎調査』



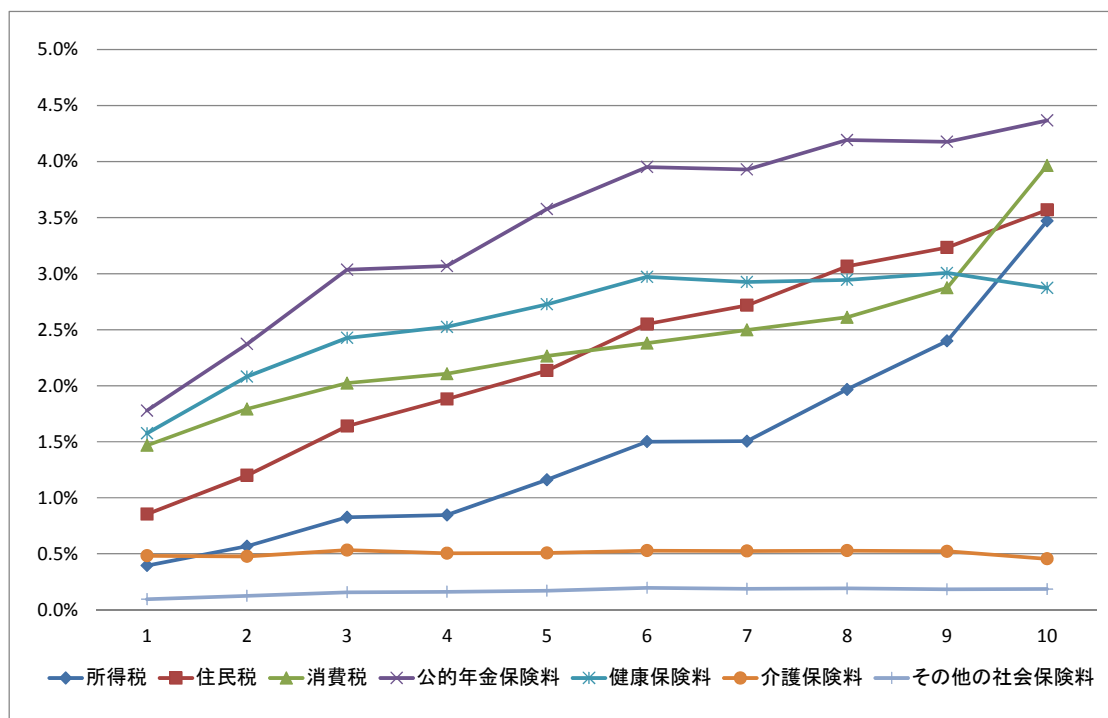
< 図表 7 >

1 時点ベース・消費階層別から見た税・保険料負担 (折れ線グラフ)

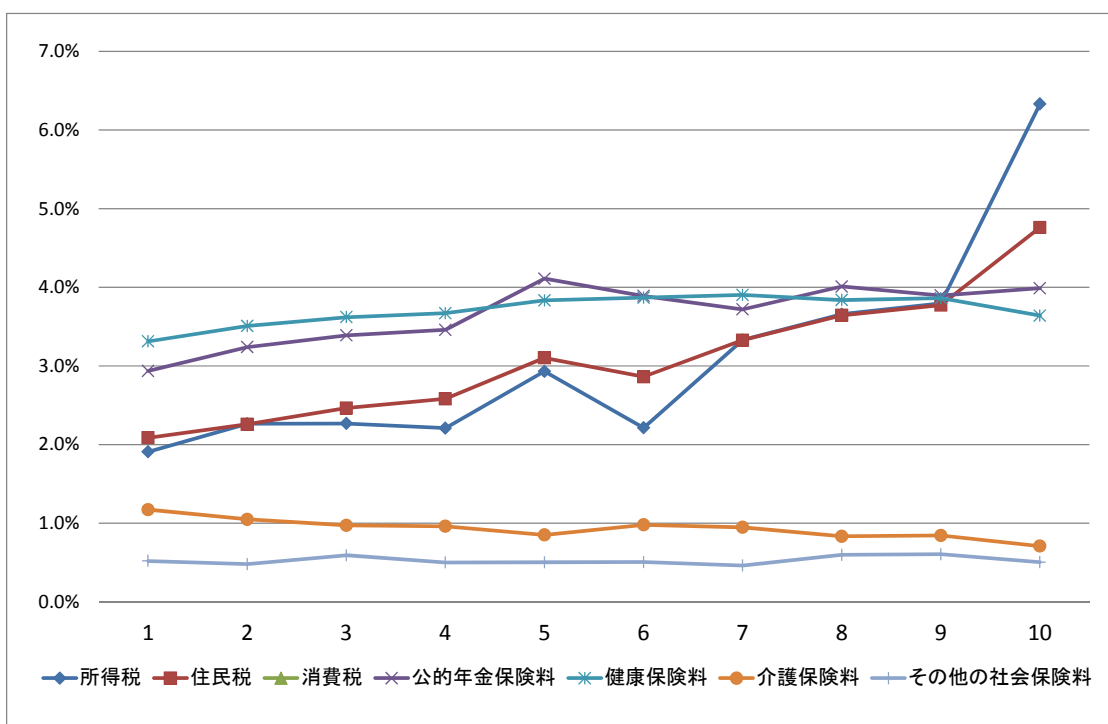
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



(3) 『国民生活基礎調査』

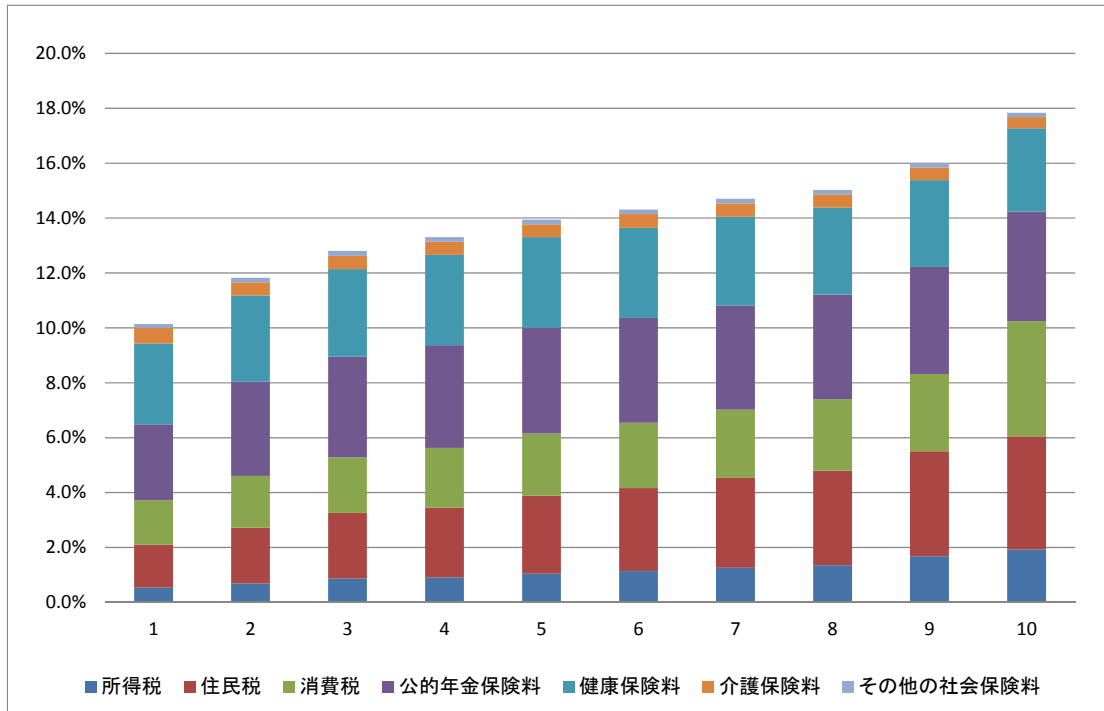


< 図表 8 >

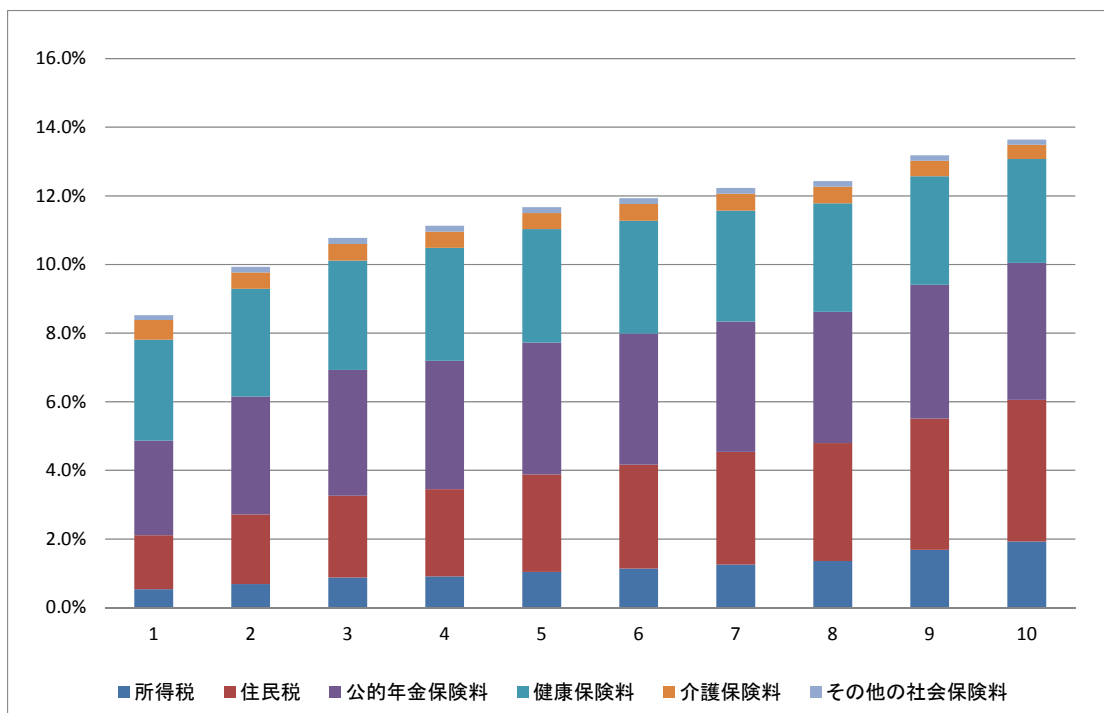
1 時点ベース・消費階層別から見た税・保険料負担（積み上げ棒グラフ）

(1) 『全国消費実態調査』

(その1) 消費税含む場合

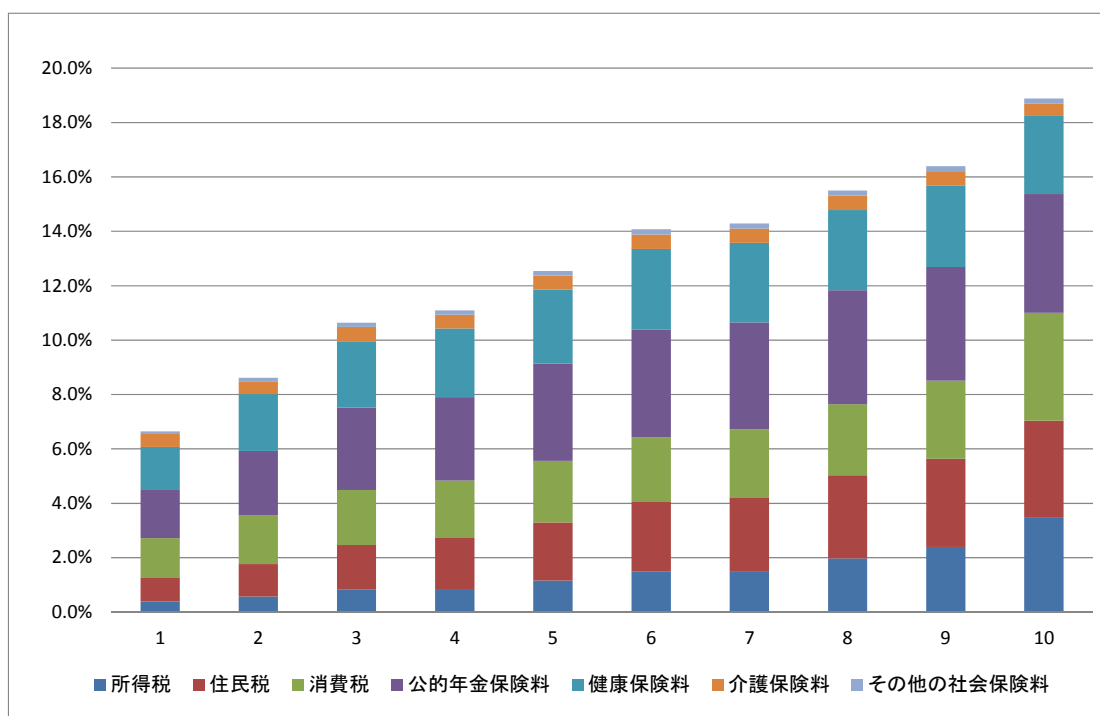


(その2) 消費税含まない場合

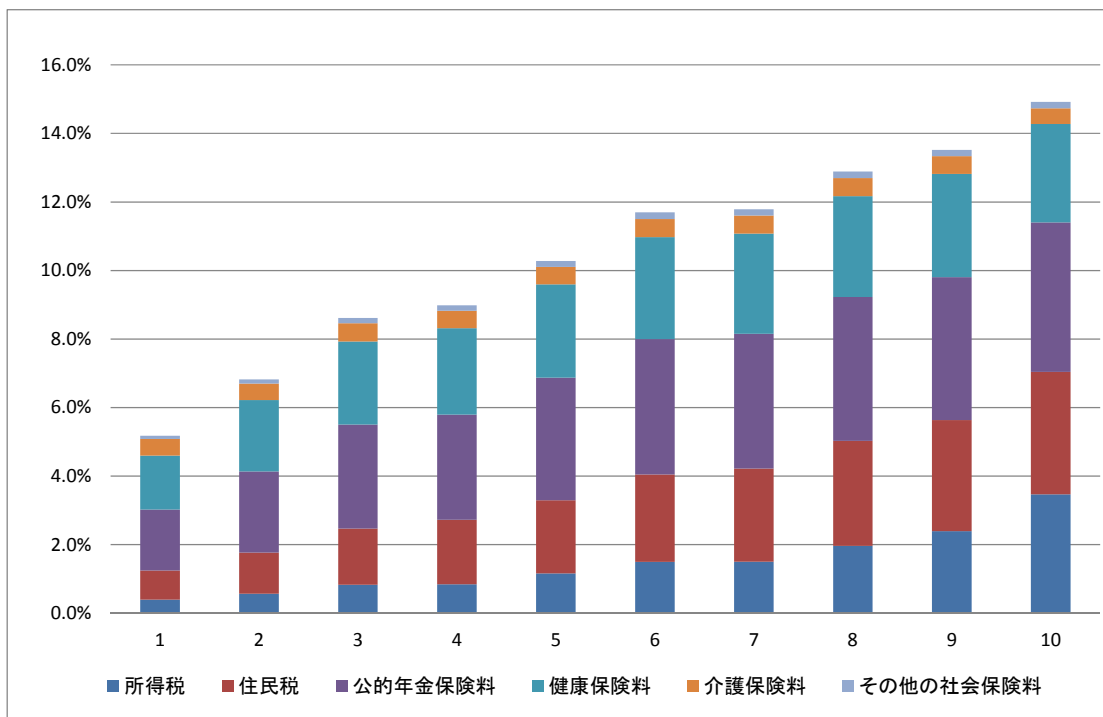


(2) 『家計調査』

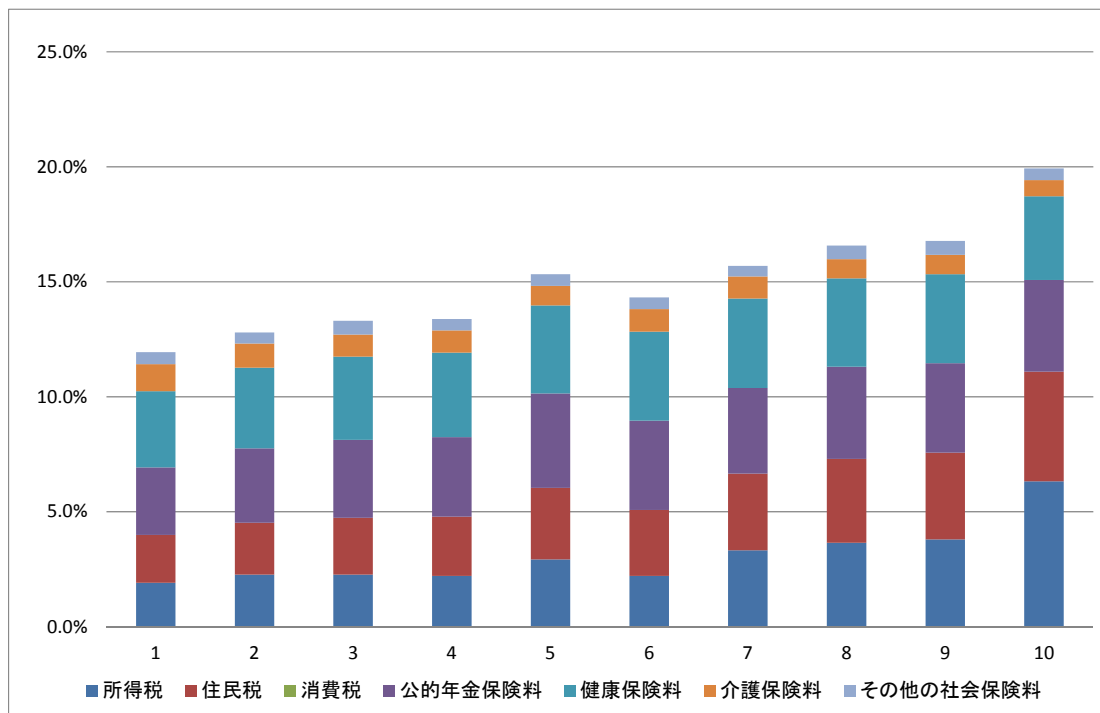
(その1) 消費税含む場合



(その2) 消費税含まない場合



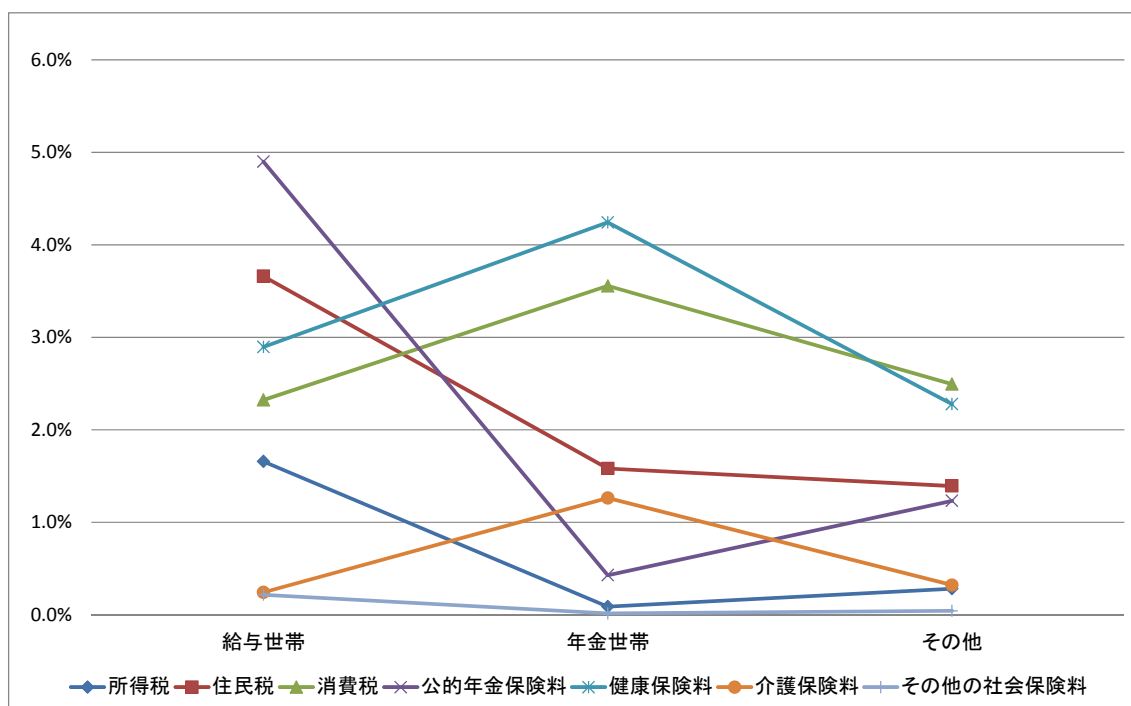
(3) 『国民生活基礎調査』



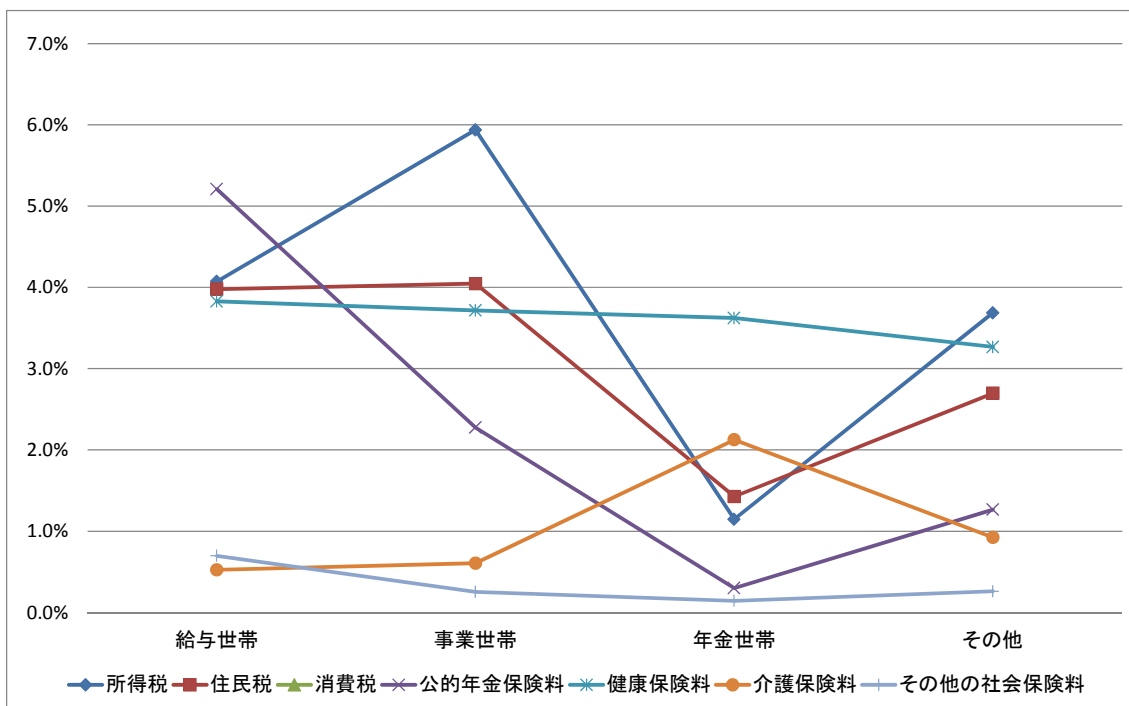
< 図表 9 >

1 時点ベース・主要所得源泉別から見た税・保険料負担 (折れ線グラフ)

(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『国民生活基礎調査』

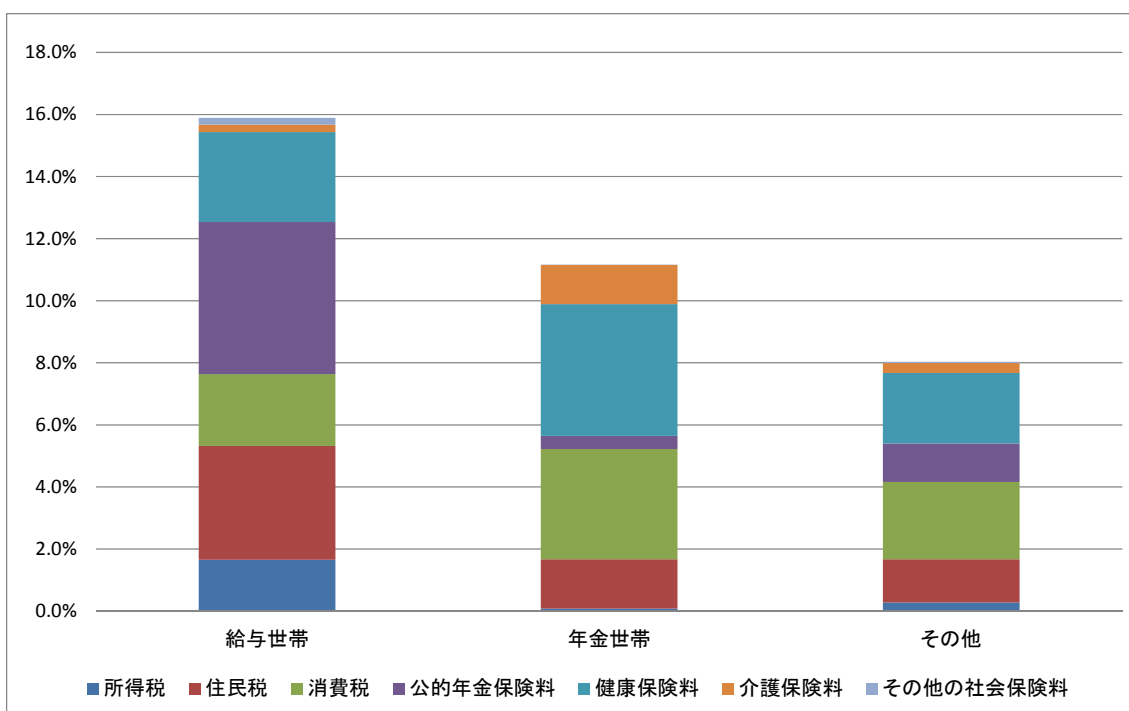


< 図表 10 >

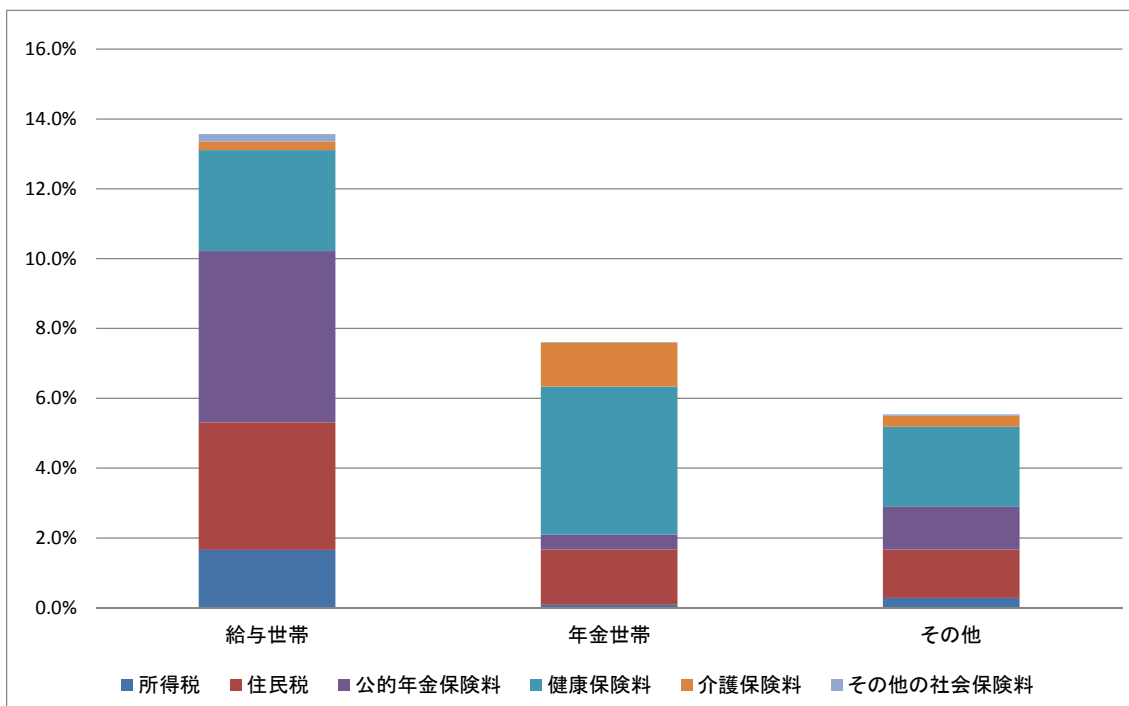
1 時点ベース・主要所得源泉別から見た税・保険料負担（積み上げ棒グラフ）

(1) 『全国消費実態調査』

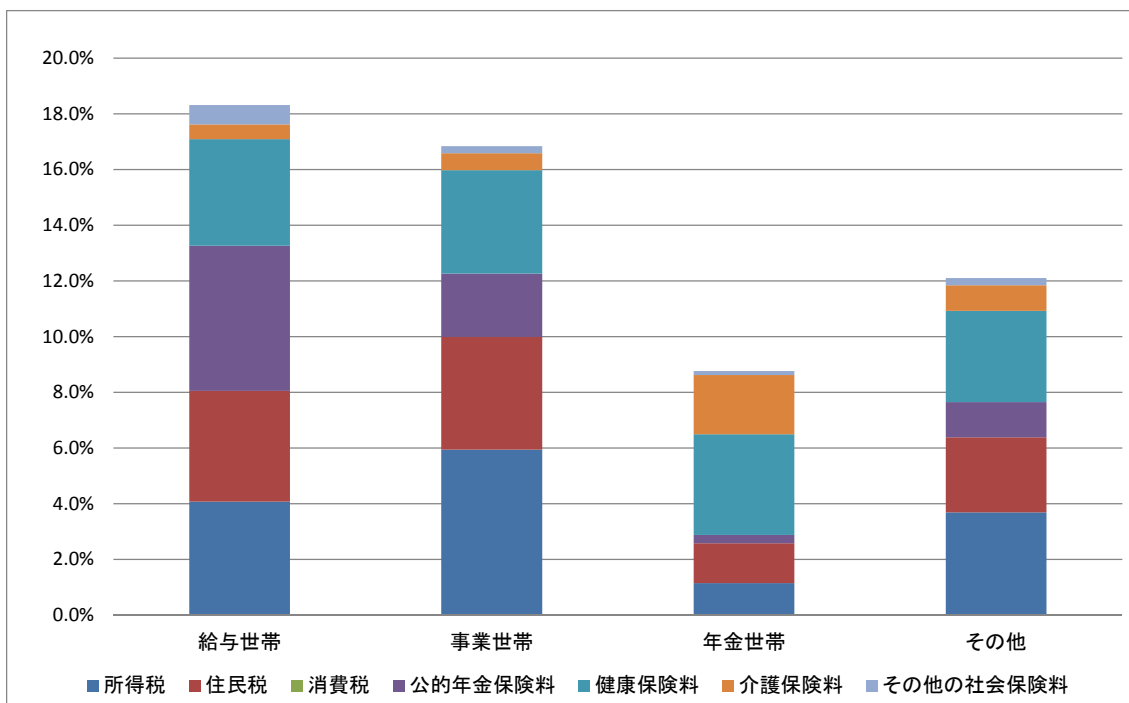
(その1) 消費税含む場合



(その2) 消費税含まない場合



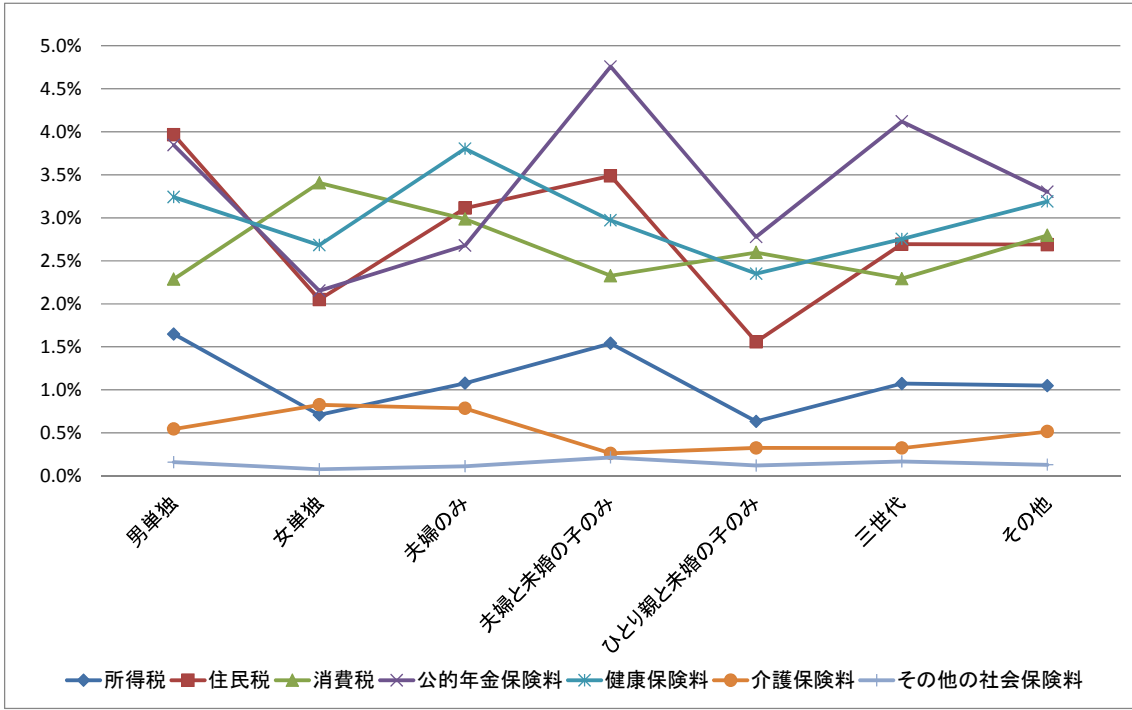
(2) 『国民生活基礎調査』



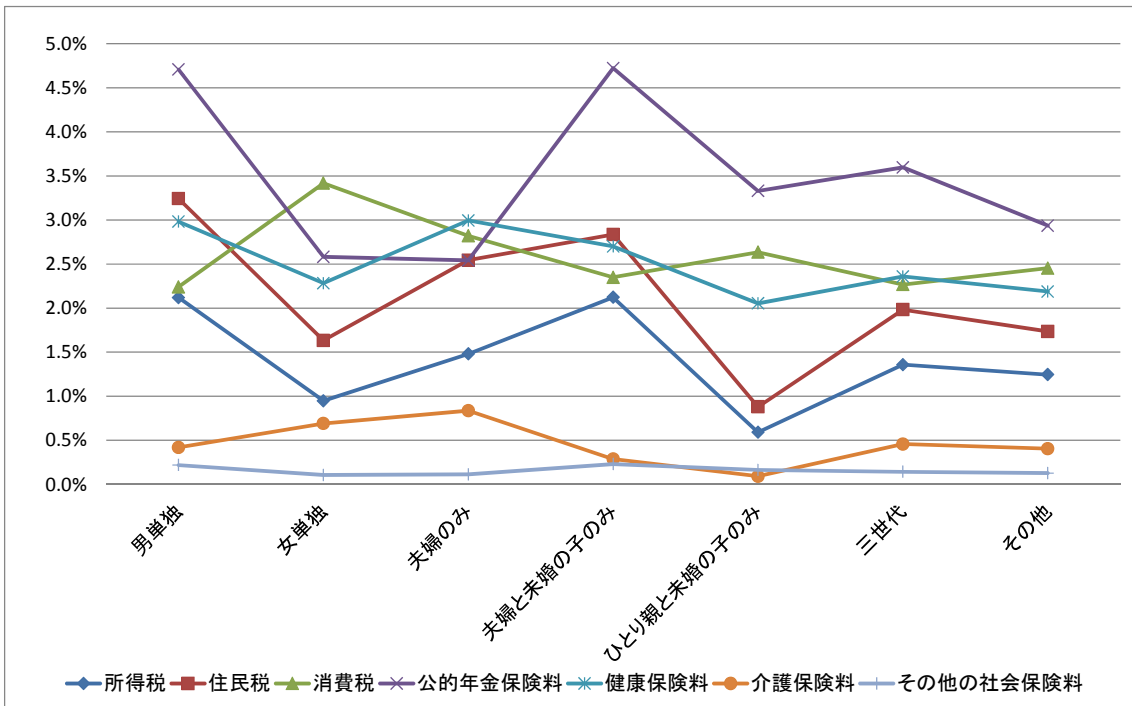
< 図表 11 >

1 時点ベース・世帯形態別から見た税・保険料負担（折れ線グラフ）

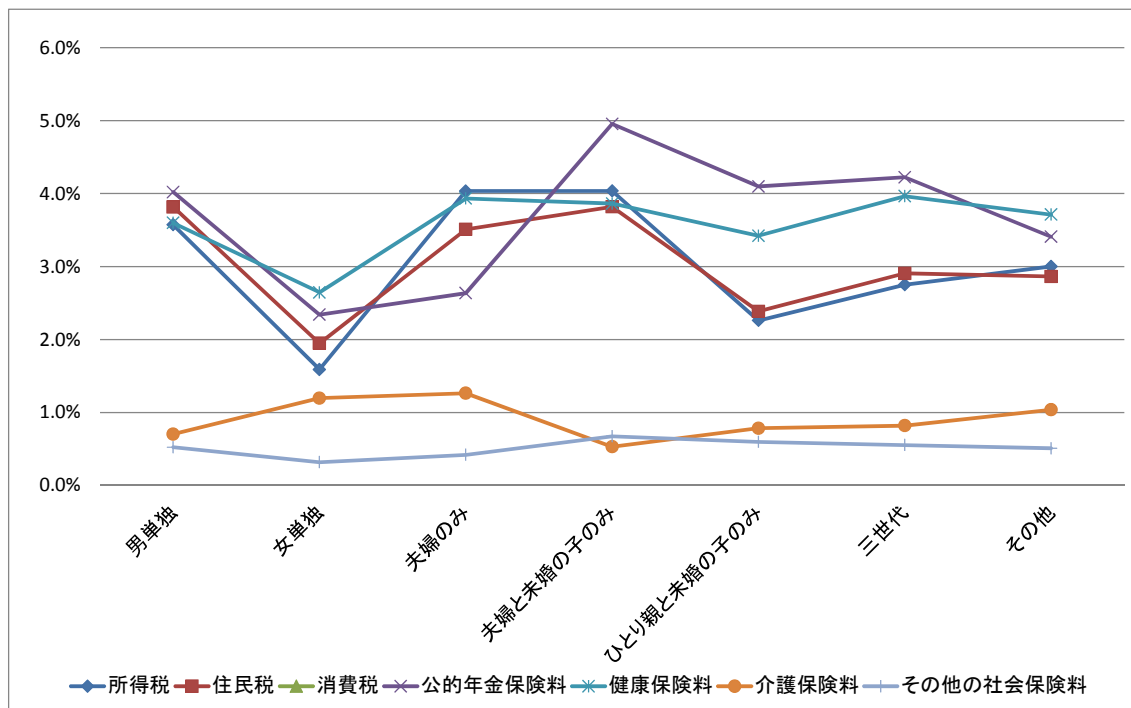
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



(3) 『国民生活基礎調査』

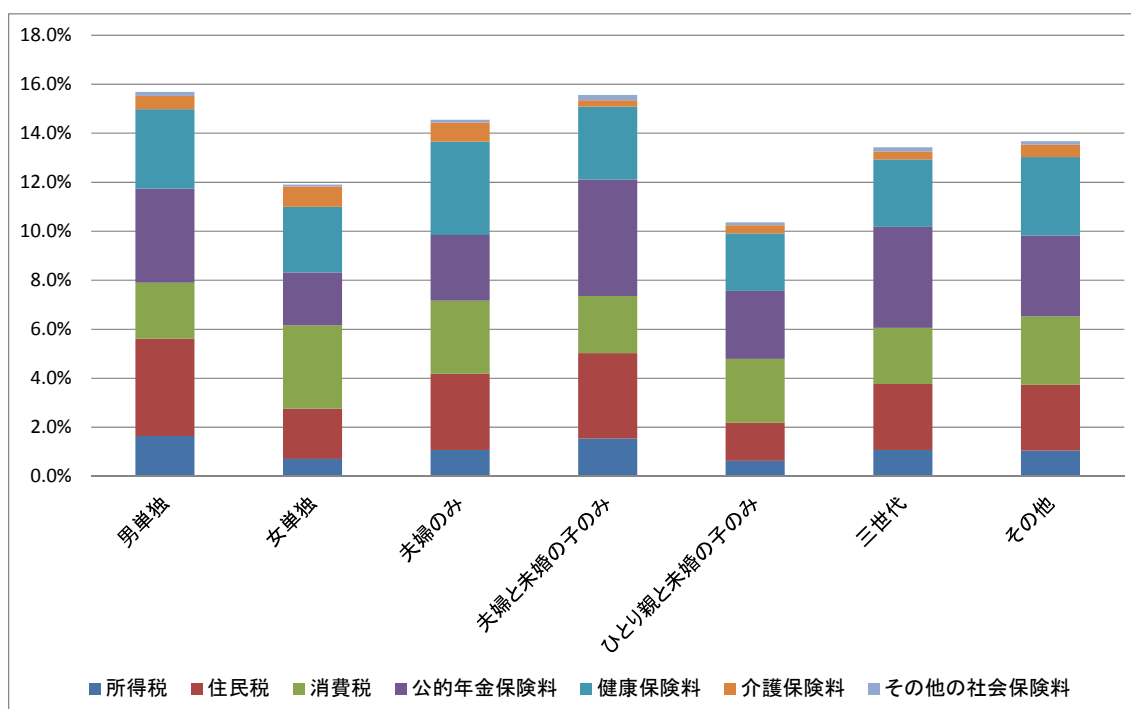


< 図表 12 >

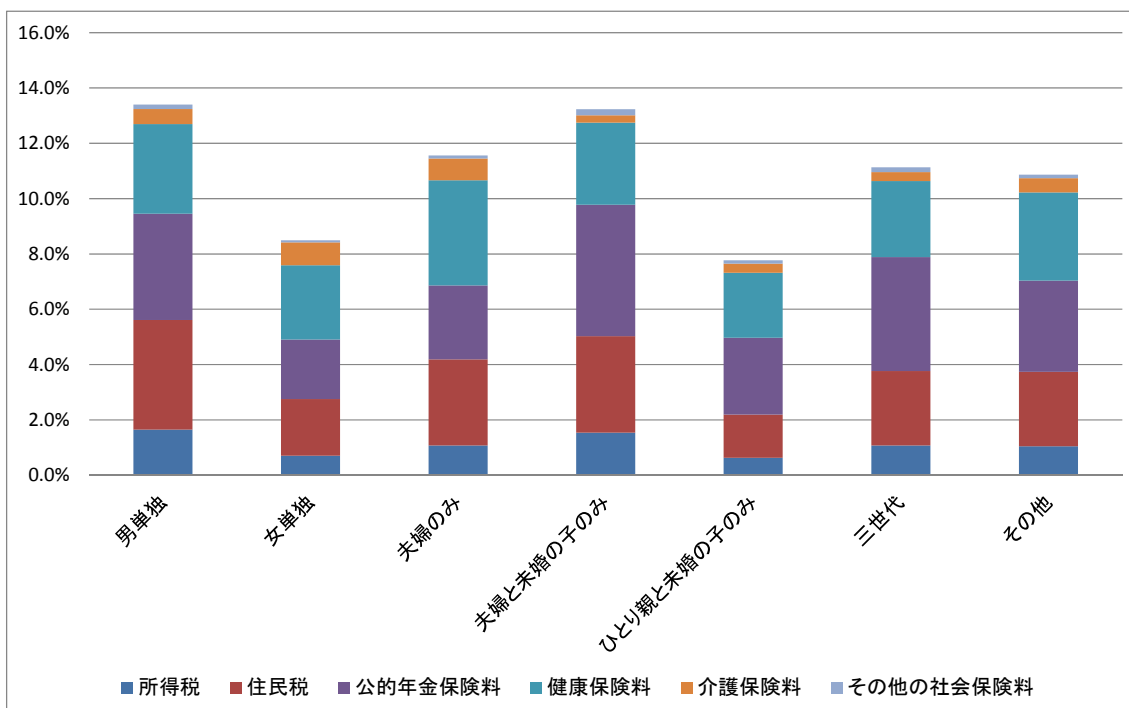
1 時点ベース・世帯形態別から見た税・保険料負担 (積み上げ棒グラフ)

(1) 『全国消費実態調査』

(その1) 消費税含む場合

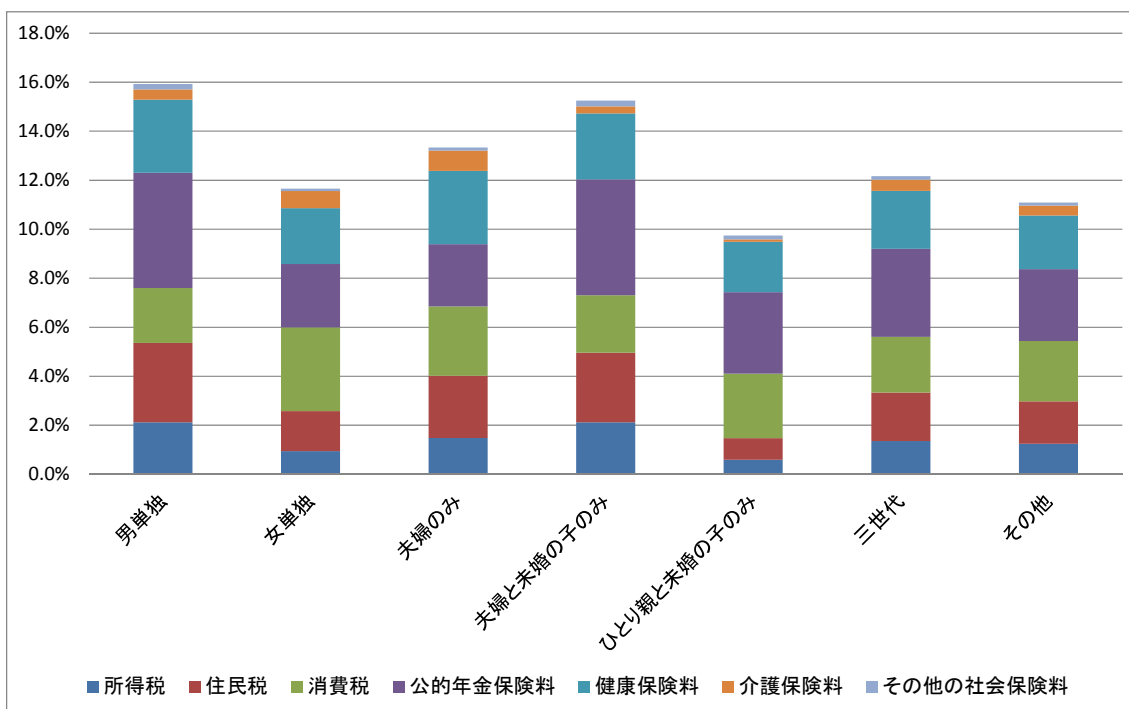


(その2) 消費税含まない場合

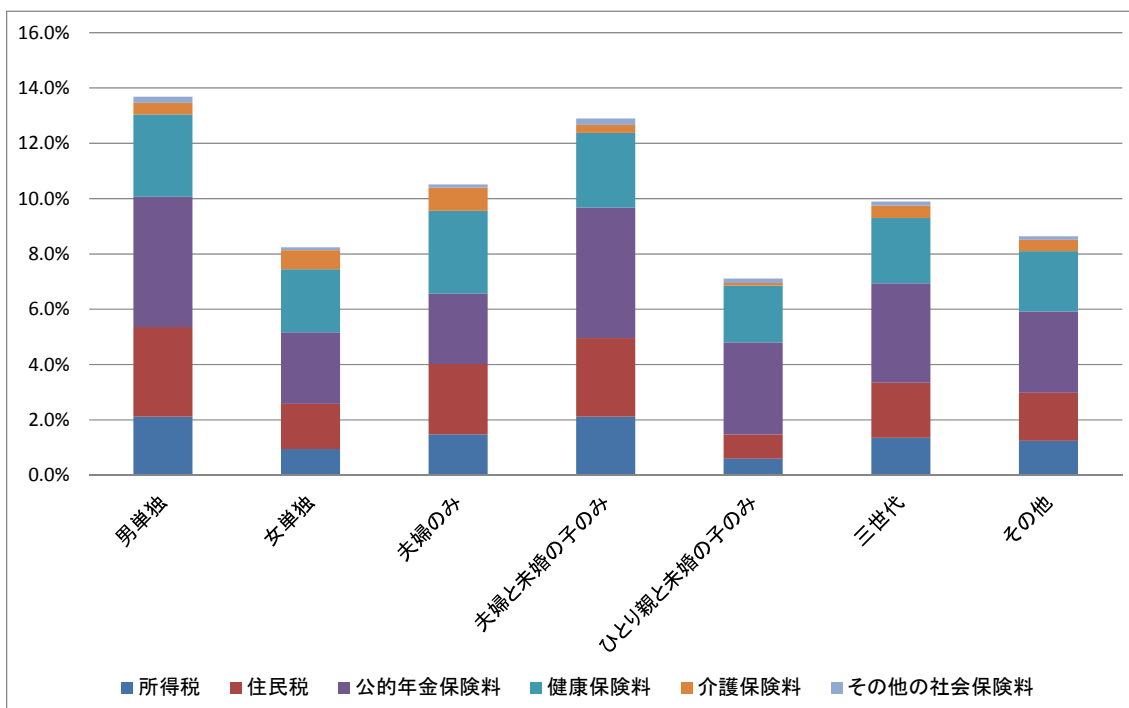


(2) 『家計調査』

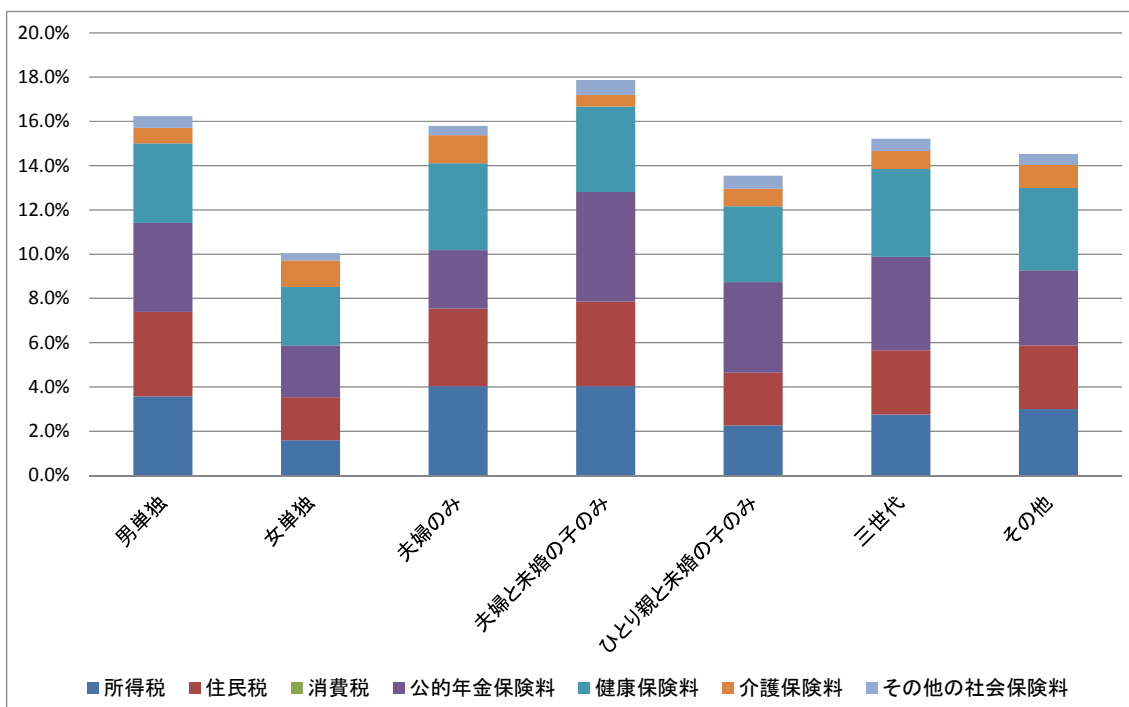
(その1) 消費税含む場合



(その2) 消費税含まない場合



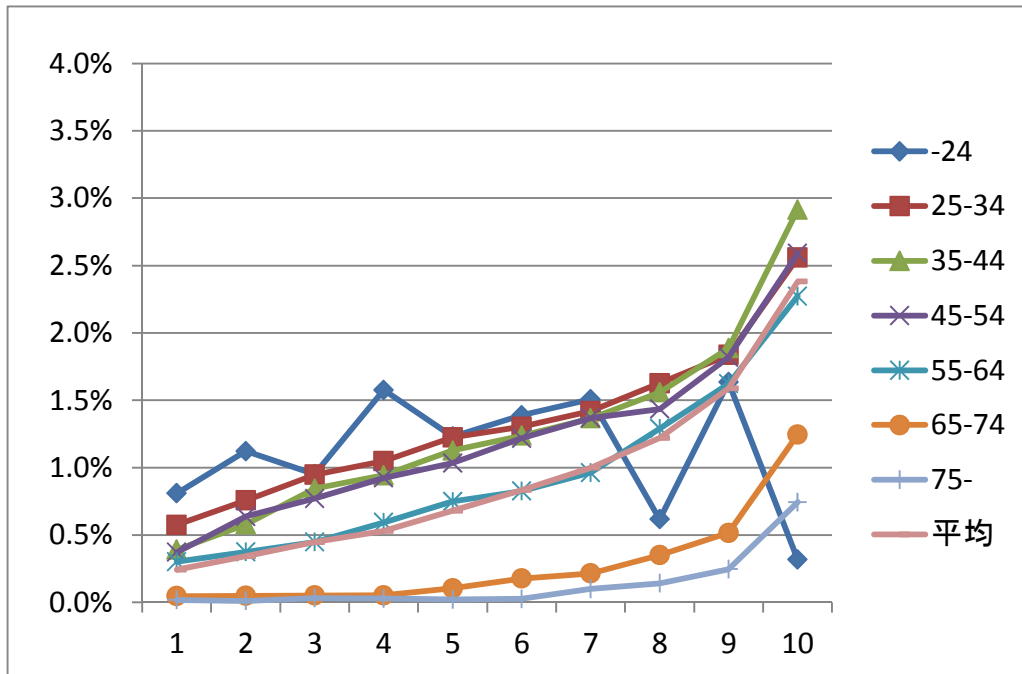
(3) 『国民生活基礎調査』



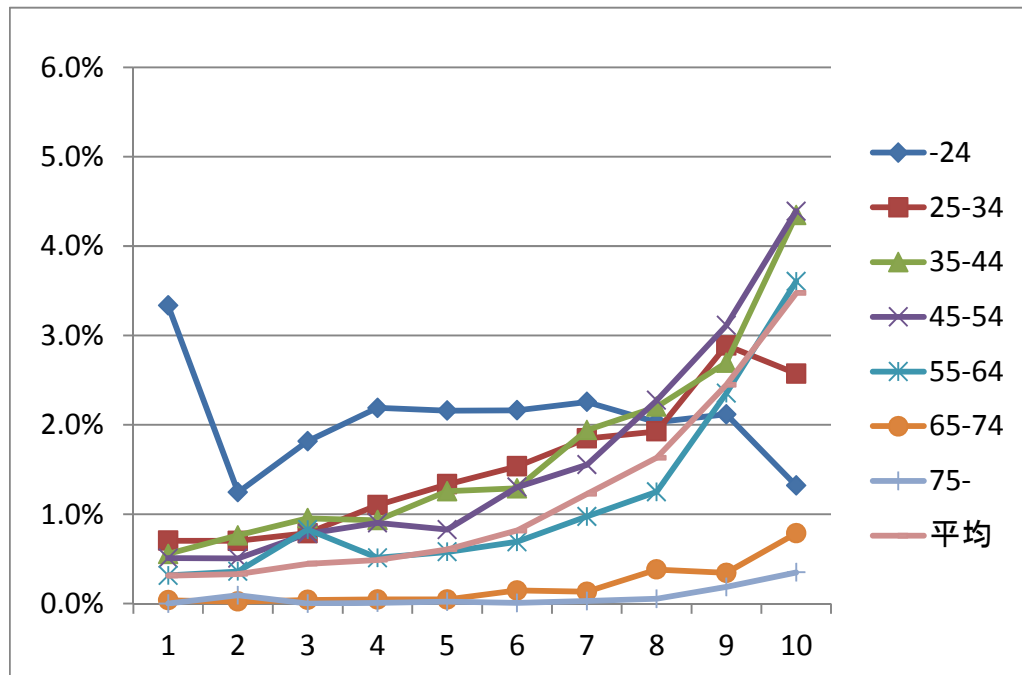
< 図表 13 >

所得税に関する年齢階層別×所得階層別のクロス集計

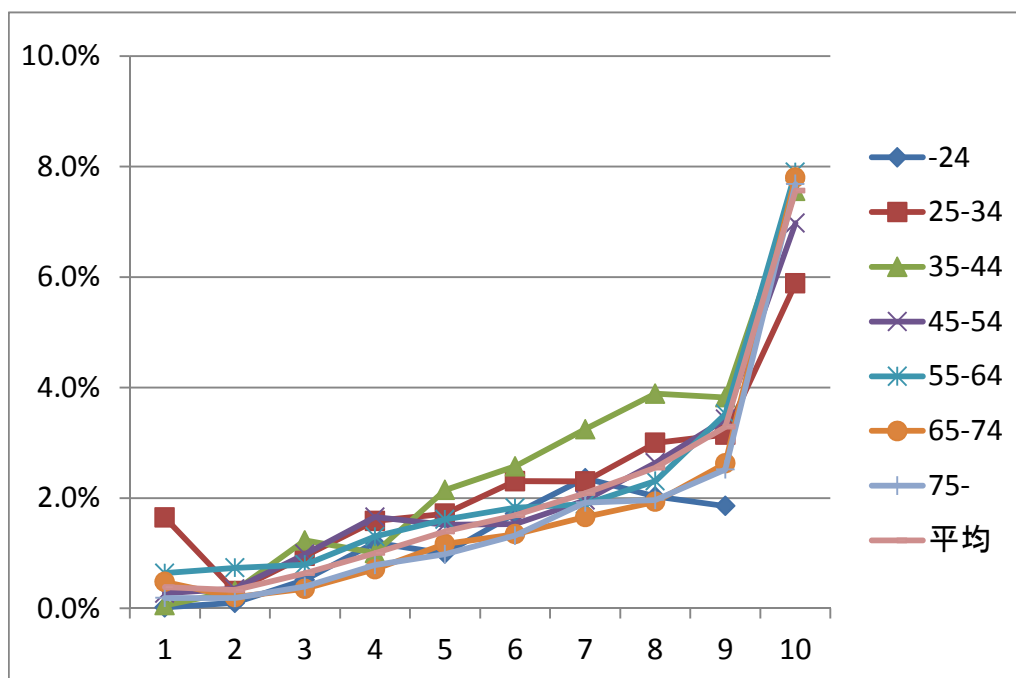
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



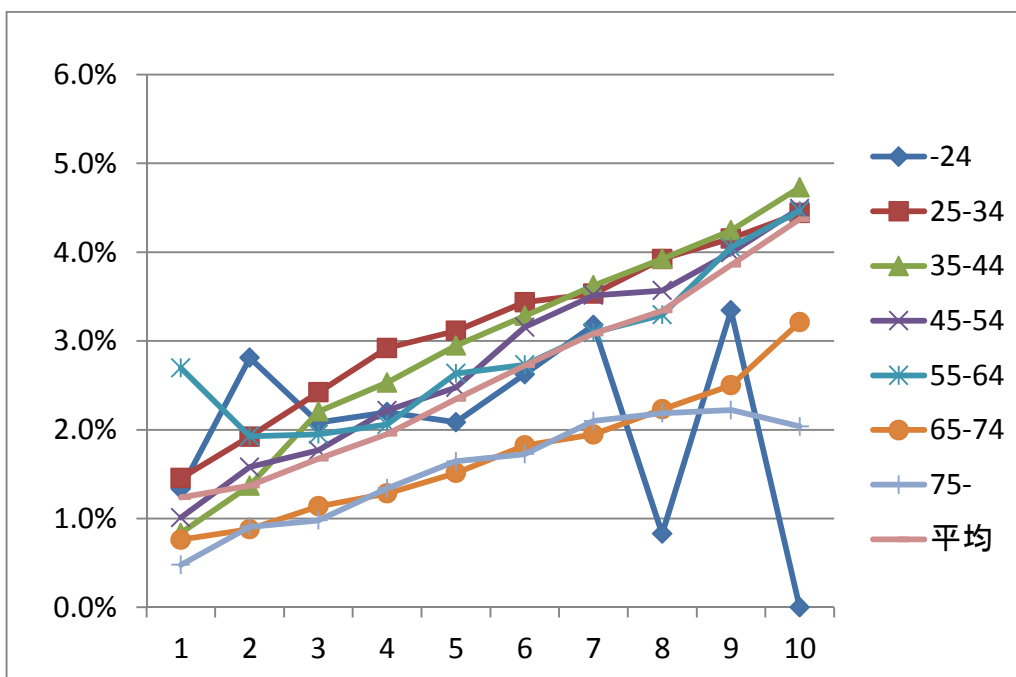
(3) 『国民生活基礎調査』



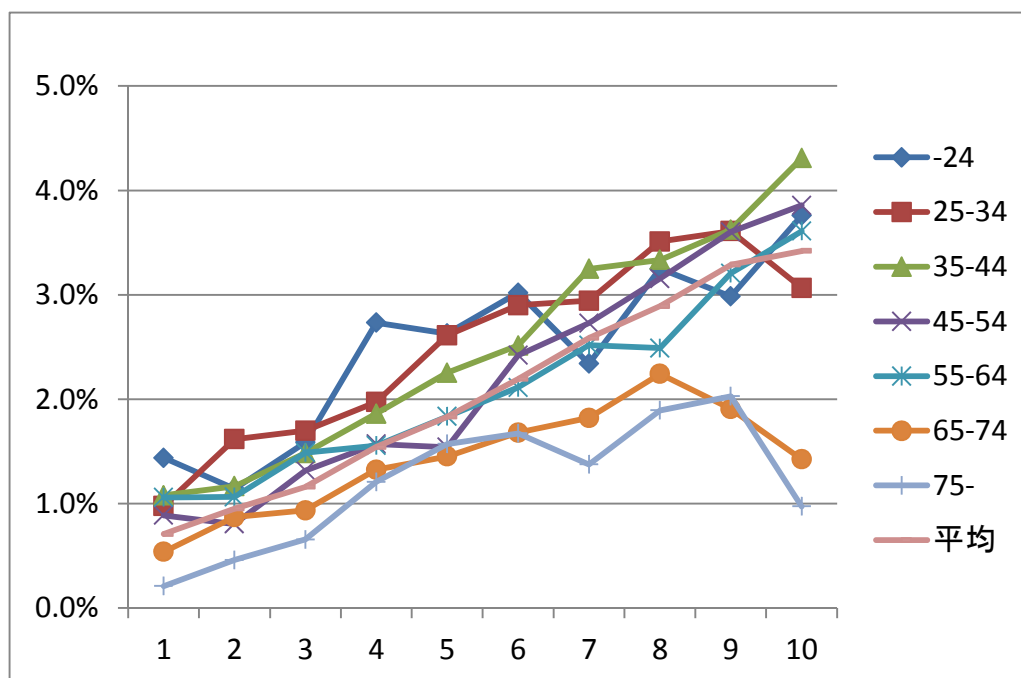
< 図表 14 >

住民税に関する年齢階層別×所得階層別のクロス集計

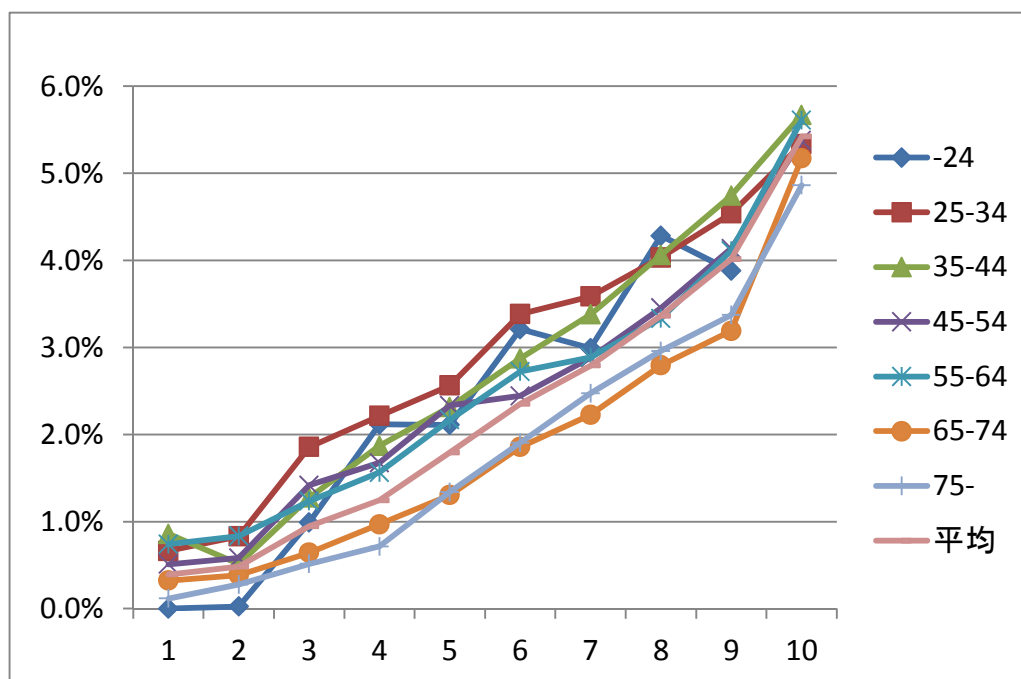
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



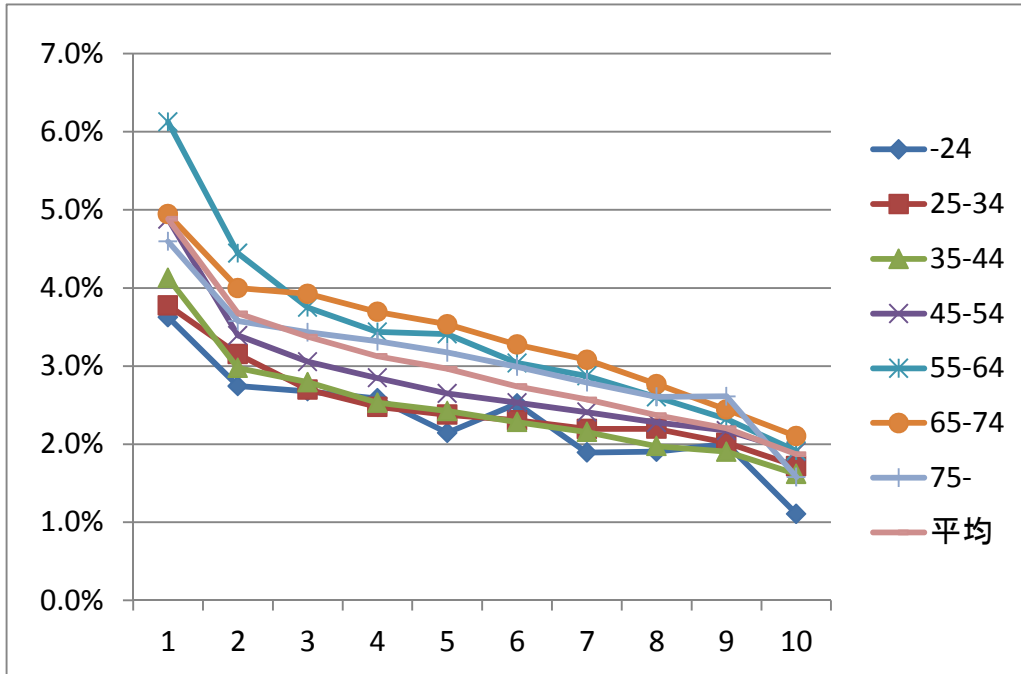
(3) 『国民生活基礎調査』



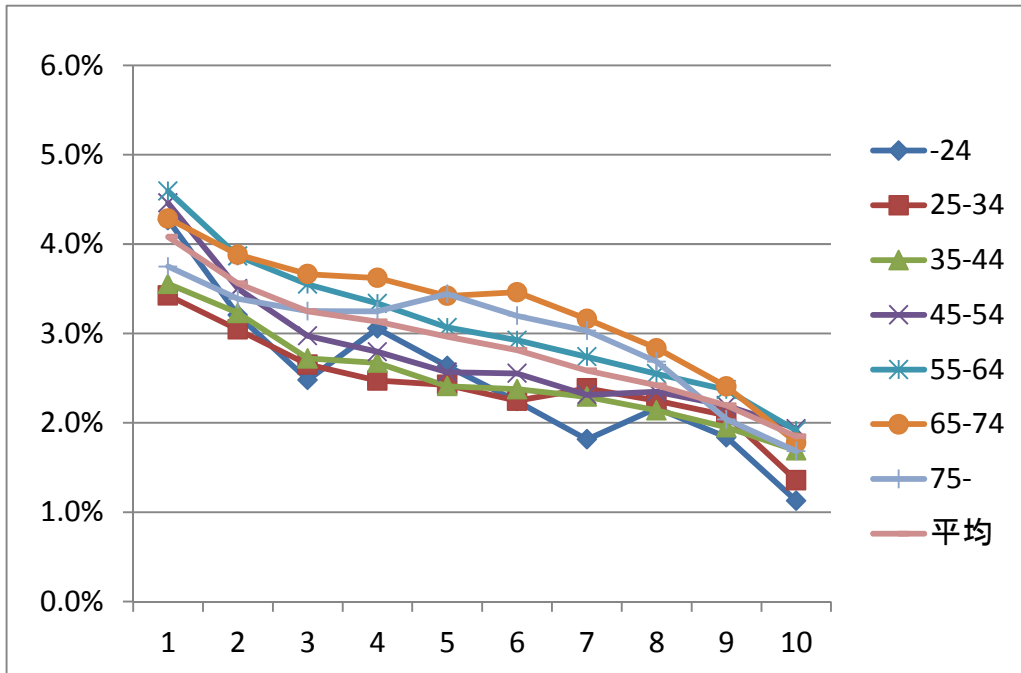
< 図表 15 >

消費税に関する年齢階層別×所得階層別のクロス集計

(1) 『全国消費実態調査』



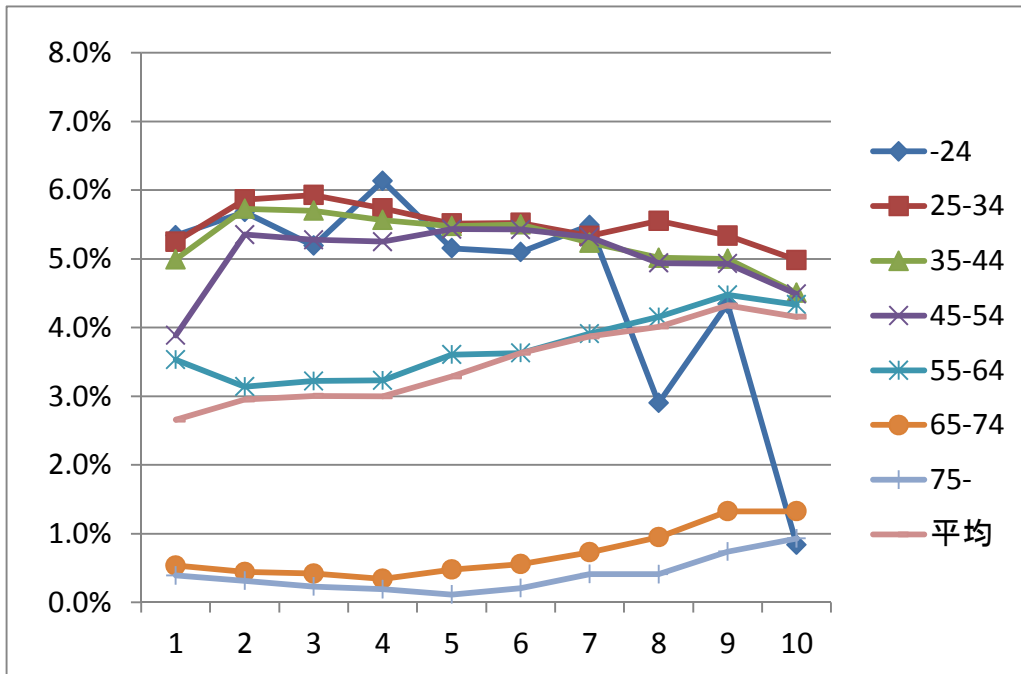
(2) 『家計調査』



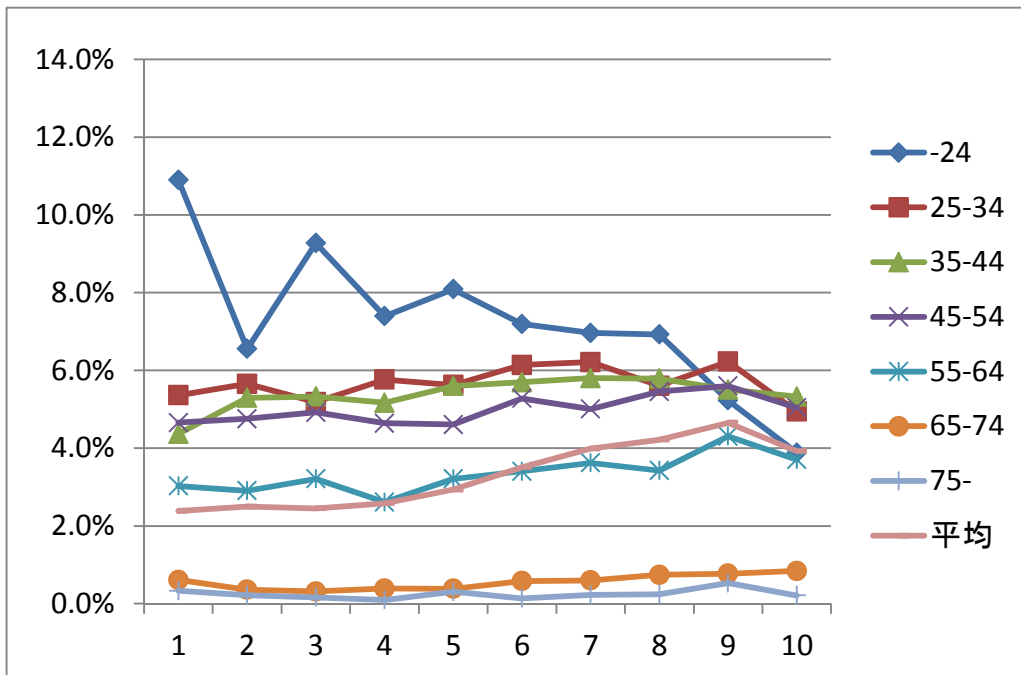
< 図表 16 >

公的年金保険料に関する年齢階層別×所得階層別のクロス集計

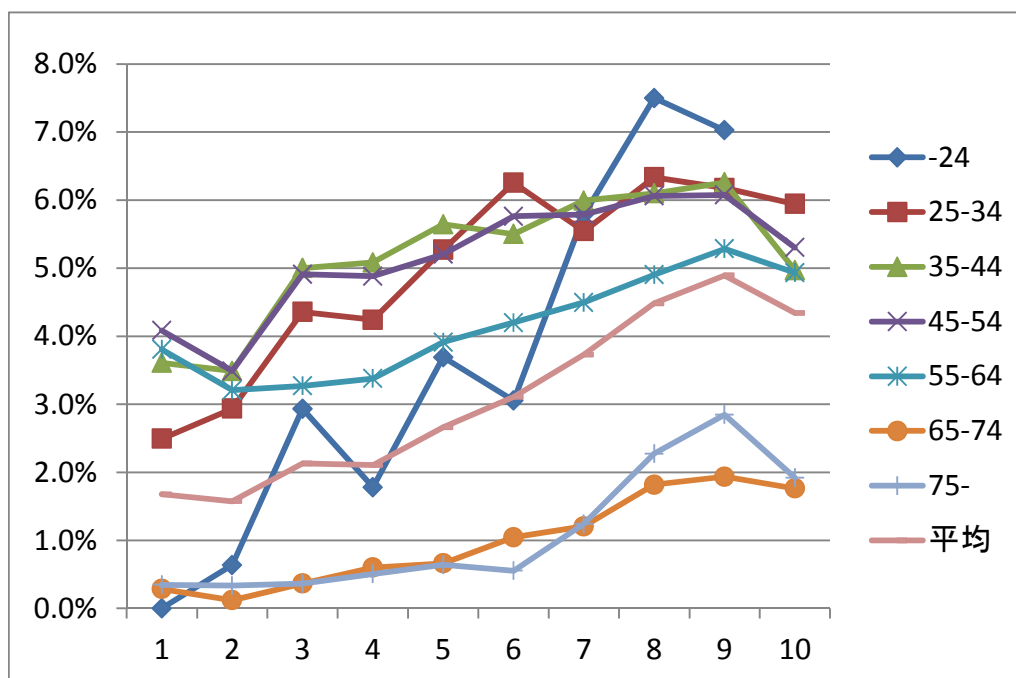
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



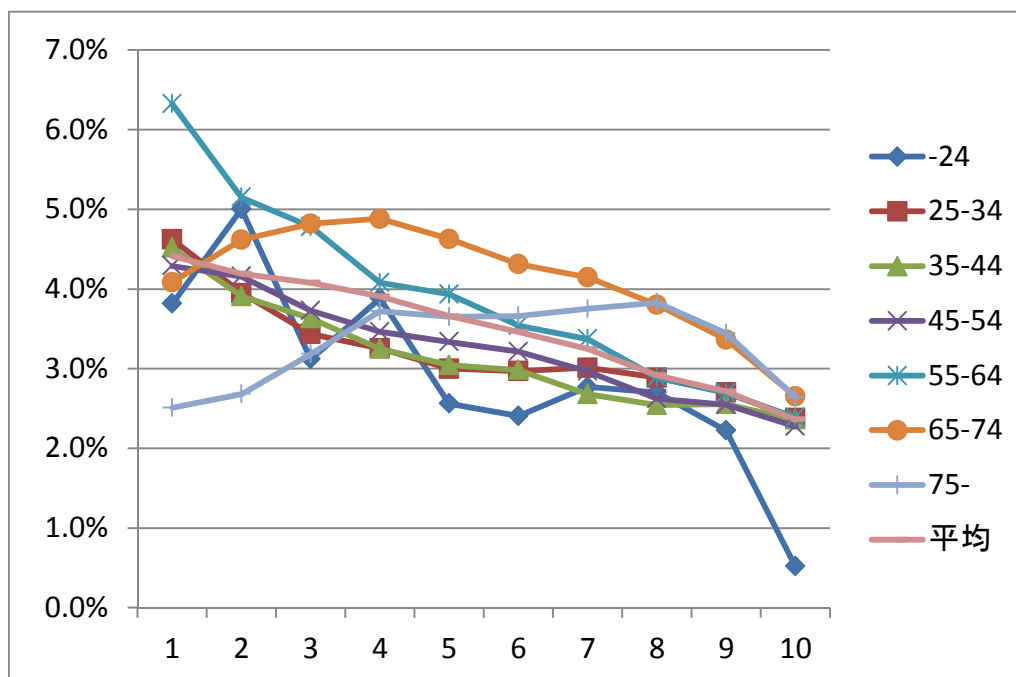
(3) 『国民生活基礎調査』



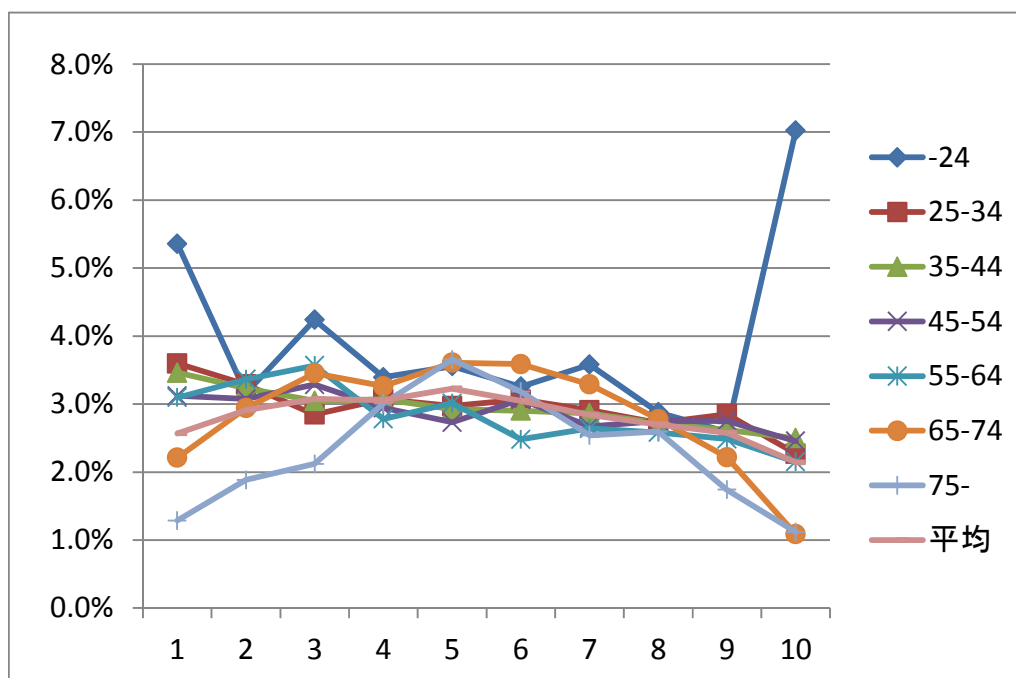
< 図表 17 >

健康保険料に関する年齢階層別×所得階層別のクロス集計

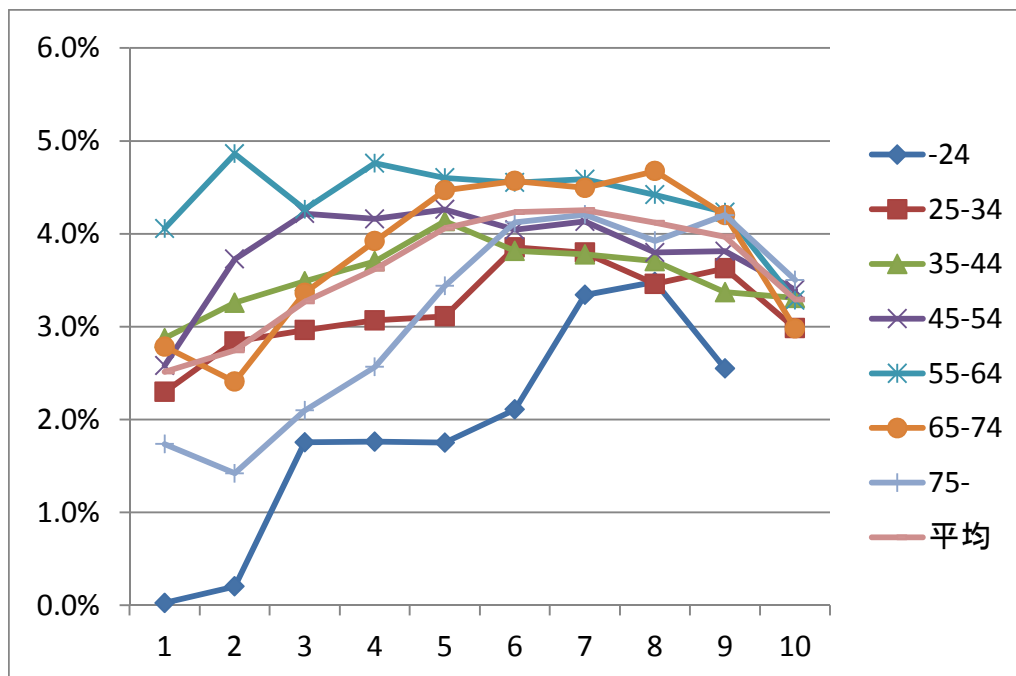
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



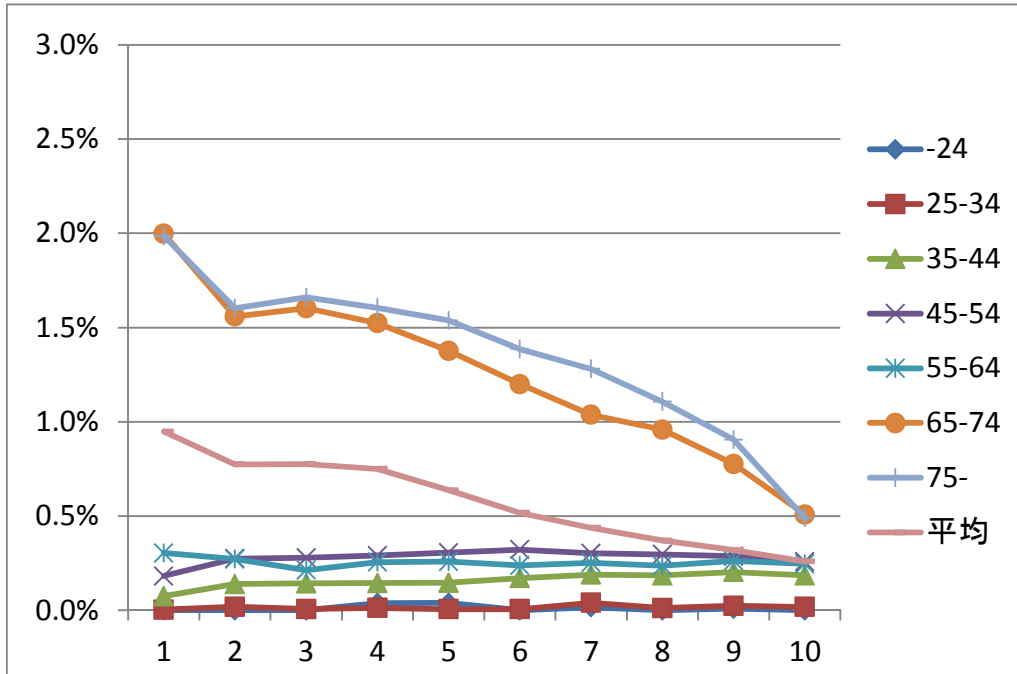
(3) 『国民生活基礎調査』



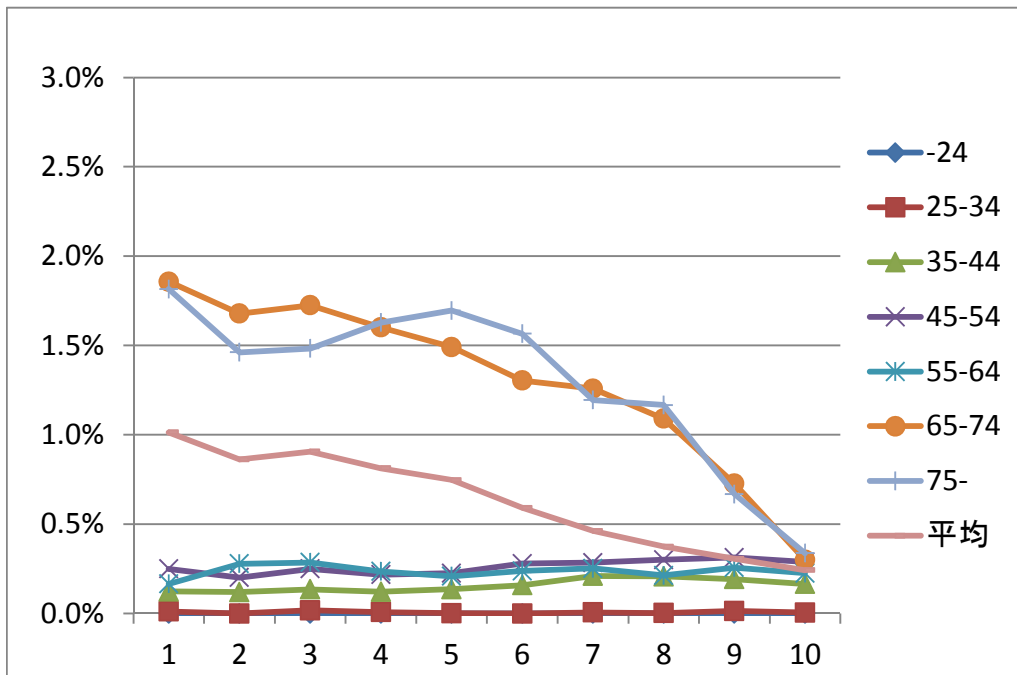
< 図表 18 >

介護保険料に関する年齢階層別×所得階層別のクロス集計

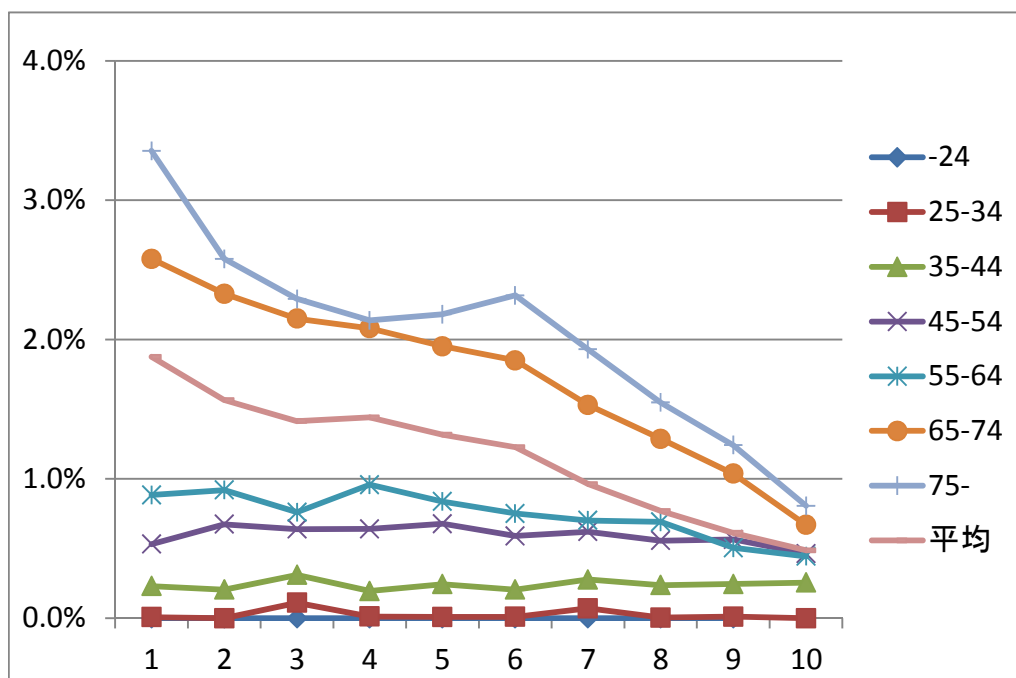
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



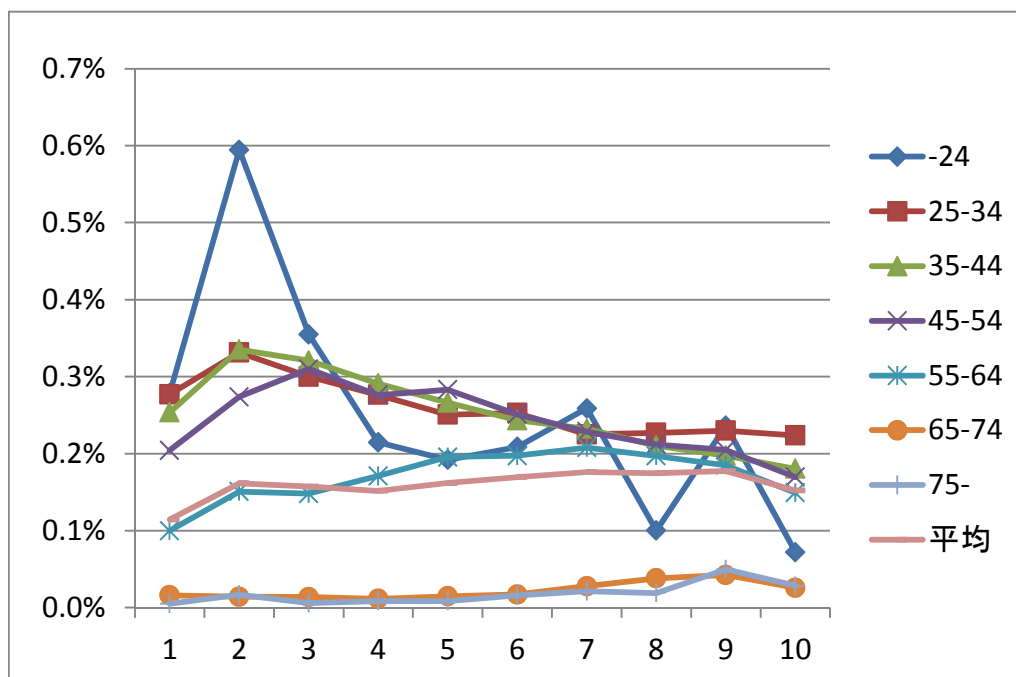
(3) 『国民生活基礎調査』



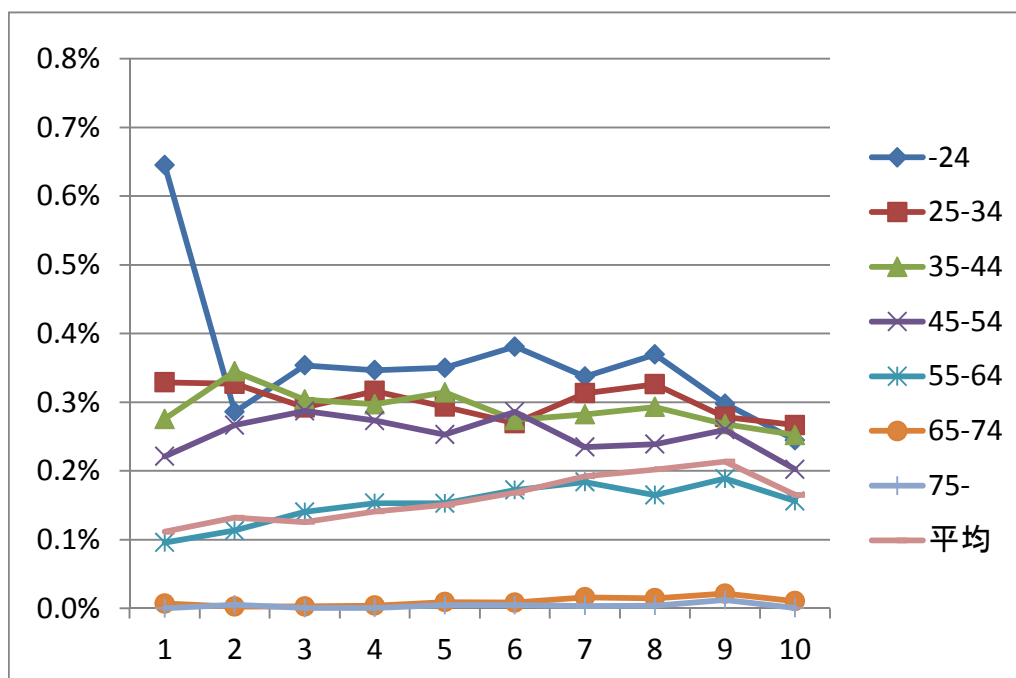
< 図表 19 >

他の社会保険料に関する年齢階層別×所得階層別のクロス集計

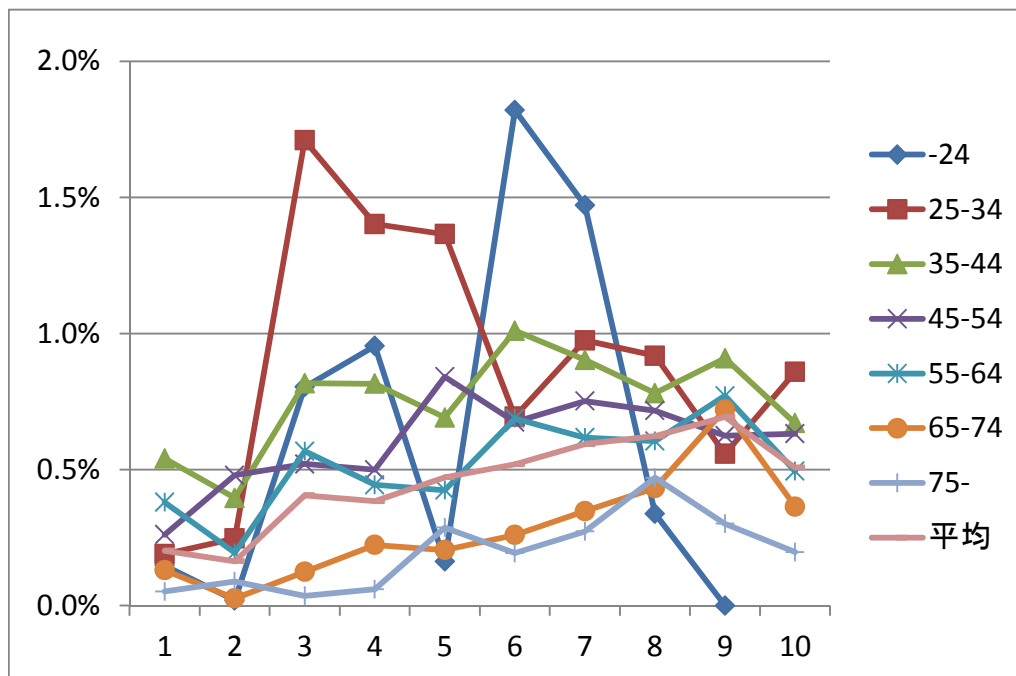
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



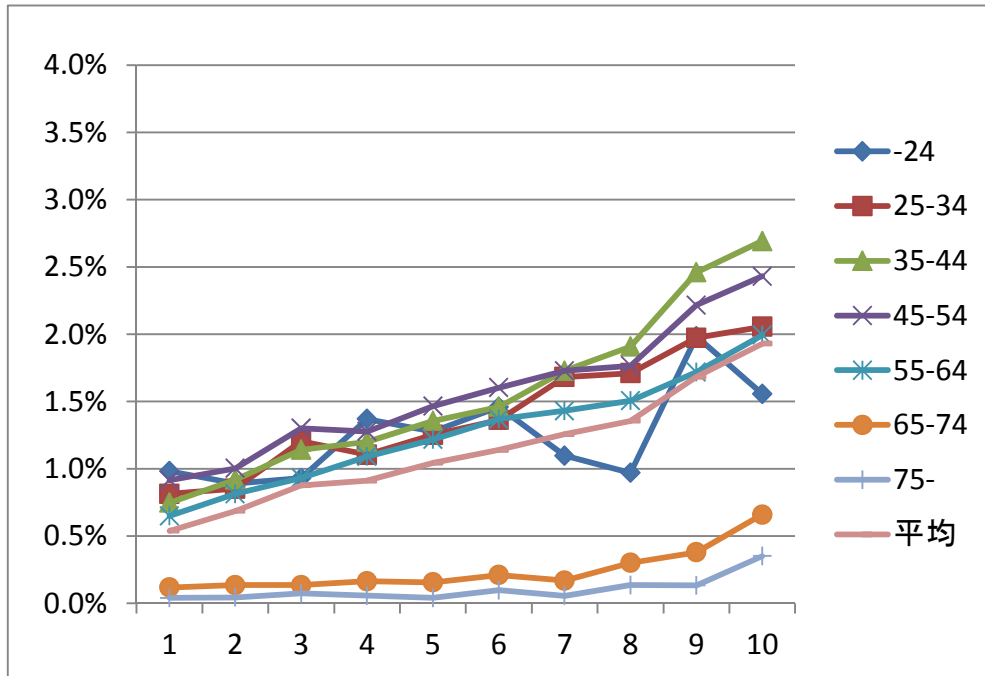
(3) 『国民生活基礎調査』



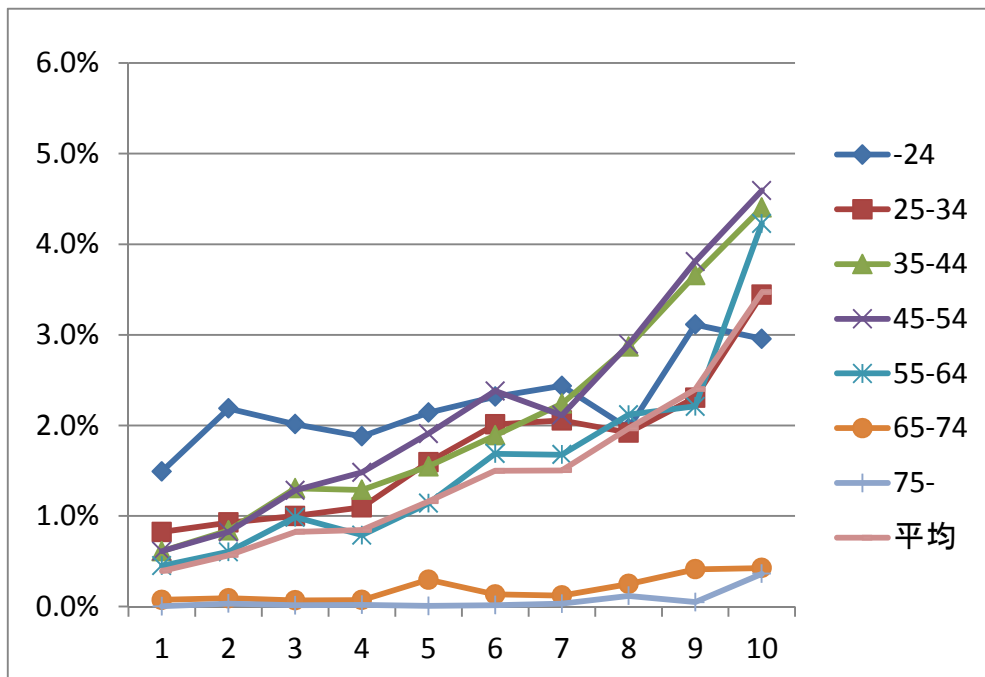
< 図表 20 >

所得税に関する年齢階層別×消費階層別のクロス集計

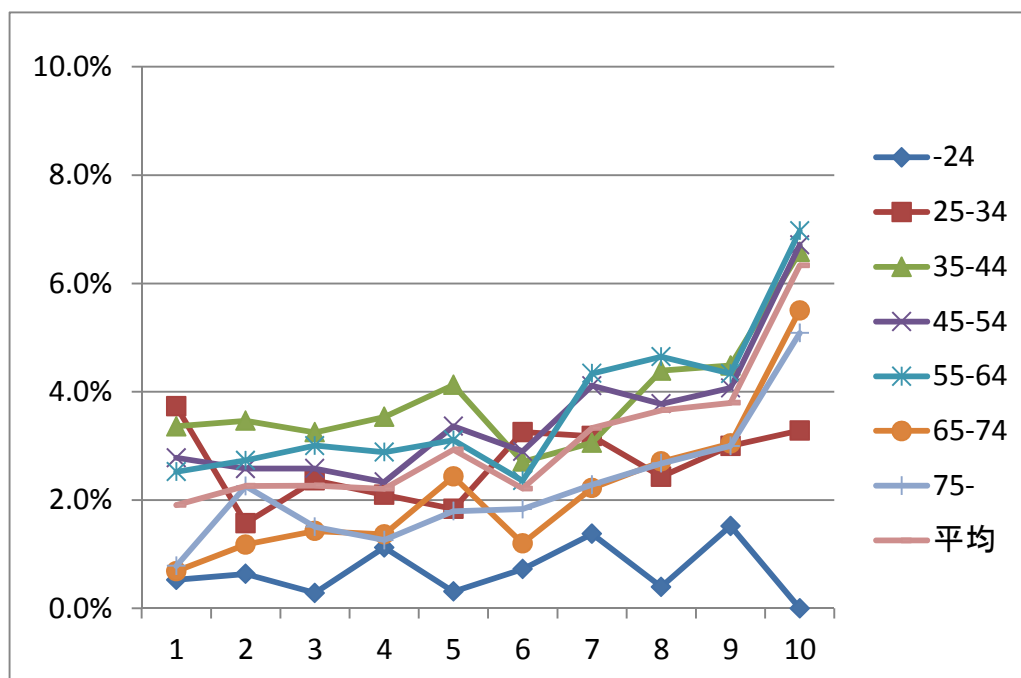
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



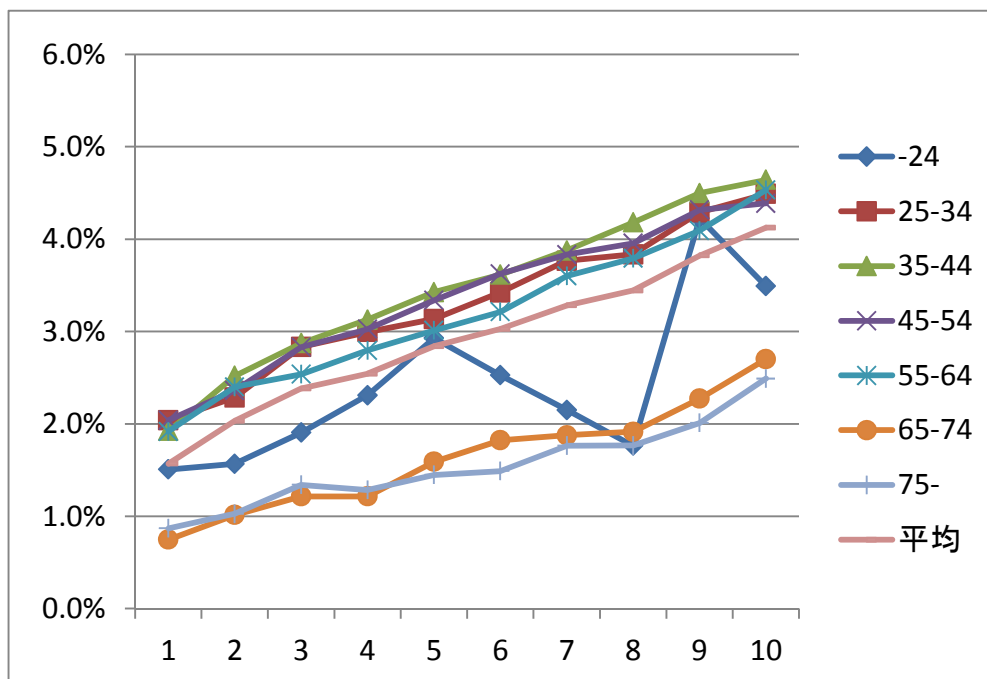
(3) 『国民生活基礎調査』



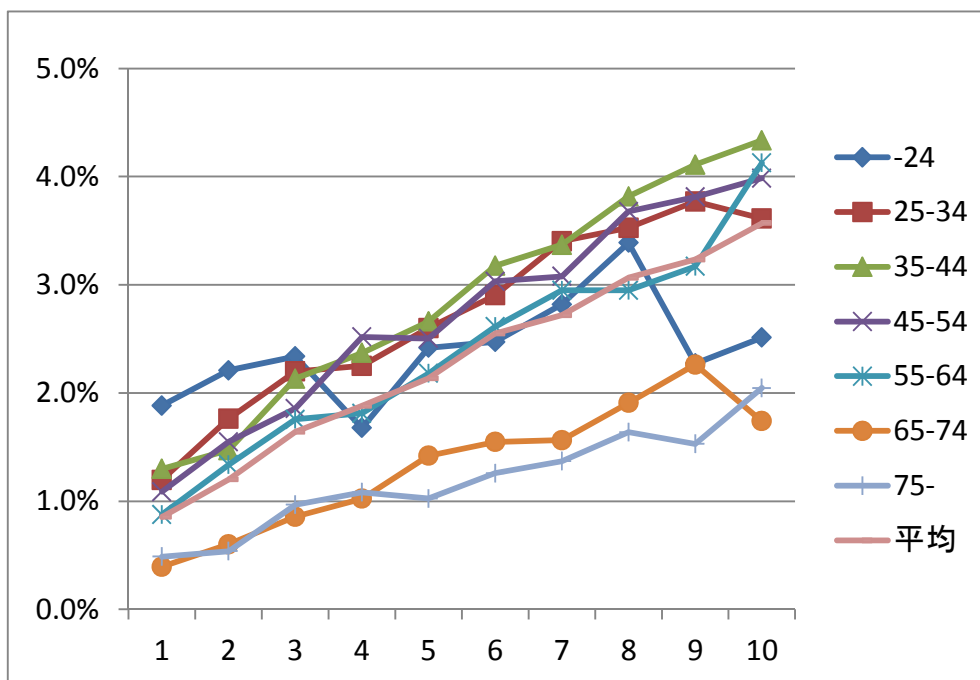
< 図表 21 >

住民税に関する年齢階層別×消費階層別のクロス集計

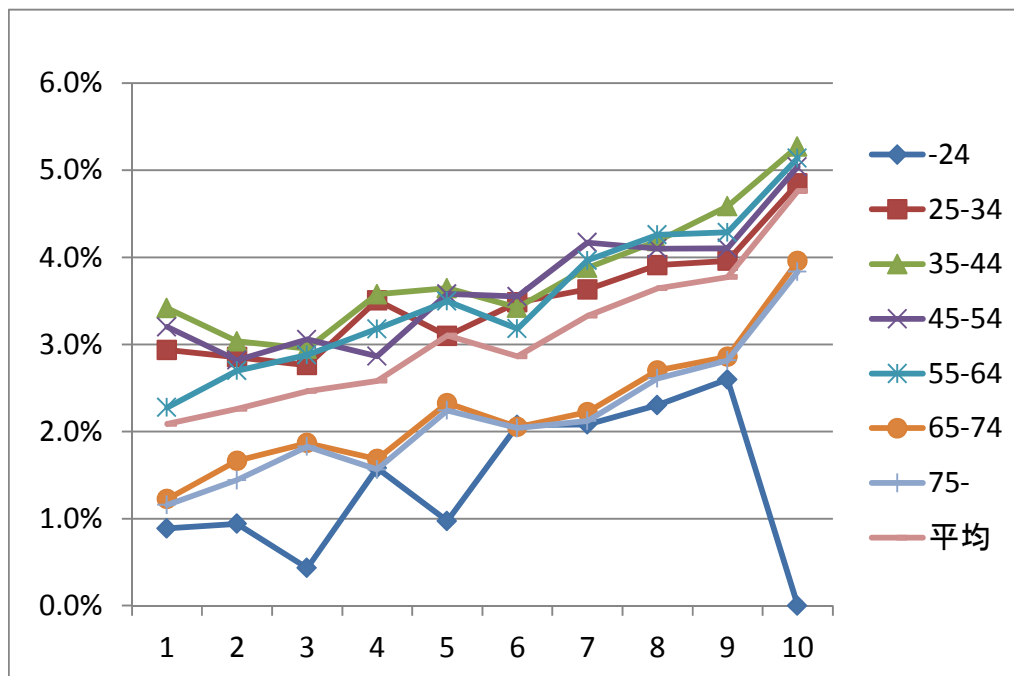
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



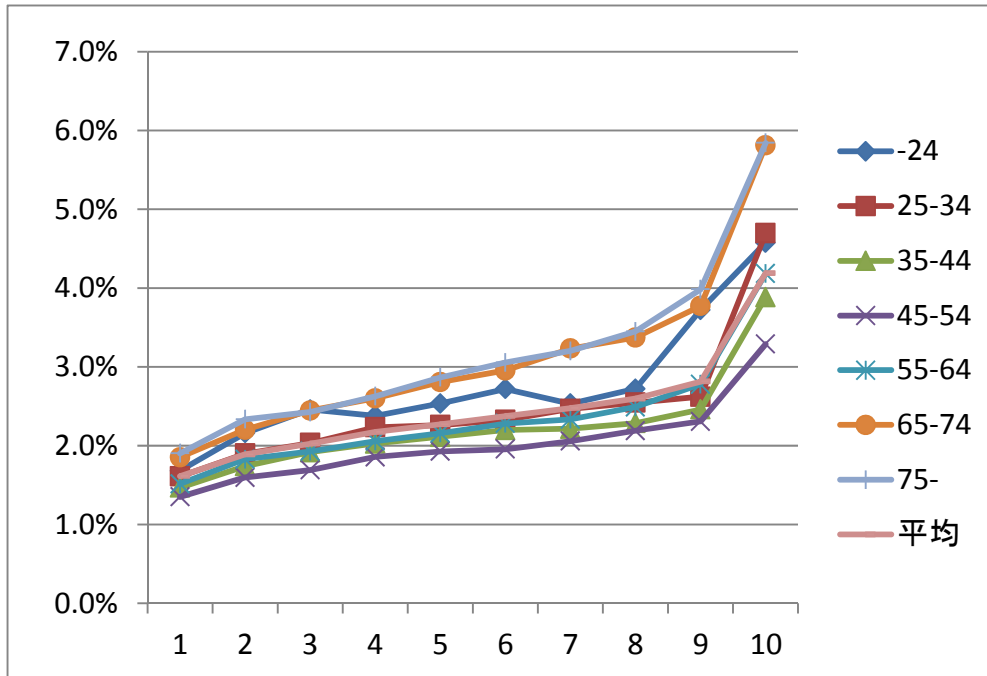
(3) 『国民生活基礎調査』



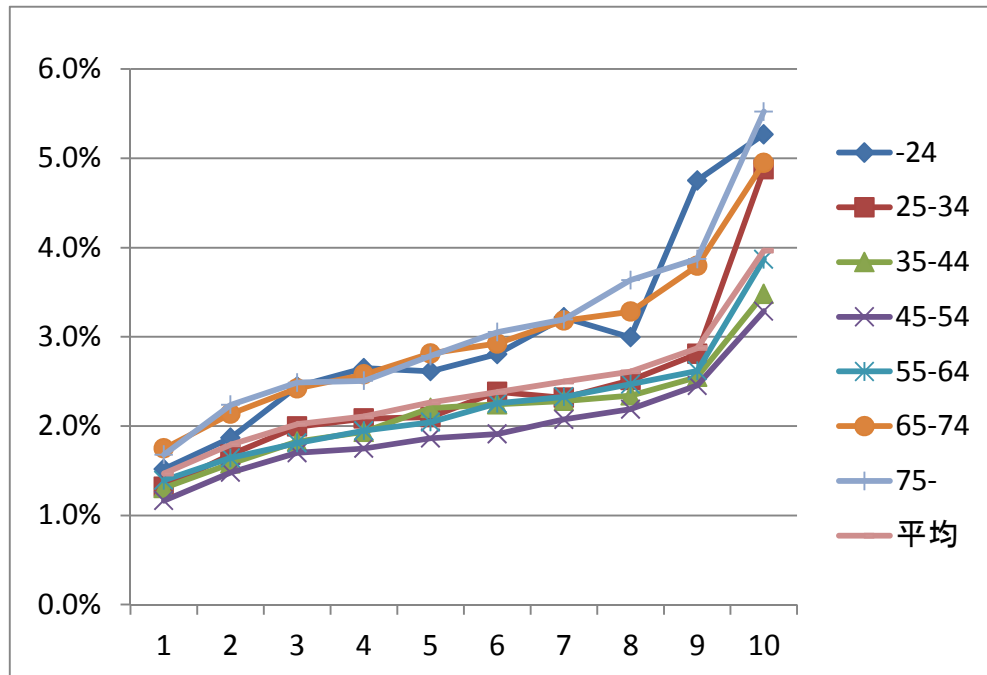
< 図表 22 >

消費税に関する年齢階層別×消費階層別のクロス集計

(1) 『全国消費実態調査』



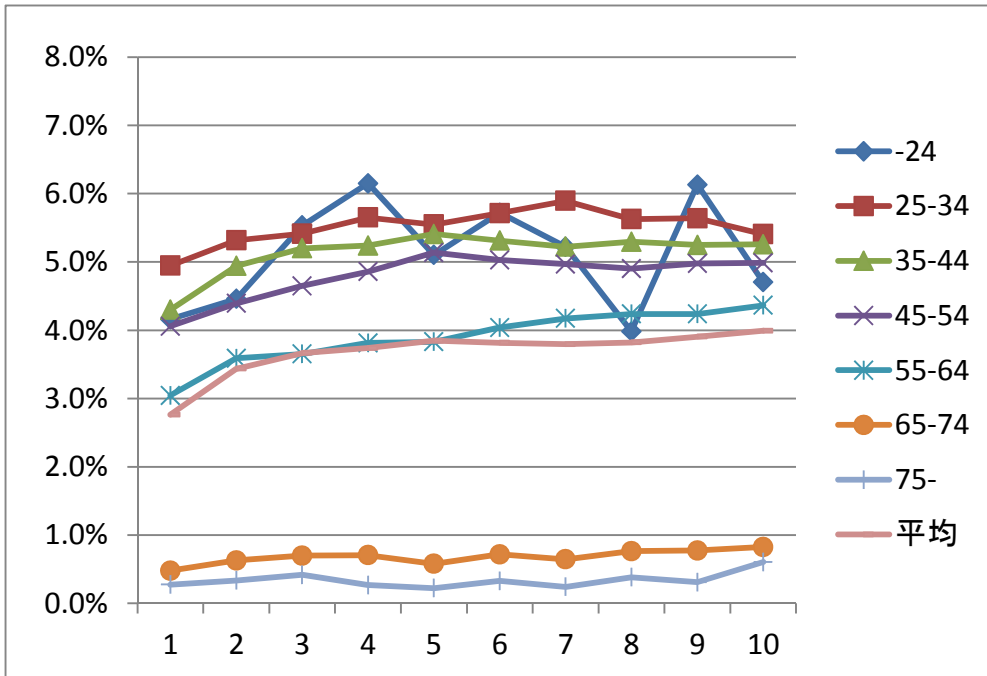
(2) 『家計調査』



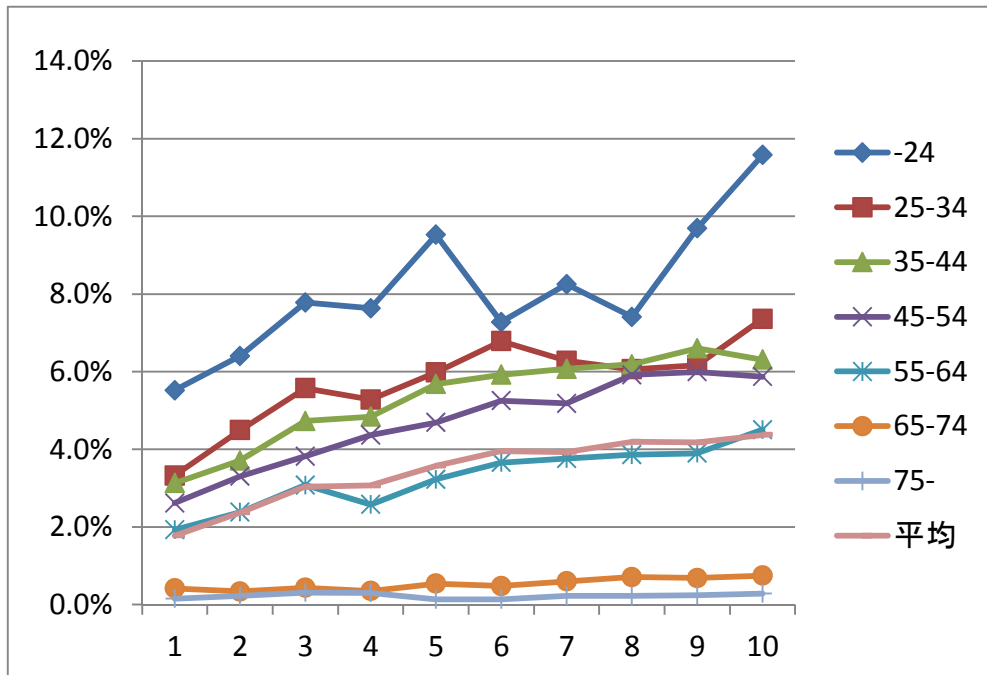
< 図表 23 >

公的年金保険料に関する年齢階層別×消費階層別のクロス集計

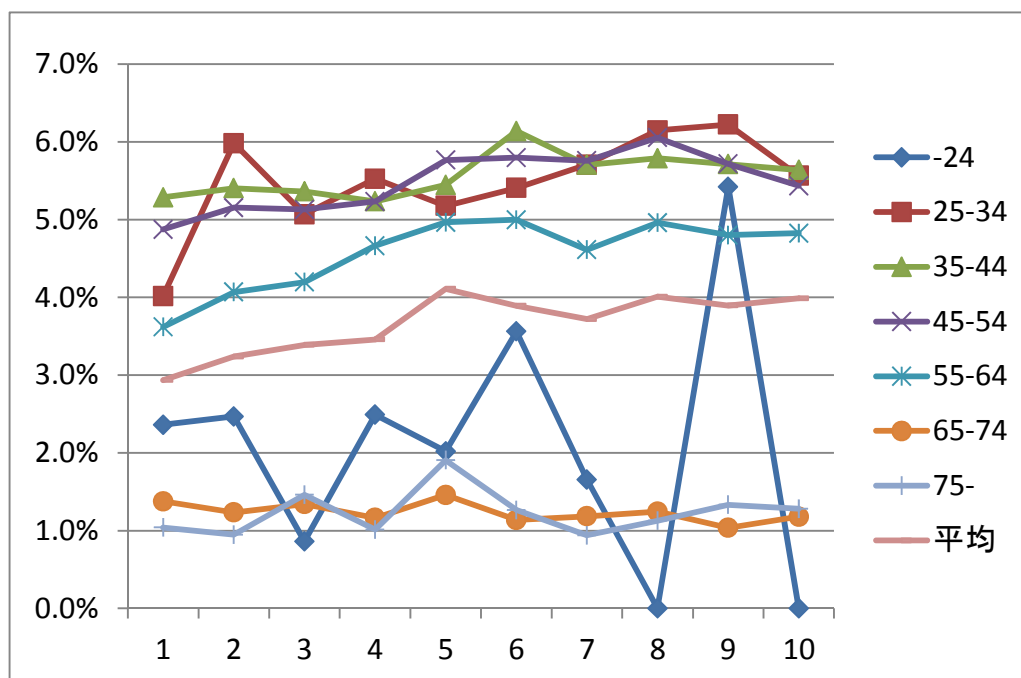
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



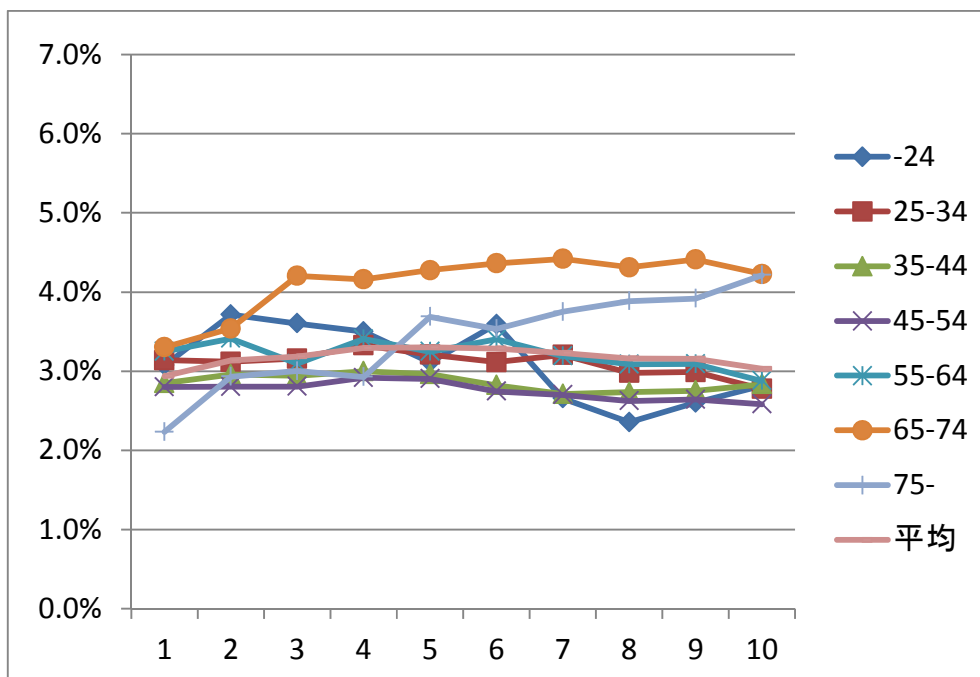
(3) 『国民生活基礎調査』



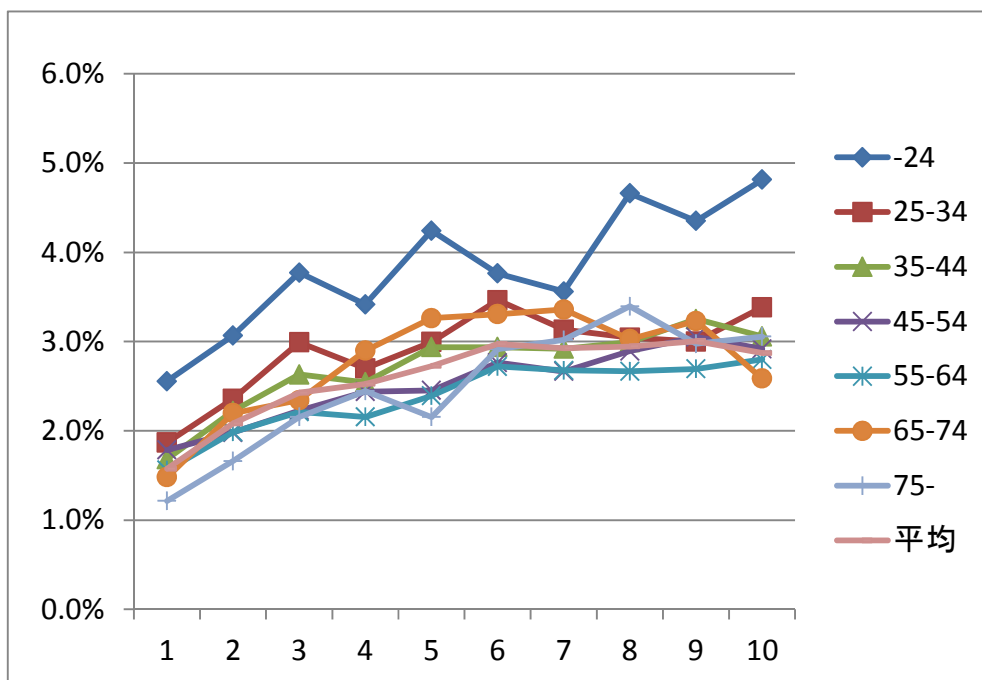
< 図表 24 >

健康保険料に関する年齢階層別×消費階層別のクロス集計

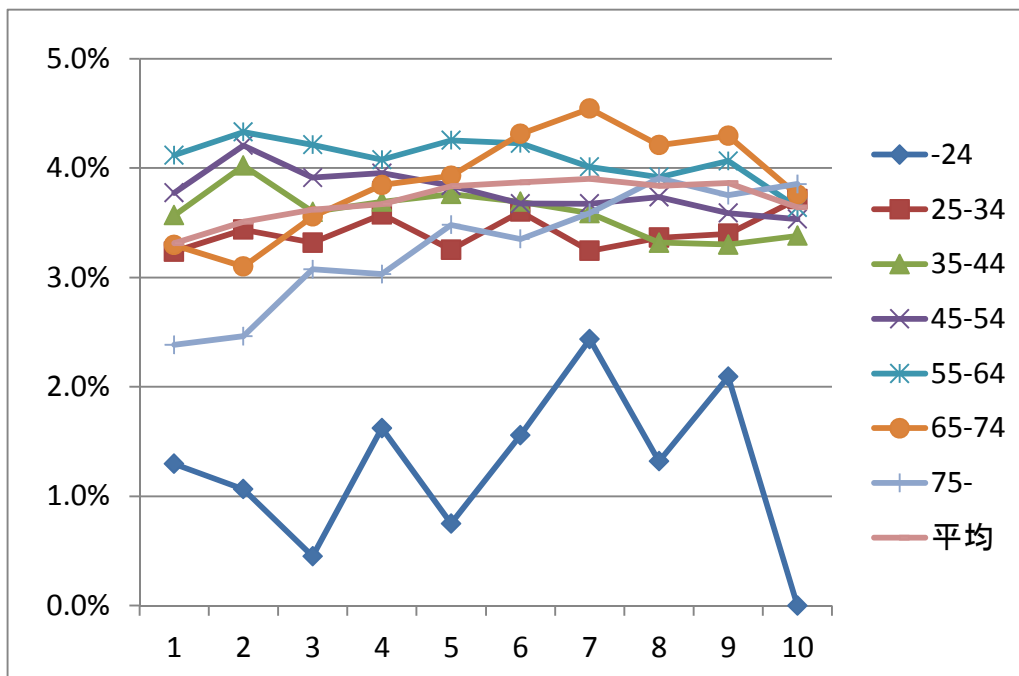
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



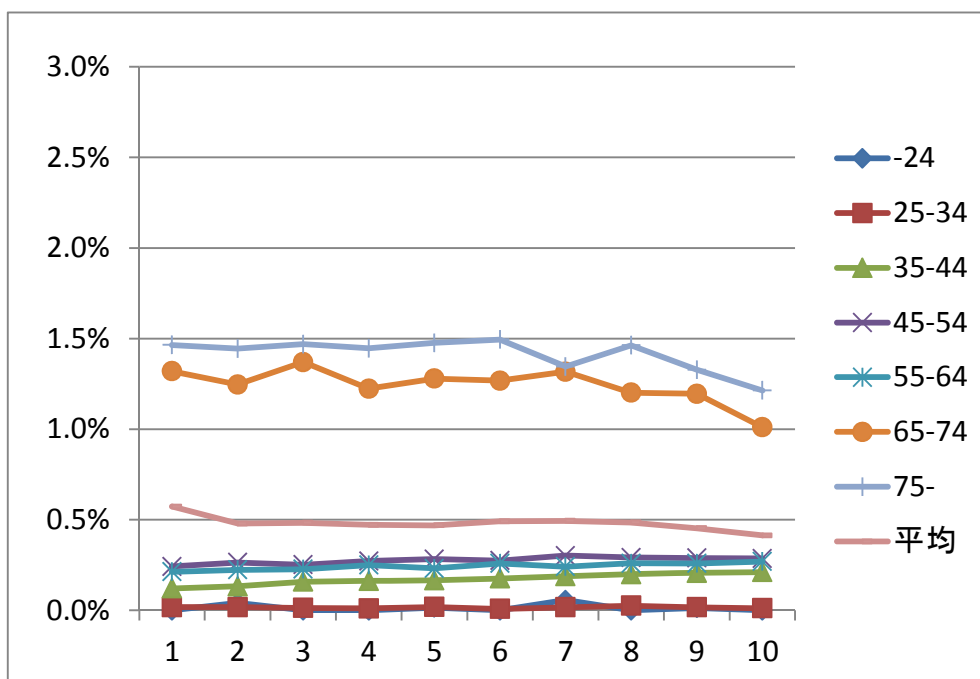
(3) 『国民生活基礎調査』



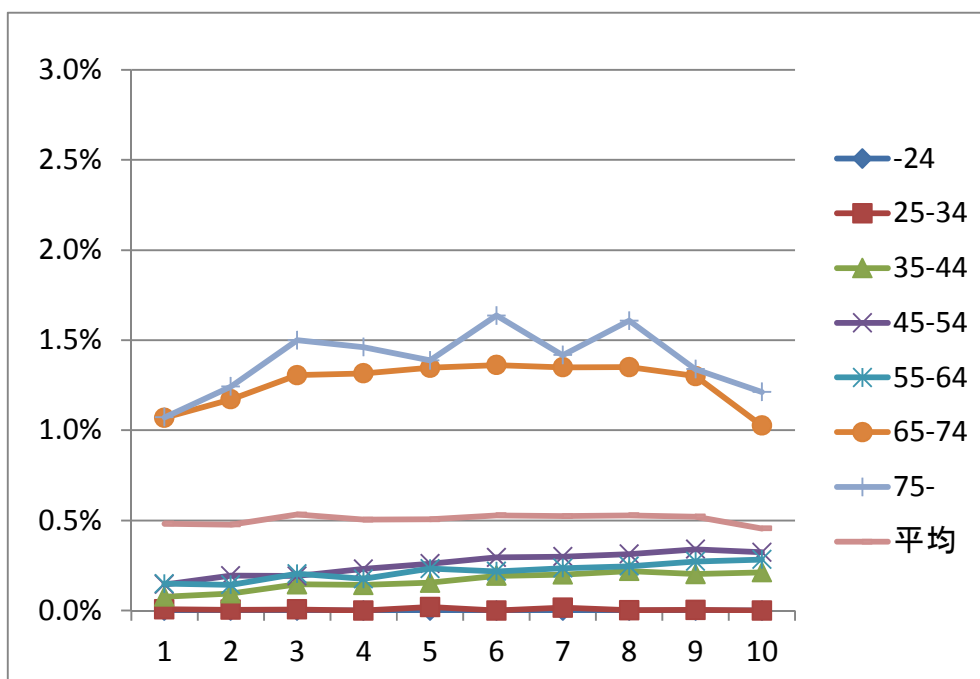
< 図表 25 >

介護保険料に関する年齢階層別×消費階層別のクロス集計

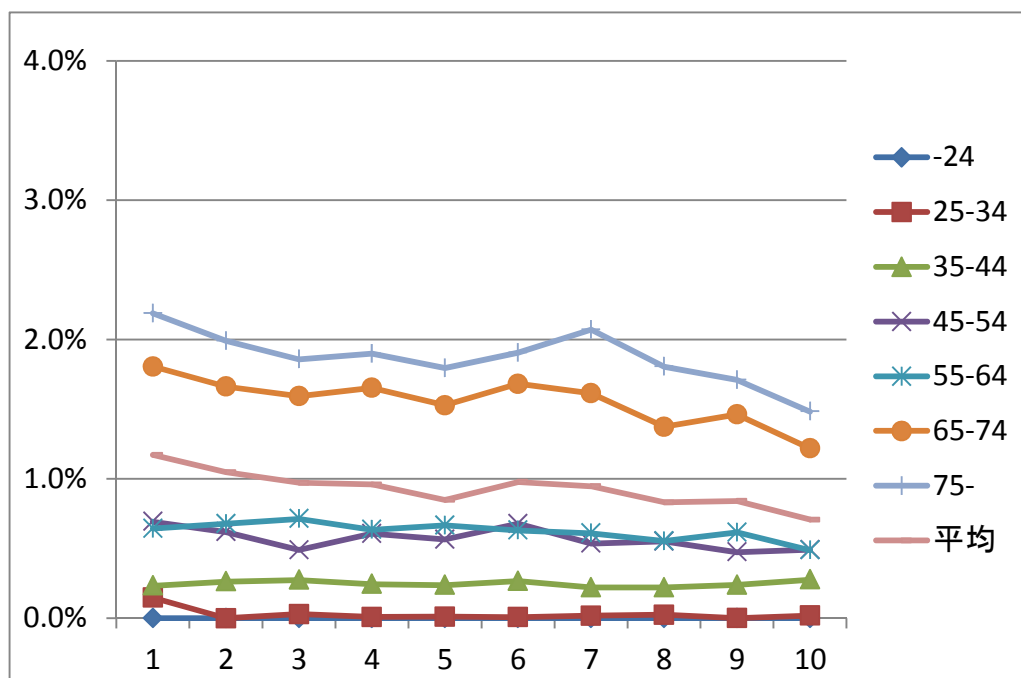
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



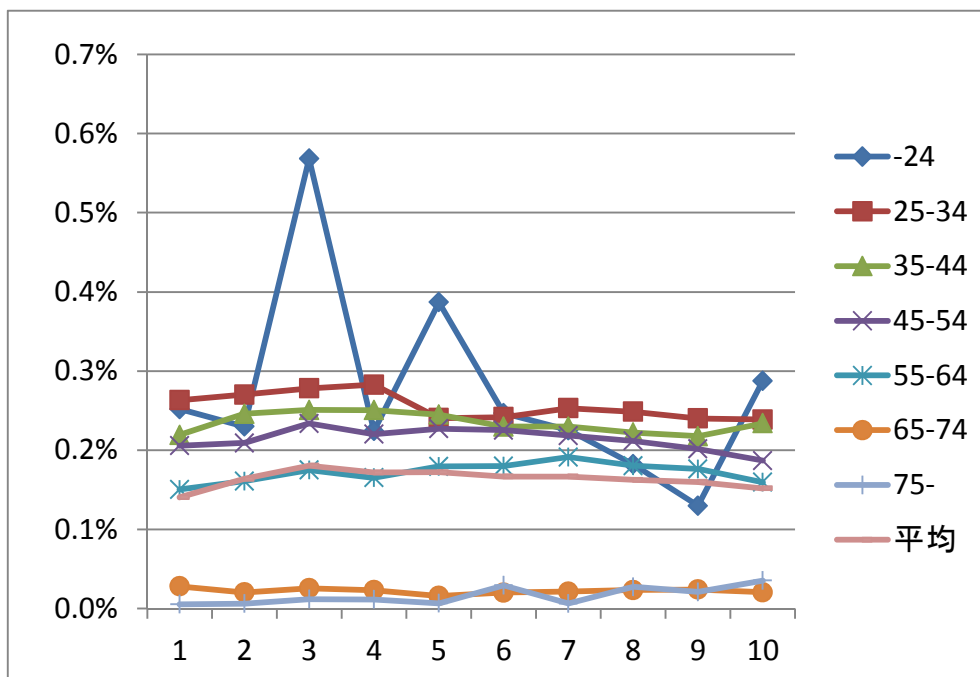
(3) 『国民生活基礎調査』



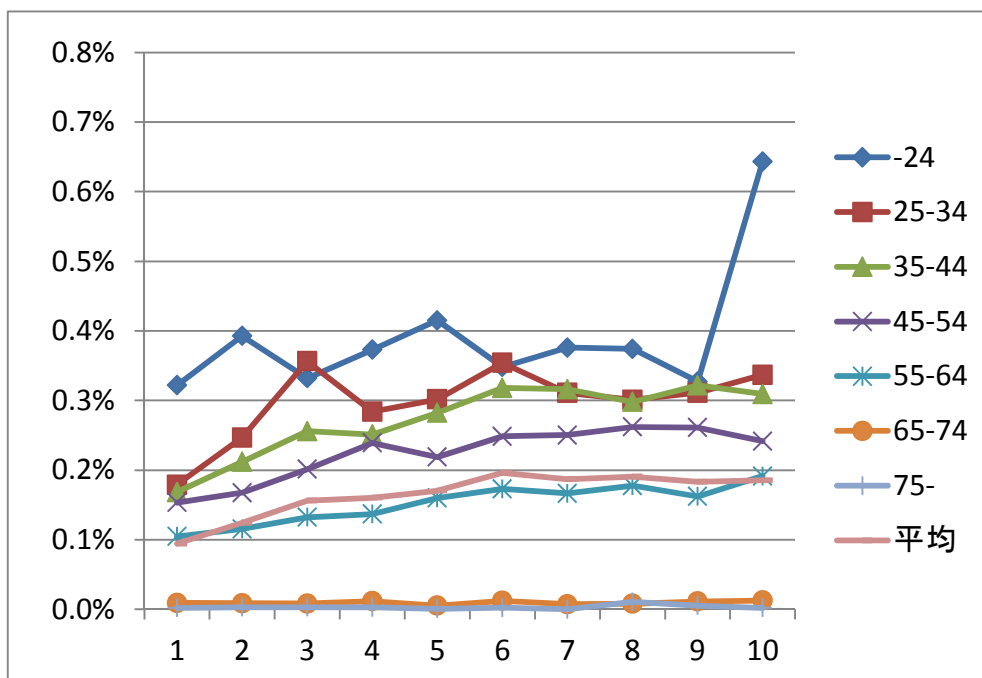
< 図表 26 >

他の社会保険料に関する年齢階層別×消費階層別のクロス集計

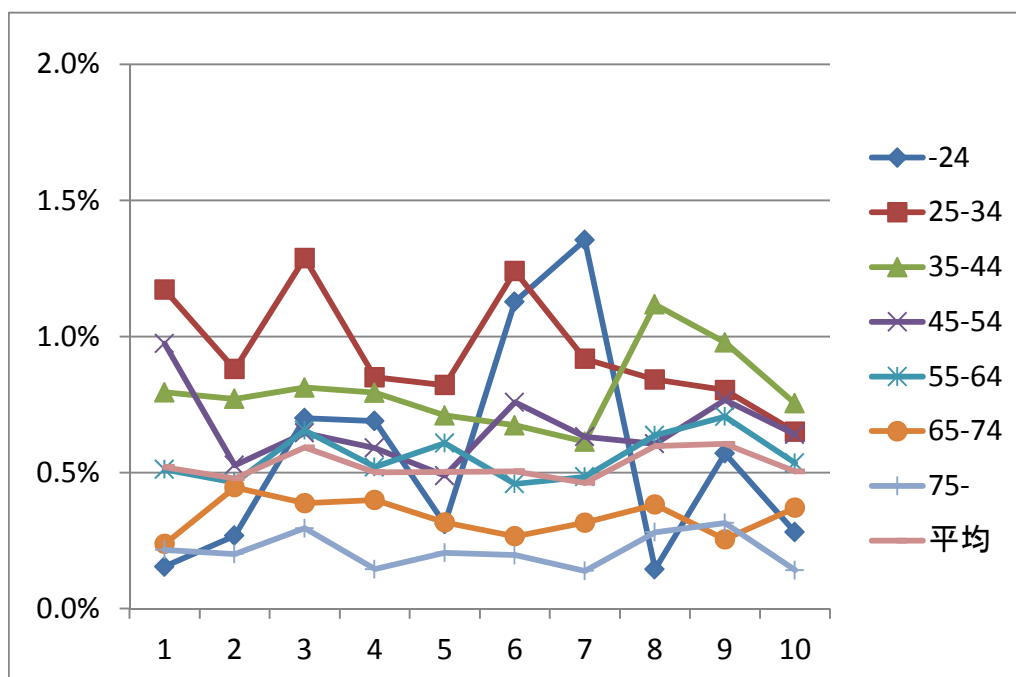
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



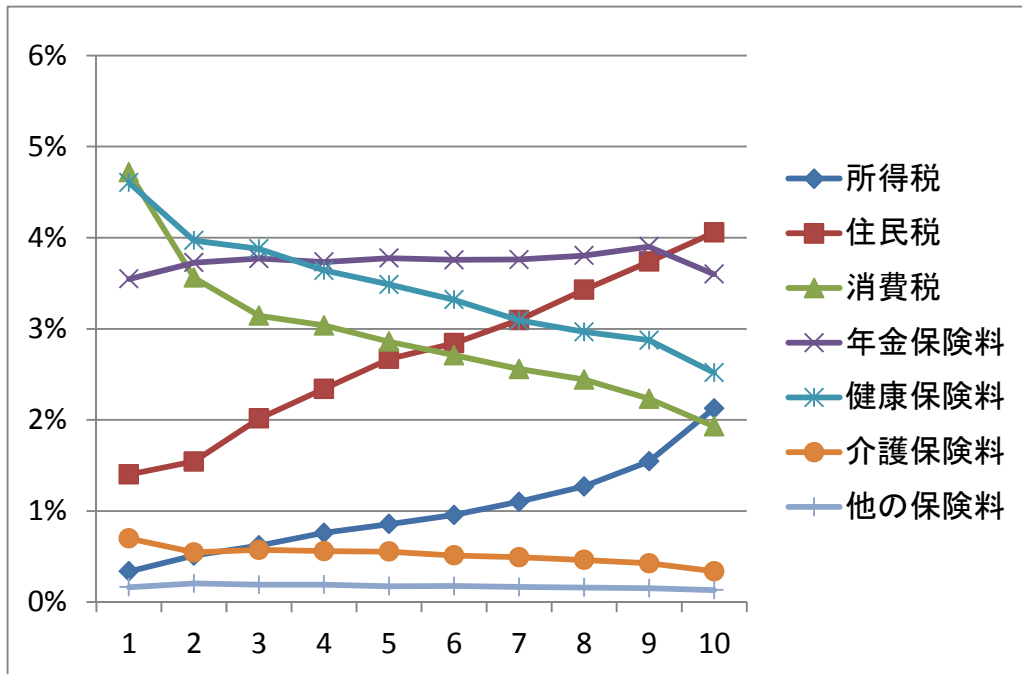
(3) 『国民生活基礎調査』



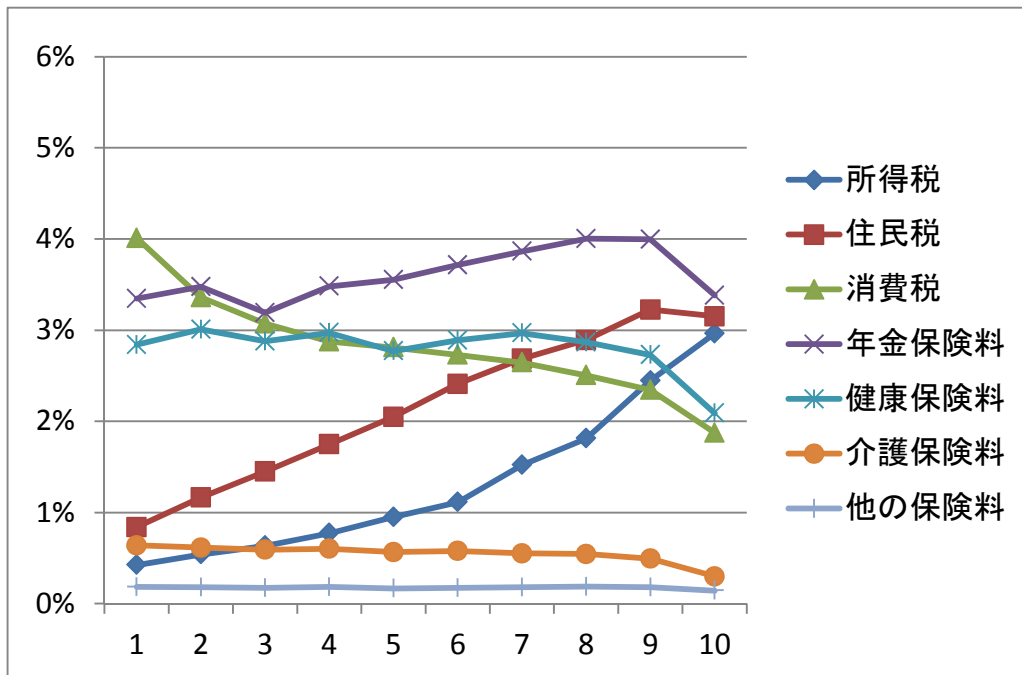
< 図表 27 >

生涯ベース・所得階層別から見た税・保険料負担（折れ線グラフ、階層間移動なし）

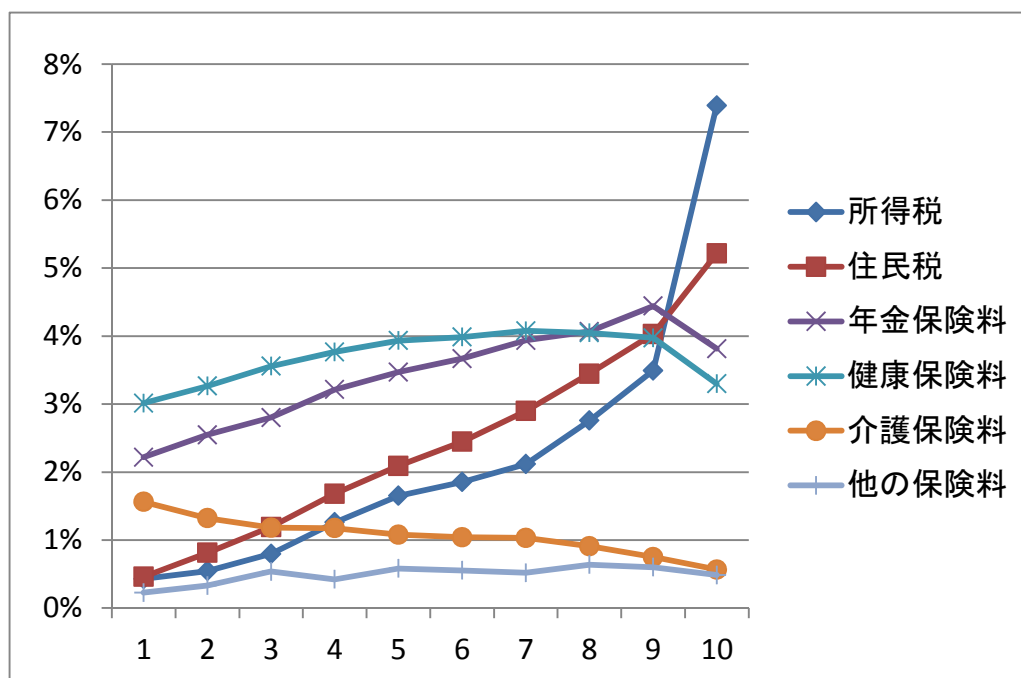
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



(3) 『国民生活基礎調査』

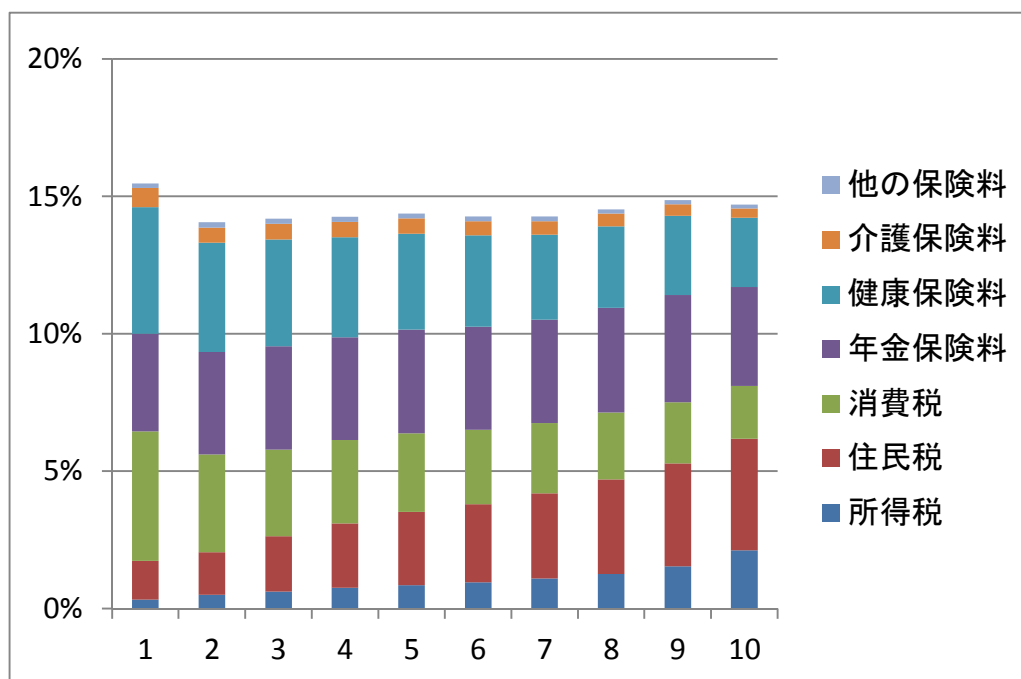


< 図表 28 >

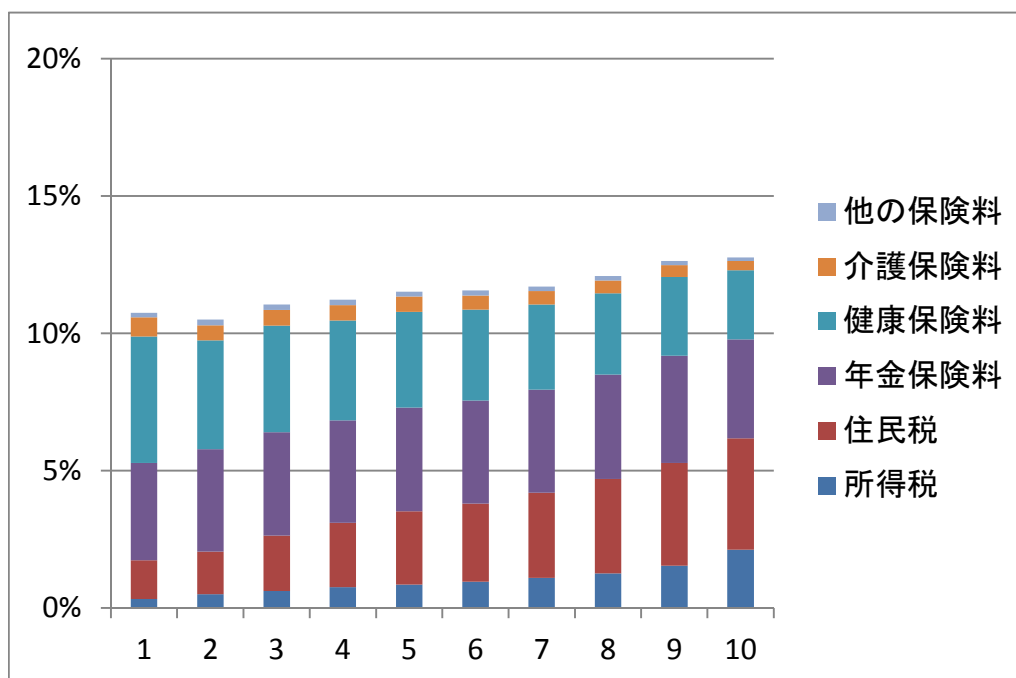
生涯ベース・所得階層別から見た税・保険料負担（積み上げ棒グラフ、階層間移動なし）

(1) 『全国消費実態調査』

(その1) 消費税含む場合

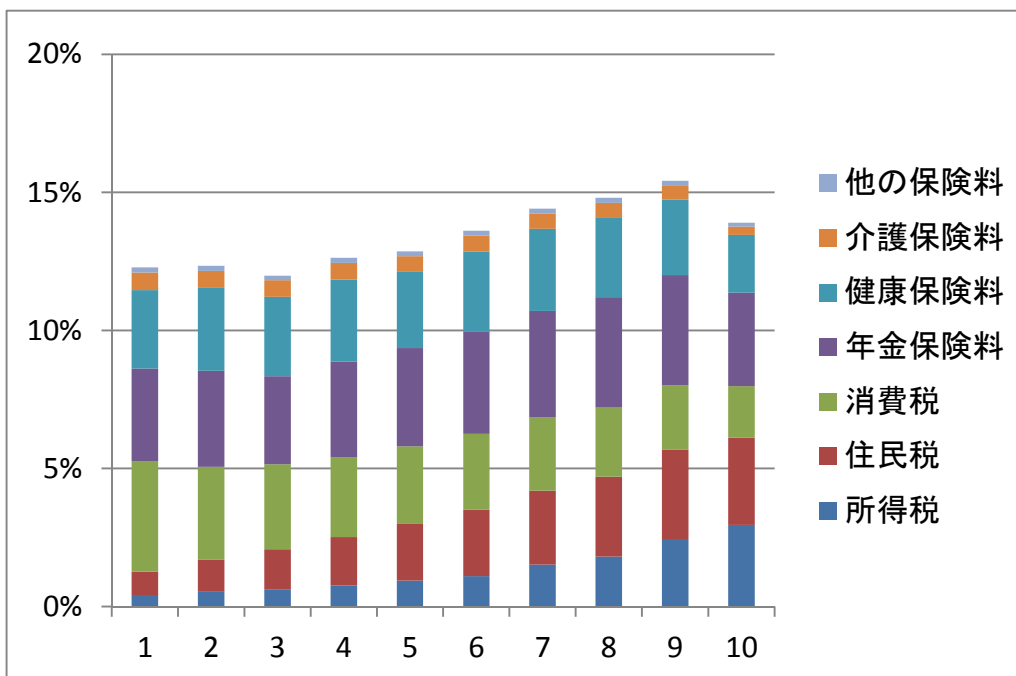


(その2) 消費税含まない場合

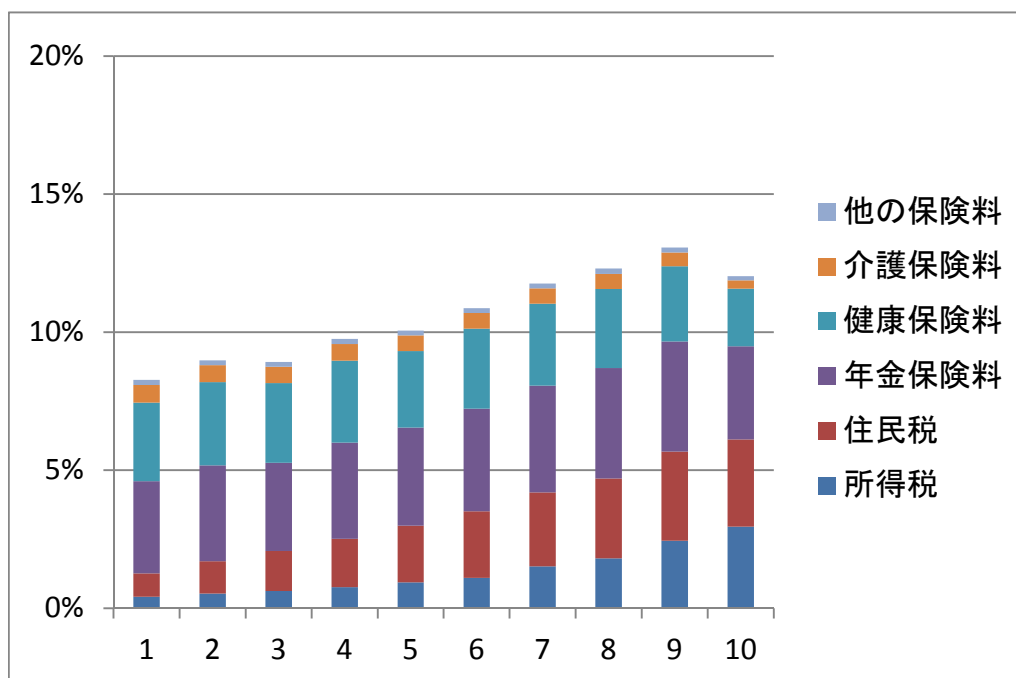


(2) 『家計調査』

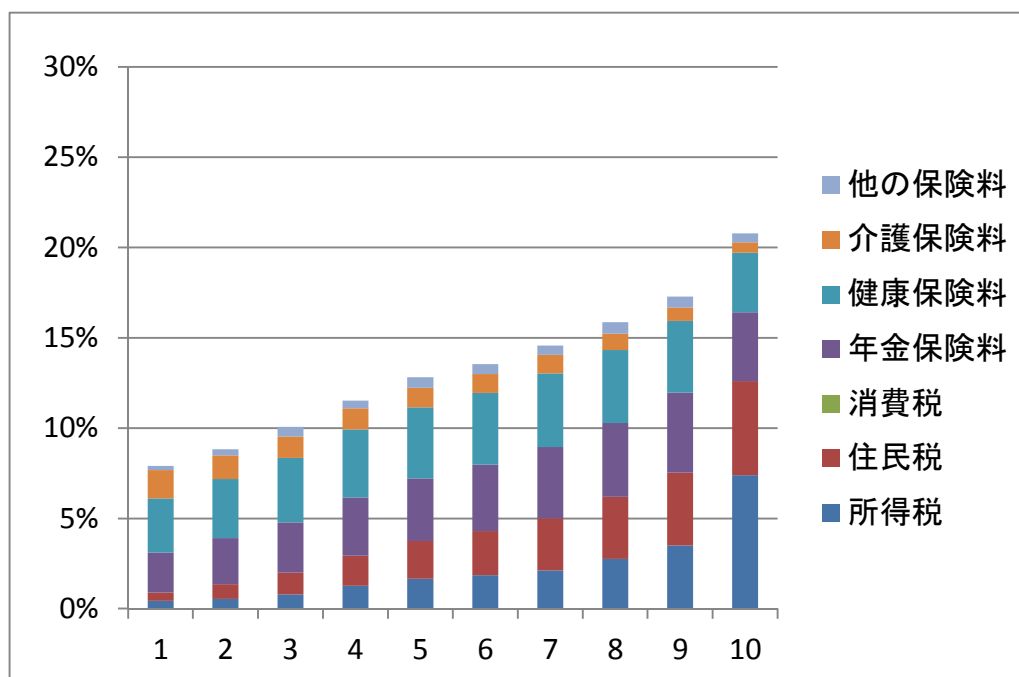
(その1) 消費税含む場合



(その2) 消費税含まない場合



(3) 『国民生活基礎調査』

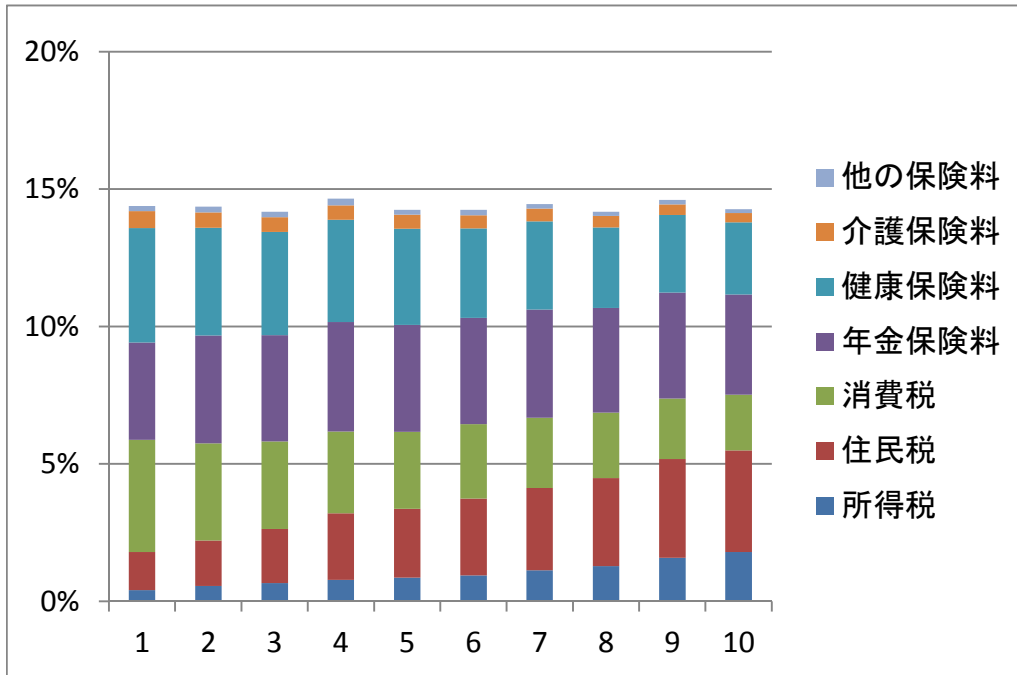


< 図表 29 >

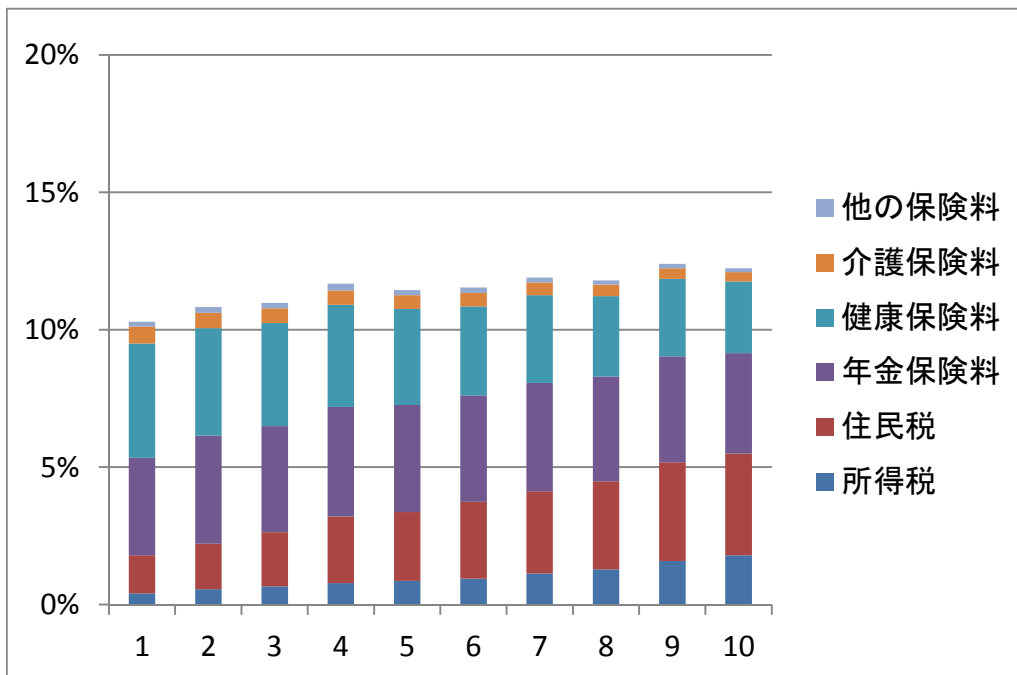
生涯ベース・所得階層別から見た税・保険料負担（積み上げ棒グラフ、階層間移動あり）

(1) 『全国消費実態調査』

(その1) 消費税含む場合

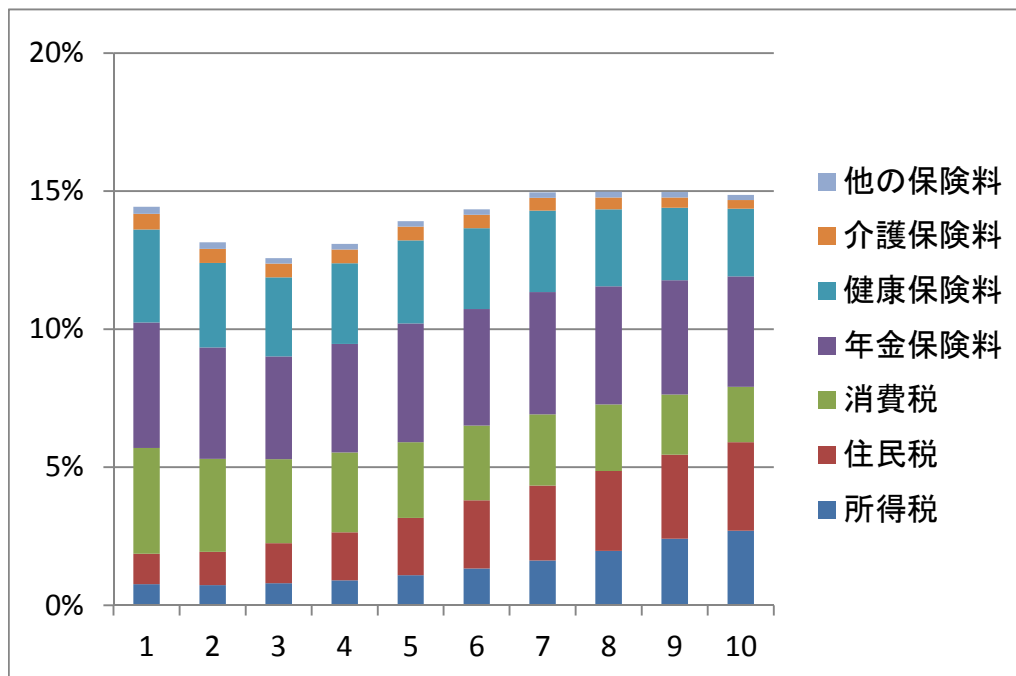


(その2) 消費税含まない場合

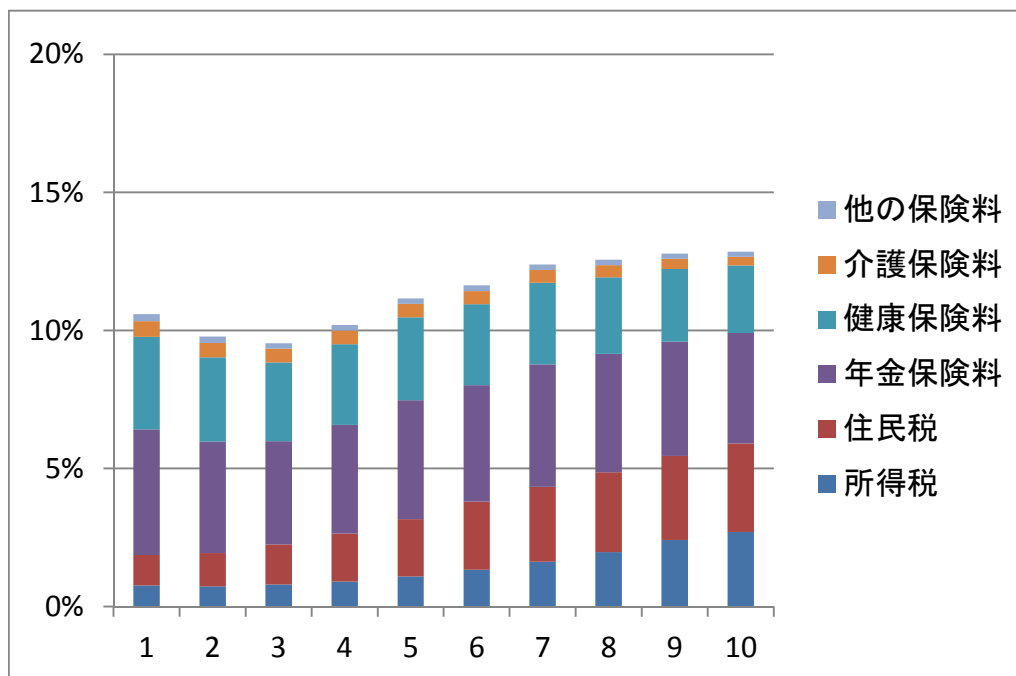


(2) 『家計調査』

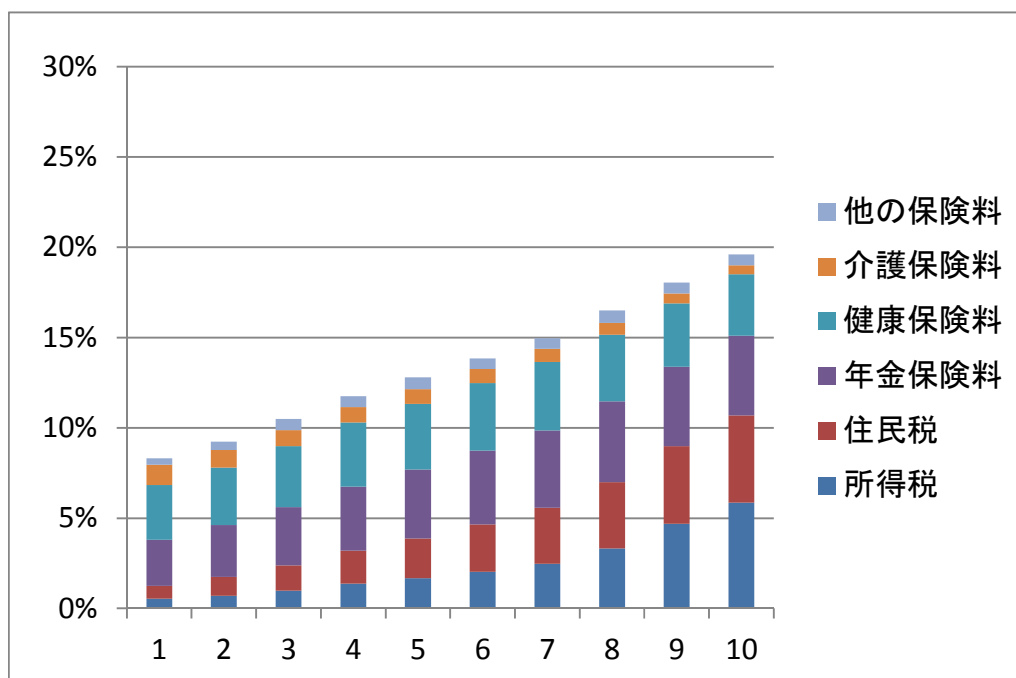
(その1) 消費税含む場合



(その2) 消費税含まない場合



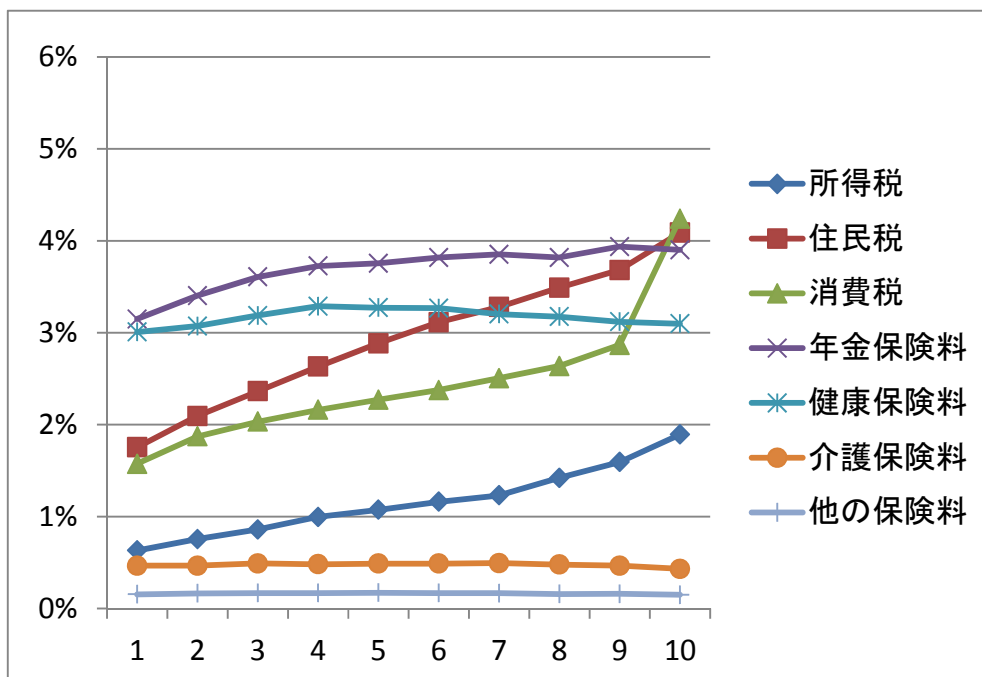
(3) 『国民生活基礎調査』



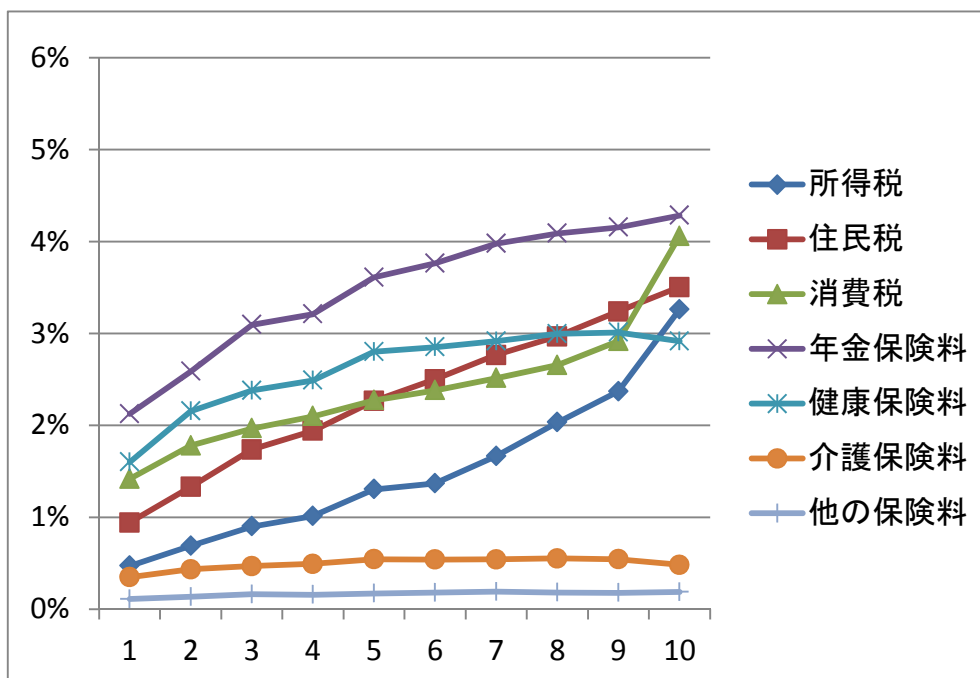
< 図表 30 >

生涯ベース・消費階層別から見た税・保険料負担 (折れ線グラフ、階層間移動なし)

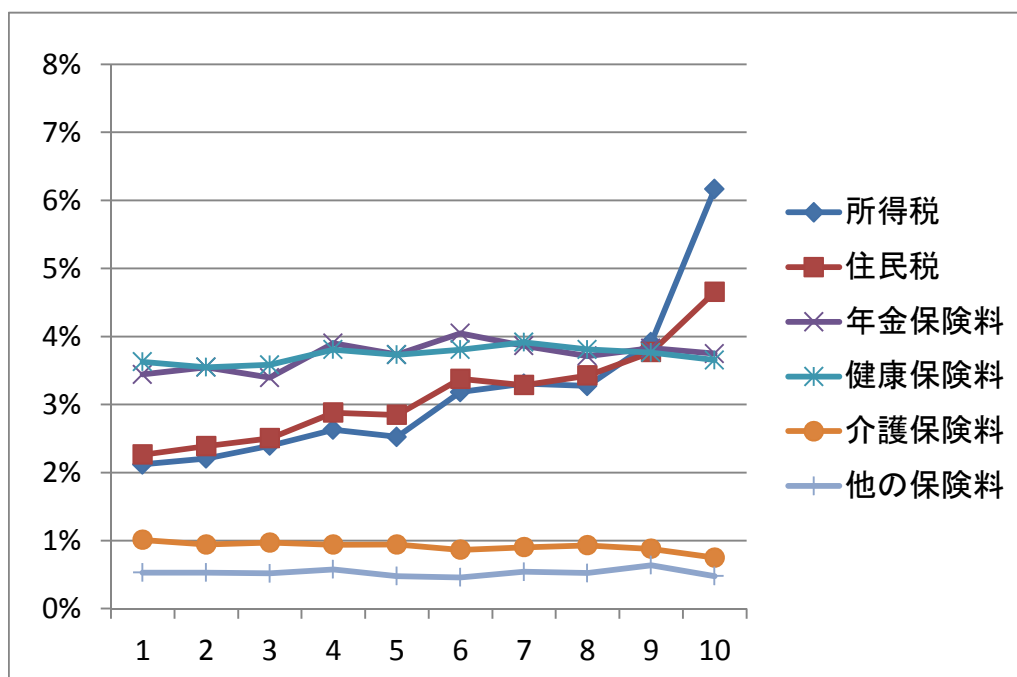
(1) 『全国消費実態調査』



(2) 『家計調査』



(3) 『国民生活基礎調査』

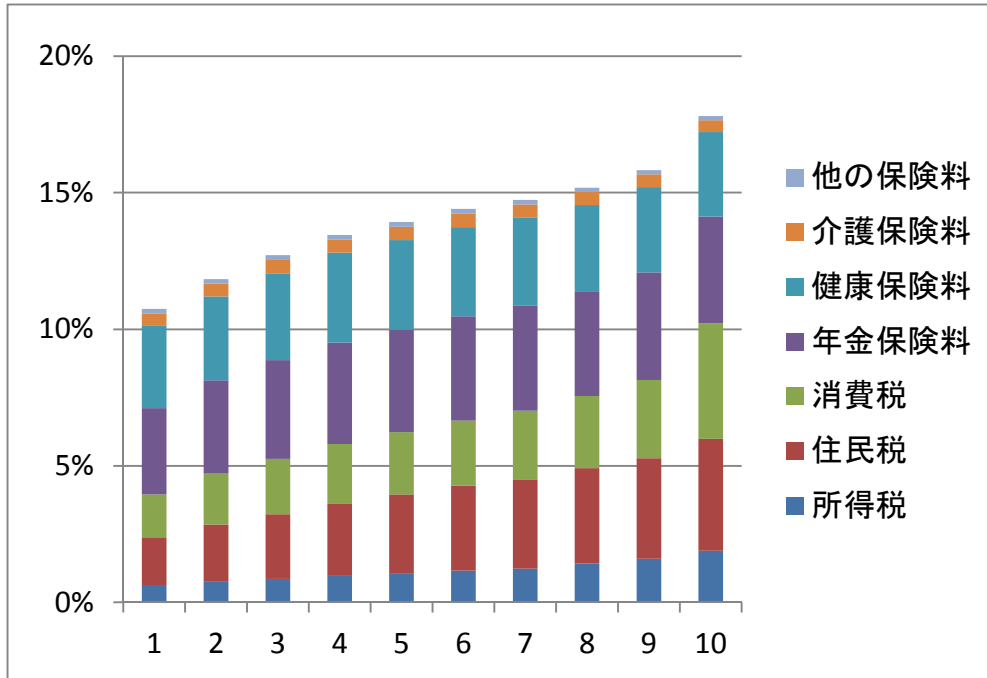


< 図表 31 >

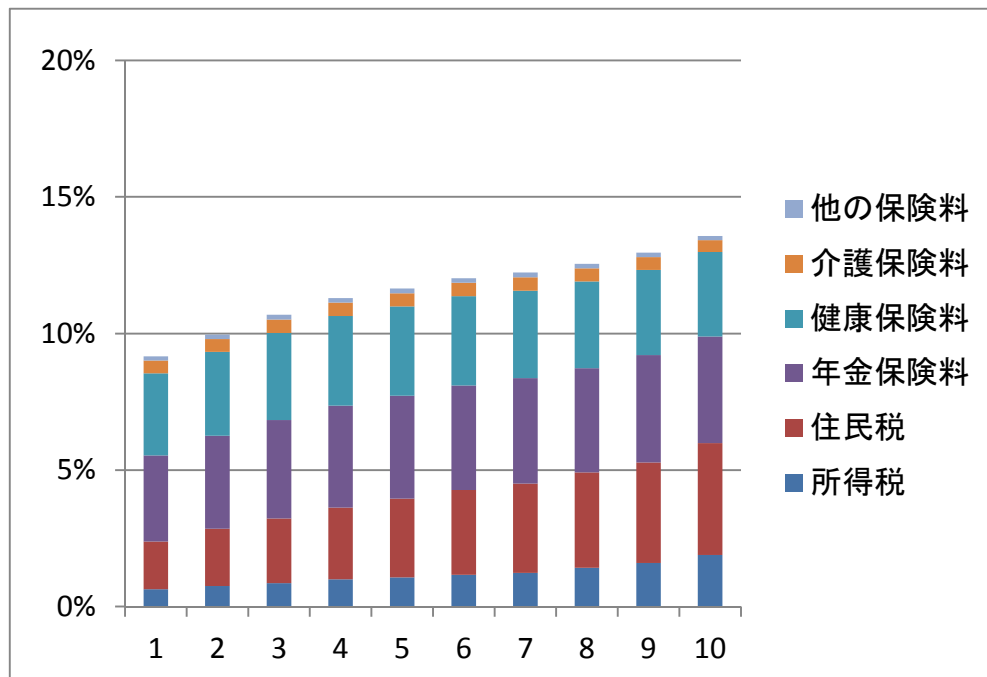
生涯ベース・消費階層別から見た税・保険料負担（積み上げ棒グラフ、階層間移動なし）

(1) 『全国消費実態調査』

(その1) 消費税含む場合

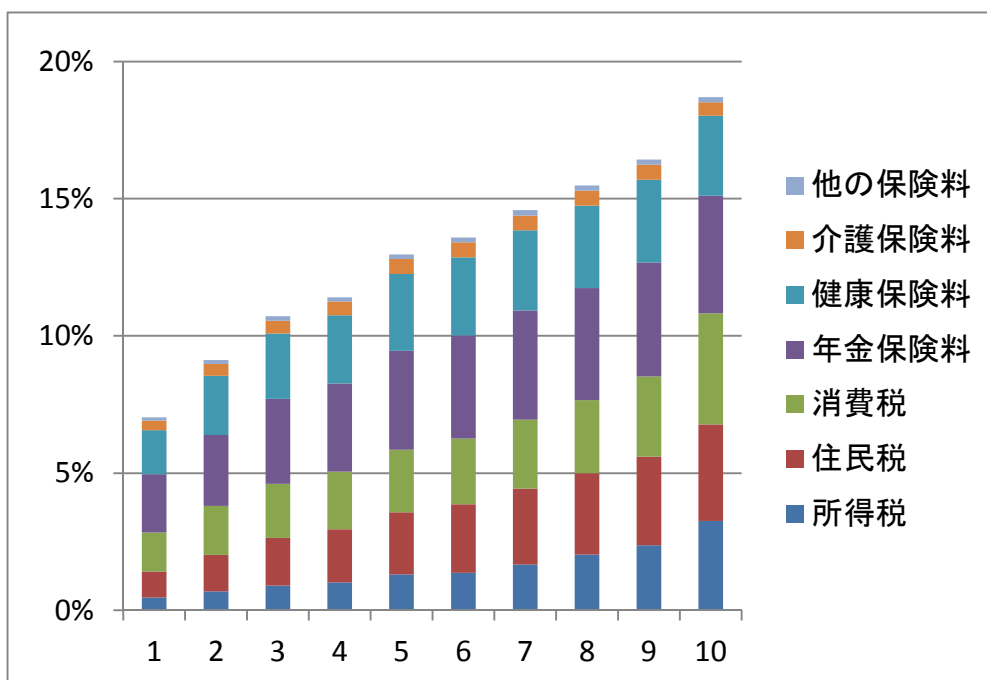


(その2) 消費税含まない場合

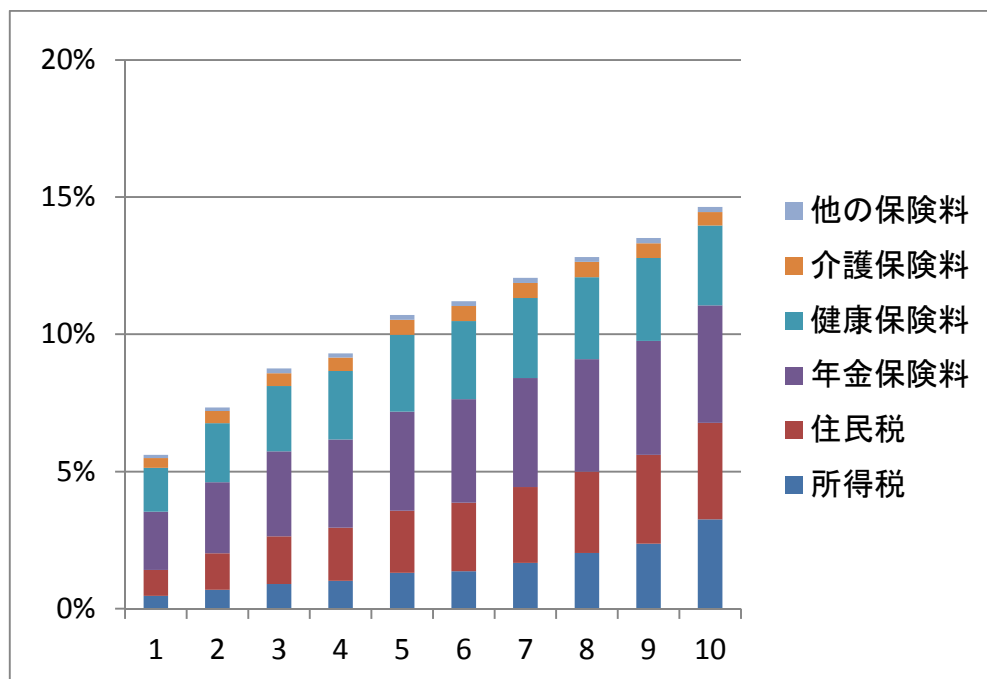


(2) 『家計調査』

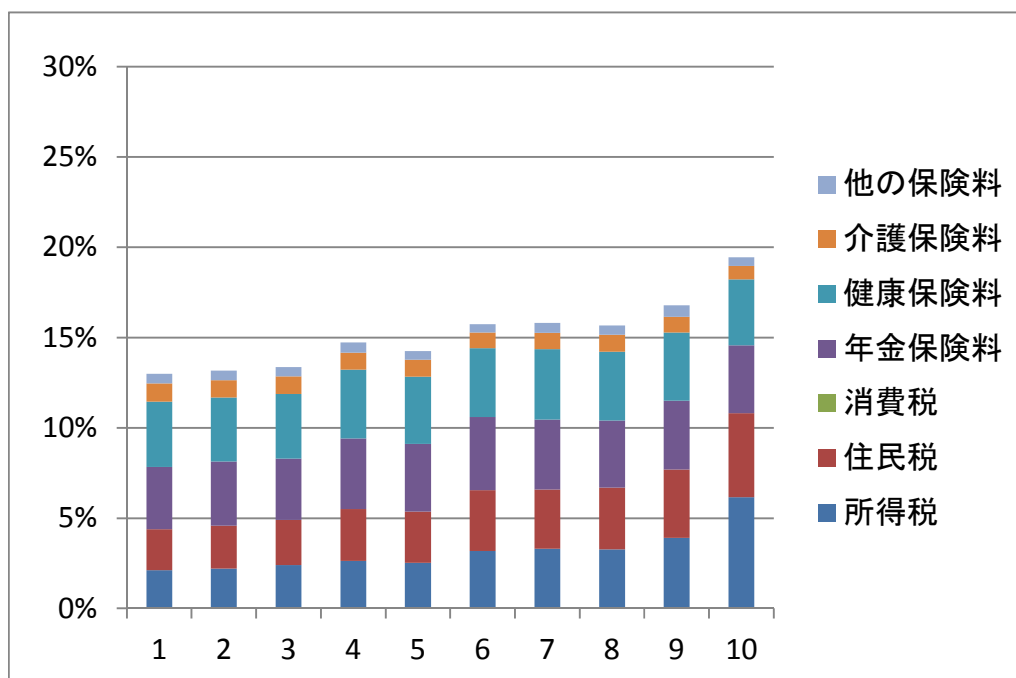
(その1) 消費税含む場合



(その2) 消費税含まない場合



(3) 『国民生活基礎調査』

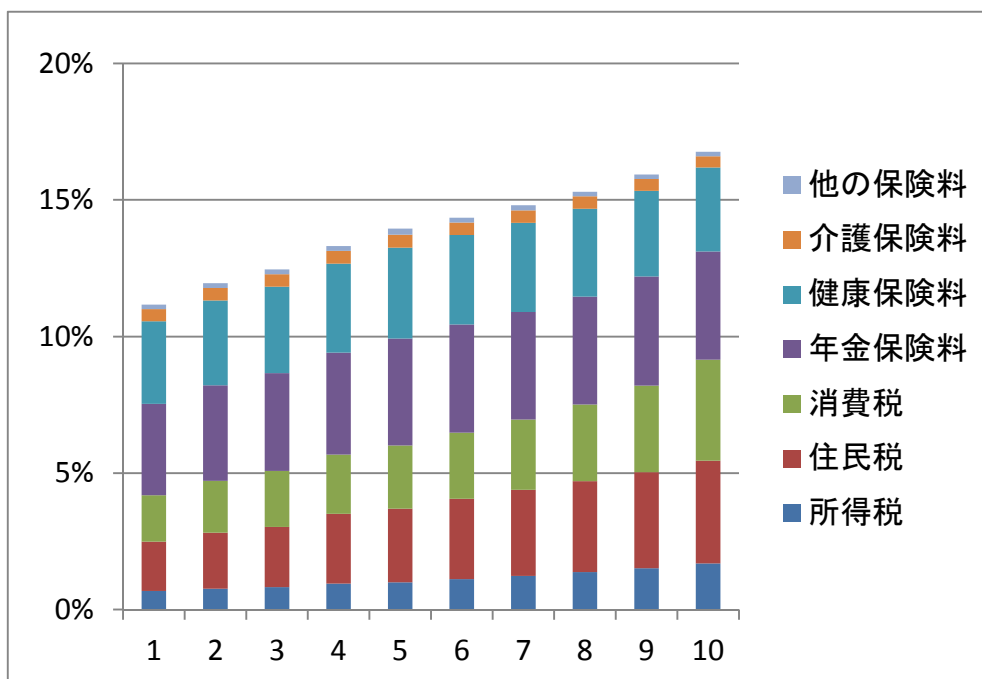


< 図表 32 >

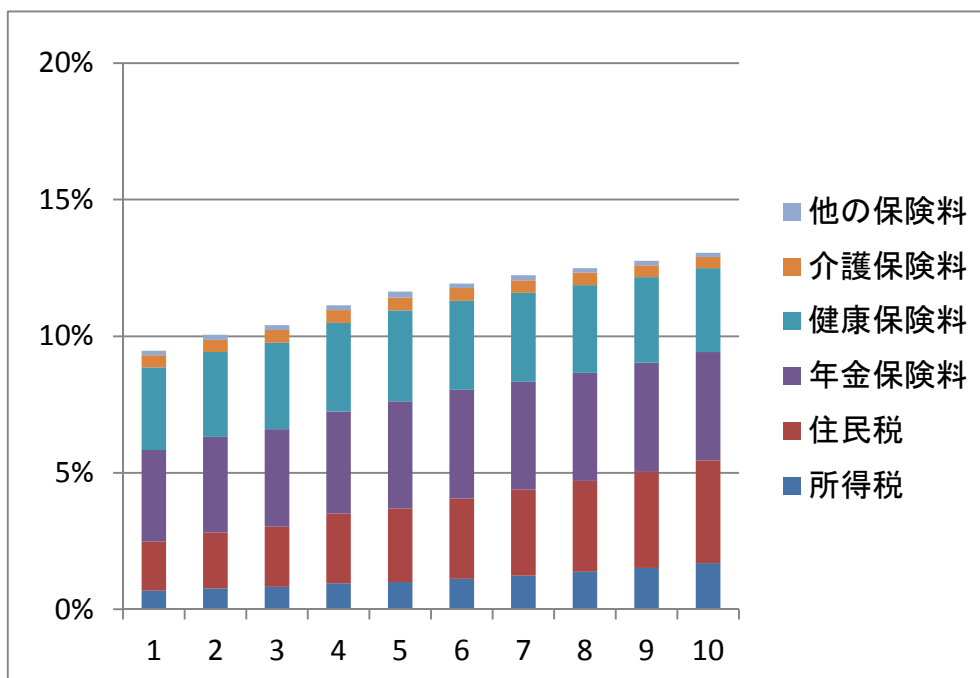
生涯ベース・消費階層別から見た税・保険料負担 (積み上げ棒グラフ、階層間移動あり)

(1) 『全国消費実態調査』

(その1) 消費税含む場合

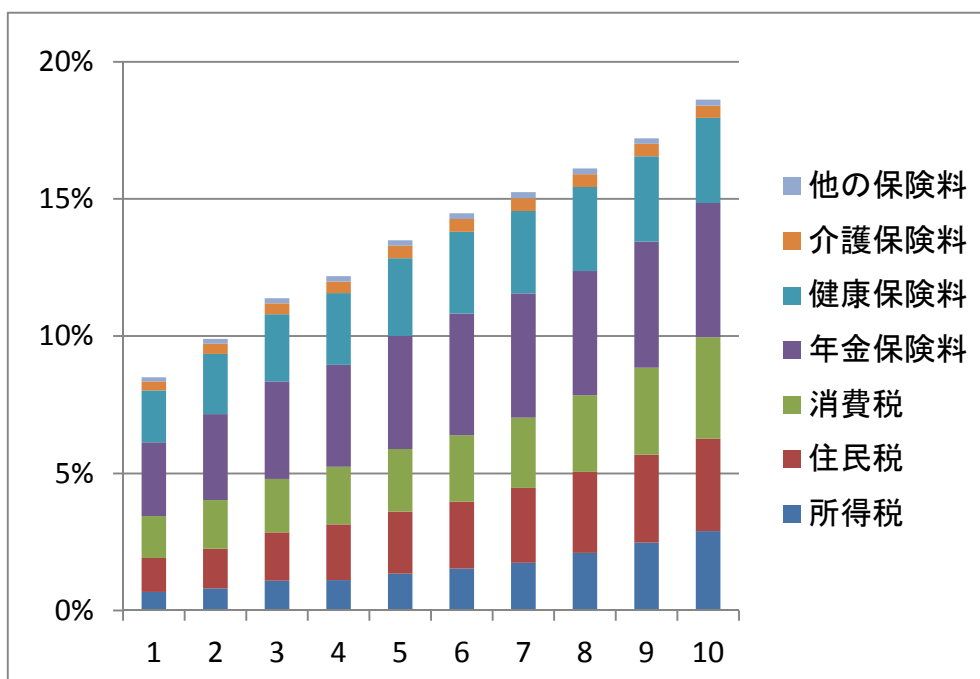


(その2) 消費税含まない場合

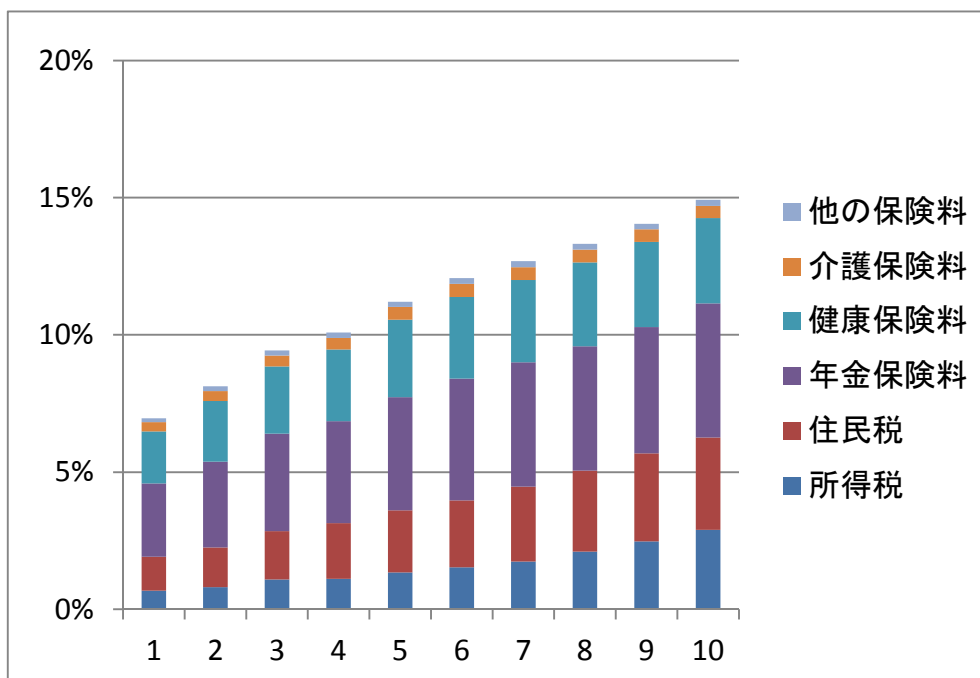


(2) 『家計調査』

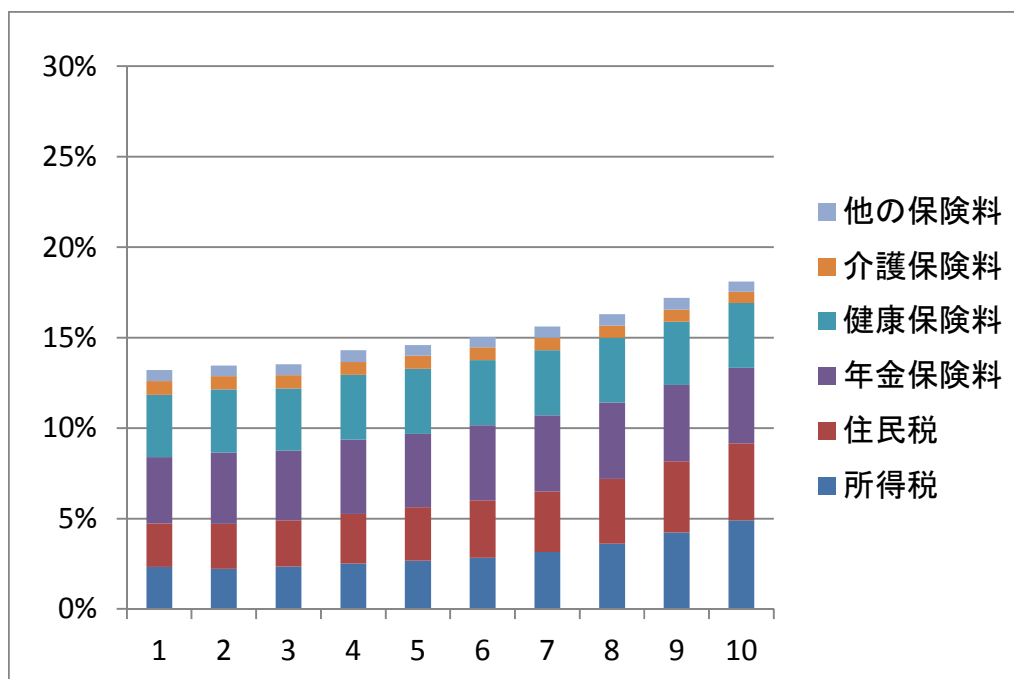
(その1) 消費税含む場合



(その2) 消費税含まない場合



(3) 『国民生活基礎調査』



< 図表 33 >

世帯シェア（対総世帯数）に関する年齢階層別×所得階層別のクロス集計

(1) 『全国消費実態調査』

年齢階層別	所得階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	0.18%	0.13%	0.10%	0.09%	0.07%	0.04%	0.04%	0.02%	0.02%	0.01%	0.70%
25-34	0.89%	1.24%	1.34%	1.16%	1.13%	0.87%	0.77%	0.72%	0.55%	0.31%	8.98%
35-44	1.33%	1.65%	1.68%	1.92%	2.21%	2.41%	2.40%	2.21%	1.87%	1.36%	19.02%
45-54	1.11%	0.85%	0.96%	1.18%	1.24%	1.77%	2.22%	2.73%	3.19%	3.74%	18.98%
55-64	2.20%	1.83%	1.65%	1.54%	1.71%	1.92%	2.13%	2.50%	3.02%	3.75%	22.22%
65-74	2.44%	2.80%	2.86%	2.65%	2.22%	2.02%	1.70%	1.43%	1.00%	0.65%	19.77%
75-	1.83%	1.47%	1.36%	1.55%	1.42%	0.94%	0.70%	0.50%	0.35%	0.20%	10.32%
合計	9.97%	9.97%	9.96%	10.08%	9.99%	9.97%	9.95%	10.10%	9.99%	10.01%	100.00%

(注) 黄色地は2%以上の割合を占める区分を示す。

(2) 『家計調査』

年齢階層別	所得階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	0.28%	0.20%	0.11%	0.14%	0.14%	0.13%	0.10%	0.10%	0.01%	0.01%	1.21%
25-34	0.78%	1.10%	1.02%	1.09%	1.05%	1.08%	0.97%	0.95%	0.62%	0.34%	9.02%
35-44	1.07%	1.43%	1.51%	1.67%	1.89%	2.17%	2.58%	2.13%	2.17%	1.43%	18.04%
45-54	0.75%	0.80%	0.86%	0.98%	1.11%	1.44%	2.05%	2.70%	3.34%	3.13%	17.18%
55-64	1.83%	1.56%	1.48%	1.57%	1.56%	1.81%	1.85%	2.34%	2.52%	3.68%	20.21%
65-74	2.88%	3.12%	3.04%	2.67%	2.59%	2.04%	1.70%	1.28%	1.00%	1.03%	21.35%
75-	2.40%	1.79%	2.00%	1.88%	1.64%	1.33%	0.75%	0.51%	0.30%	0.39%	13.00%
合計	9.99%	10.00%	10.00%	10.00%	9.98%	10.00%	10.00%	10.01%	9.98%	10.03%	100.00%

(注) 黄色地は2%以上の割合を占める区分を示す。

(3) 『国民生活基礎調査』【参考】

年齢階層別	所得階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	0.66%	0.42%	0.21%	0.09%	0.08%	0.05%	0.05%	0.02%	0.01%	0.00%	1.60%
25-34	0.36%	0.53%	0.58%	0.66%	0.72%	0.65%	0.66%	0.64%	0.49%	0.21%	5.51%
35-44	0.79%	0.86%	0.95%	1.01%	1.16%	1.39%	1.53%	1.56%	1.49%	1.13%	11.86%
45-54	0.95%	0.90%	0.97%	0.84%	1.04%	1.33%	1.51%	1.96%	2.32%	2.68%	14.50%
55-64	1.96%	2.03%	2.02%	1.70%	1.79%	1.80%	2.36%	2.62%	3.12%	3.89%	23.28%
65-74	2.12%	2.35%	2.76%	3.03%	2.75%	2.58%	2.32%	2.05%	1.57%	1.18%	22.71%
75-	3.12%	2.93%	2.48%	2.71%	2.42%	2.22%	1.57%	1.16%	0.97%	0.96%	20.54%
合計	9.96%	10.03%	9.95%	10.05%	9.95%	10.04%	10.01%	10.00%	9.96%	10.05%	100.00%

(注) 黄色地は2%以上の割合を占める区分を示す。

< 図表 34 >

世帯シェア（対総世帯数）に関する年齢階層別×消費階層別のクロス集計

(1) 『全国消費実態調査』

年齢階層別	消費階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	0.11%	0.13%	0.11%	0.10%	0.06%	0.08%	0.04%	0.03%	0.02%	0.02%	0.70%
25-34	1.09%	1.20%	1.26%	1.13%	1.05%	0.95%	0.82%	0.62%	0.47%	0.41%	8.98%
35-44	1.81%	2.31%	2.36%	2.45%	2.37%	2.07%	1.85%	1.68%	1.31%	0.81%	19.02%
45-54	1.26%	1.49%	1.54%	1.56%	1.72%	1.80%	1.96%	2.19%	2.50%	2.96%	18.98%
55-64	1.79%	1.77%	1.80%	1.84%	1.98%	2.10%	2.25%	2.49%	2.96%	3.24%	22.22%
65-74	2.06%	1.86%	1.88%	1.94%	1.86%	2.03%	2.10%	2.16%	1.94%	1.93%	19.77%
75-	1.88%	1.23%	1.04%	0.99%	0.97%	0.98%	0.98%	0.84%	0.79%	0.63%	10.32%
合計	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	100.00%

(注) 黄色地は2%以上の割合を占める区分を示す。

(2) 『家計調査』

年齢階層別	消費階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	0.20%	0.21%	0.19%	0.11%	0.12%	0.11%	0.09%	0.10%	0.04%	0.04%	1.21%
25-34	1.00%	1.01%	1.12%	1.20%	1.15%	0.94%	0.86%	0.77%	0.53%	0.44%	9.02%
35-44	1.39%	1.78%	2.04%	2.14%	2.05%	2.18%	2.04%	1.85%	1.46%	1.12%	18.04%
45-54	1.09%	1.29%	1.29%	1.41%	1.49%	1.73%	1.83%	2.07%	2.34%	2.64%	17.18%
55-64	1.69%	1.78%	1.72%	1.77%	1.91%	1.90%	1.91%	2.13%	2.48%	2.91%	20.21%
65-74	2.18%	2.18%	2.23%	2.09%	2.06%	2.10%	2.27%	2.11%	2.13%	2.01%	21.35%
75-	2.45%	1.75%	1.41%	1.29%	1.22%	1.04%	0.99%	0.97%	1.02%	0.85%	13.00%
合計	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	100.00%

(注) 黄色地は2%以上の割合を占める区分を示す。

(3) 『国民生活基礎調査』【参考】

年齢階層別	消費階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	0.30%	0.23%	0.27%	0.39%	0.16%	0.08%	0.09%	0.03%	0.05%	0.02%	1.60%
25-34	0.49%	0.65%	0.72%	0.69%	0.73%	0.38%	0.71%	0.47%	0.42%	0.24%	5.51%
35-44	0.87%	1.02%	1.35%	1.41%	1.71%	0.99%	1.50%	1.16%	1.05%	0.80%	11.86%
45-54	1.00%	1.06%	1.30%	1.24%	1.70%	0.90%	1.80%	1.69%	1.75%	2.05%	14.50%
55-64	1.63%	1.75%	2.02%	2.11%	2.15%	1.44%	3.40%	2.50%	2.87%	3.40%	23.28%
65-74	2.02%	2.13%	2.51%	2.27%	2.09%	1.55%	3.22%	2.30%	2.47%	2.15%	22.71%
75-	2.99%	2.46%	2.32%	2.53%	1.71%	1.24%	2.61%	1.64%	1.62%	1.42%	20.54%
合計	9.30%	9.31%	10.50%	10.63%	10.25%	6.57%	13.33%	9.79%	10.24%	10.08%	100.00%

(注) 黄色地は2%以上の割合を占める区分を示す。

< 図表 35 >

総所得消費差額割合（対総所得）に関する年齢階層別×所得階層別のクロス集計

(1) 『全国消費実態調査』

年齢階層別	所得階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	-5.66%	24.29%	28.65%	32.60%	42.87%	30.92%	51.80%	57.00%	46.76%	74.78%	32.07%
25-34	-1.98%	19.21%	30.53%	36.32%	39.86%	42.25%	46.35%	44.75%	50.25%	56.97%	39.16%
35-44	-8.87%	24.13%	31.15%	37.95%	41.32%	45.28%	48.33%	52.67%	55.01%	62.09%	46.84%
45-54	-25.16%	14.69%	24.64%	30.12%	34.98%	38.85%	41.66%	45.12%	48.45%	55.93%	45.61%
55-64	-40.39%	-1.35%	15.17%	23.32%	23.06%	31.87%	35.57%	42.20%	48.47%	57.98%	40.32%
65-74	-14.24%	10.01%	12.88%	18.32%	21.90%	28.00%	32.76%	39.29%	46.82%	54.30%	26.70%
75-	-6.62%	17.89%	23.19%	26.37%	29.63%	33.94%	38.26%	42.28%	42.14%	65.38%	30.05%
合計	-17.64%	13.17%	21.42%	27.63%	31.31%	36.67%	40.59%	45.06%	49.39%	57.65%	39.66%

(2) 『家計調査』

年齢階層別	所得階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	-8.57%	17.23%	35.45%	28.36%	38.63%	46.46%	55.05%	49.79%	55.15%	75.61%	35.74%
25-34	6.78%	20.82%	32.01%	36.60%	38.24%	43.42%	41.14%	43.47%	49.70%	66.19%	40.86%
35-44	5.09%	19.37%	32.53%	34.04%	41.19%	42.89%	45.49%	48.74%	53.84%	59.85%	45.88%
45-54	-9.89%	12.73%	25.55%	31.49%	35.62%	39.63%	44.32%	43.77%	47.98%	55.83%	46.01%
55-64	-7.67%	10.00%	17.85%	24.17%	30.14%	34.18%	37.96%	42.26%	46.88%	58.04%	42.85%
65-74	-0.81%	12.03%	17.80%	19.39%	24.02%	23.09%	29.65%	37.85%	47.31%	61.02%	29.09%
75-	11.58%	22.47%	27.38%	27.93%	23.08%	29.24%	33.14%	40.99%	54.06%	62.49%	31.52%
合計	1.11%	15.77%	24.24%	27.39%	31.08%	35.09%	39.93%	43.61%	49.20%	58.38%	40.35%

(3) 『国民生活基礎調査』

年齢階層別	所得階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	-86.14%	3.69%	31.60%	27.76%	47.92%	40.57%	61.76%	63.59%			9.39%
25-34	-74.91%	-6.57%	22.97%	25.43%	41.05%	48.53%	50.05%	53.74%	62.71%	71.75%	45.68%
35-44	-87.29%	-11.23%	12.20%	29.29%	41.85%	37.43%	54.76%	57.95%	64.61%	69.40%	51.47%
45-54	-119.15%	-17.34%	4.08%	19.55%	35.12%	33.91%	49.65%	51.42%	56.88%	68.64%	51.80%
55-64	-123.64%	-21.28%	-0.89%	12.72%	31.48%	37.07%	46.58%	53.87%	57.02%	68.94%	49.55%
65-74	-86.08%	-14.53%	-0.62%	16.65%	26.28%	35.96%	42.52%	49.21%	61.81%	71.64%	37.74%
75-	-53.17%	0.56%	16.82%	26.76%	31.66%	36.90%	43.26%	54.02%	57.62%	71.10%	37.75%
合計	-85.78%	-10.29%	7.40%	20.89%	32.52%	37.15%	47.15%	53.10%	59.21%	69.52%	45.54%

< 図表 36 >

可処分所得消費差額割合（対総所得）に関する年齢階層別×所得階層別のクロス集計

(1) 『全国消費実態調査』

年齢階層別	所得階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	-24.60%	7.72%	16.67%	19.16%	34.03%	19.44%	43.21%	52.73%	38.24%	74.04%	20.47%
25-34	-21.35%	3.83%	17.55%	24.43%	28.84%	31.42%	36.31%	33.89%	40.56%	48.57%	27.63%
35-44	-28.37%	10.70%	18.39%	26.78%	30.61%	35.09%	38.87%	44.05%	46.45%	54.60%	36.96%
45-54	-46.94%	-1.15%	11.15%	17.53%	23.04%	27.10%	30.46%	35.16%	38.66%	47.43%	35.34%
55-64	-74.14%	-19.88%	0.77%	11.02%	9.71%	20.60%	24.48%	32.27%	38.93%	50.11%	29.55%
65-74	-30.39%	-1.76%	1.04%	7.41%	11.60%	18.77%	24.29%	31.71%	40.26%	48.61%	17.20%
75-	-18.44%	9.67%	15.10%	18.00%	21.68%	26.59%	31.05%	35.66%	35.56%	62.18%	22.37%
合計	-37.59%	-0.34%	9.14%	16.41%	20.37%	26.29%	30.62%	35.81%	40.34%	49.85%	29.42%

(2) 『家計調査』

年齢階層別	所得階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	-46.60%	1.93%	19.56%	11.43%	23.84%	34.50%	45.65%	39.05%	47.20%	70.49%	20.87%
25-34	-8.91%	7.24%	21.42%	25.66%	27.11%	32.51%	29.41%	32.42%	38.70%	60.46%	29.86%
35-44	-9.61%	6.07%	21.58%	23.19%	30.89%	32.64%	34.61%	38.48%	44.49%	50.69%	35.38%
45-54	-27.94%	-0.45%	13.61%	20.94%	26.21%	28.82%	34.65%	32.63%	36.69%	46.02%	35.19%
55-64	-22.85%	-2.22%	5.50%	14.62%	20.55%	25.18%	28.74%	33.88%	37.38%	50.42%	33.62%
65-74	-11.44%	2.52%	8.52%	10.19%	15.19%	13.81%	21.59%	30.88%	42.48%	58.43%	21.64%
75-	4.52%	16.17%	21.35%	20.63%	13.86%	21.58%	27.01%	35.41%	50.49%	60.65%	25.31%
合計	-11.34%	5.09%	14.48%	17.71%	21.26%	25.27%	30.24%	34.10%	39.76%	50.91%	30.80%

(3) 『国民生活基礎調査』

年齢階層別	所得階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	-86.49%	2.74%	26.45%	21.65%	42.95%	32.54%	54.51%	55.80%			3.43%
25-34	-88.67%	-14.80%	12.52%	14.76%	31.43%	38.36%	40.34%	43.76%	54.50%	64.24%	35.37%
35-44	-103.95%	-21.13%	0.09%	19.03%	31.45%	25.53%	45.11%	48.23%	56.12%	60.55%	40.77%
45-54	-138.84%	-29.38%	-9.86%	6.98%	23.82%	22.21%	39.96%	41.31%	47.00%	59.72%	40.81%
55-64	-149.90%	-35.89%	-13.22%	0.36%	20.73%	26.19%	37.03%	44.92%	47.32%	59.83%	38.28%
65-74	-99.19%	-21.16%	-8.19%	8.90%	18.31%	28.11%	35.09%	41.66%	55.74%	65.10%	29.24%
75-	-62.59%	-4.55%	11.80%	21.44%	25.01%	29.56%	35.49%	47.07%	50.44%	64.33%	29.88%
合計	-99.86%	-18.42%	-1.53%	12.30%	23.58%	27.65%	38.25%	44.24%	50.57%	61.12%	35.36%

< 図表 37 >

総所得消費差額割合（対総所得）に関する年齢階層別×消費階層別のクロス集計

(1) 『全国消費実態調査』

年齢階層別	消費階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	55.43%	39.91%	29.67%	34.55%	33.02%	25.02%	32.85%	31.93%	0.76%	-15.47%	32.07%
25-34	60.90%	51.33%	47.87%	42.57%	41.24%	39.52%	36.05%	34.37%	33.79%	-10.82%	39.16%
35-44	64.79%	57.79%	53.85%	50.85%	48.77%	46.64%	46.19%	44.28%	39.26%	8.54%	46.84%
45-54	68.60%	62.97%	60.39%	56.65%	54.77%	53.98%	51.25%	48.25%	43.17%	20.11%	45.61%
55-64	66.17%	58.98%	57.06%	53.80%	51.69%	49.49%	47.68%	44.75%	37.44%	6.58%	40.32%
65-74	58.39%	50.23%	44.68%	41.68%	37.33%	34.57%	27.88%	25.29%	16.76%	-26.23%	26.70%
75-	57.19%	46.81%	44.90%	40.91%	35.87%	31.99%	28.34%	23.58%	10.66%	-29.59%	30.05%
合計	62.79%	55.70%	52.55%	49.16%	46.99%	44.93%	42.47%	40.19%	34.42%	4.17%	39.66%

(2) 『家計調査』

年齢階層別	消費階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	62.00%	51.93%	36.89%	33.41%	38.80%	32.96%	25.57%	28.99%	-6.65%	-38.95%	35.74%
25-34	67.93%	56.42%	47.66%	45.85%	45.28%	39.51%	40.84%	36.71%	27.88%	-13.20%	40.86%
35-44	69.28%	61.58%	55.93%	51.87%	46.29%	45.75%	44.36%	43.68%	38.06%	18.24%	45.88%
45-54	73.19%	64.83%	59.74%	58.78%	56.14%	54.30%	50.45%	47.57%	41.60%	22.37%	46.01%
55-64	68.37%	62.43%	59.07%	55.55%	54.16%	49.21%	47.70%	44.48%	41.26%	13.12%	42.85%
65-74	60.03%	51.21%	45.05%	41.47%	37.16%	33.46%	29.19%	26.48%	16.13%	-8.43%	29.09%
75-	62.05%	48.30%	43.55%	42.98%	36.77%	31.66%	28.51%	19.45%	13.75%	-21.61%	31.52%
合計	66.16%	57.70%	52.47%	50.11%	47.06%	44.27%	41.84%	39.41%	33.72%	9.79%	40.35%

(3) 『国民生活基礎調査』

年齢階層別	消費階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	50.41%	34.14%	-3.11%	11.67%	-13.67%	-6.30%	-24.22%	-9.89%	-13.78%	-125.49%	9.39%
25-34	75.16%	63.55%	57.50%	52.93%	44.08%	41.31%	46.73%	43.00%	37.26%	-23.29%	45.68%
35-44	78.99%	68.46%	60.80%	58.79%	55.10%	48.90%	51.09%	48.86%	43.19%	20.68%	51.47%
45-54	80.02%	70.21%	67.88%	60.92%	59.64%	56.11%	57.07%	51.05%	48.43%	27.61%	51.80%
55-64	76.07%	69.28%	61.07%	58.25%	57.72%	49.93%	55.62%	50.88%	46.38%	28.81%	49.55%
65-74	70.69%	60.81%	54.52%	46.67%	48.76%	39.99%	38.84%	39.20%	30.76%	-4.74%	37.74%
75-	66.48%	55.38%	50.40%	40.84%	44.94%	40.51%	33.86%	33.69%	28.42%	1.99%	37.75%
合計	73.12%	63.68%	57.79%	51.83%	52.87%	46.34%	47.86%	45.38%	40.32%	17.87%	45.54%

< 図表 38 >

可処分所得消費差額割合（対総所得）に関する年齢階層別×消費階層別のクロス集計

(1) 『全国消費実態調査』

年齢階層別	消費階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	49.54%	30.88%	17.26%	22.15%	20.86%	10.46%	21.97%	22.66%	-22.24%	-39.85%	20.47%
25-34	55.15%	43.56%	38.72%	31.95%	30.32%	27.83%	22.68%	20.95%	19.48%	-37.96%	27.63%
35-44	60.15%	51.23%	46.03%	42.17%	39.25%	36.61%	35.80%	33.01%	26.06%	-13.99%	36.96%
45-54	64.47%	57.61%	54.07%	49.34%	46.61%	45.56%	42.10%	38.43%	31.57%	2.39%	35.34%
55-64	62.10%	53.16%	50.89%	46.54%	43.90%	40.75%	38.33%	34.57%	25.21%	-14.47%	29.55%
65-74	54.85%	45.43%	38.46%	35.13%	29.82%	26.18%	18.34%	15.21%	4.50%	-48.96%	17.20%
75-	54.07%	42.11%	39.62%	35.33%	28.94%	24.40%	20.05%	14.03%	-1.18%	-52.02%	22.37%
合計	58.60%	49.76%	45.58%	41.36%	38.40%	35.73%	32.55%	29.61%	21.93%	-16.62%	29.42%

(2) 『家計調査』

年齢階層別	消費階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	56.18%	42.68%	22.40%	19.17%	22.18%	17.26%	6.19%	10.34%	-41.28%	-92.39%	20.87%
25-34	64.87%	50.77%	39.05%	37.26%	35.17%	26.32%	28.28%	23.41%	11.65%	-47.05%	29.86%
35-44	66.50%	57.25%	49.33%	44.44%	36.46%	34.90%	32.64%	30.71%	21.89%	-4.97%	35.38%
45-54	71.00%	61.14%	54.62%	52.61%	49.06%	45.67%	41.24%	35.95%	27.25%	1.46%	35.19%
55-64	66.18%	59.07%	54.43%	50.83%	48.27%	41.40%	39.33%	35.08%	30.88%	-8.60%	33.62%
65-74	57.84%	47.80%	40.63%	36.21%	30.42%	26.26%	21.17%	17.82%	5.03%	-22.50%	21.64%
75-	60.21%	45.04%	39.01%	38.14%	31.65%	24.89%	21.22%	9.87%	4.15%	-38.97%	25.31%
合計	63.75%	53.72%	46.81%	43.89%	39.47%	35.14%	32.14%	28.30%	20.73%	-11.22%	30.80%

(3) 『国民生活基礎調査』

年齢階層別	消費階層別										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
-24	47.68%	30.40%	-6.00%	4.50%	-18.86%	-16.88%	-36.36%	-14.67%	-29.60%	-126.12%	3.43%
25-34	70.69%	57.25%	50.10%	44.26%	34.83%	29.29%	36.06%	31.56%	24.05%	-50.50%	35.37%
35-44	74.80%	62.02%	53.20%	50.31%	45.29%	38.51%	41.02%	36.85%	29.61%	-1.56%	40.77%
45-54	76.13%	64.58%	61.85%	53.70%	51.01%	46.90%	47.08%	39.70%	36.55%	7.36%	40.81%
55-64	72.28%	63.87%	53.85%	50.33%	49.00%	40.50%	45.86%	39.38%	33.96%	9.19%	38.28%
65-74	67.93%	56.80%	49.36%	40.67%	41.78%	32.84%	30.42%	30.41%	20.46%	-24.66%	29.24%
75-	63.66%	50.80%	44.88%	35.05%	37.83%	33.46%	25.57%	24.30%	17.79%	-16.24%	29.88%
合計	69.48%	58.35%	51.32%	44.39%	44.34%	37.37%	38.16%	34.52%	28.29%	-2.58%	35.36%